

平成 24 年 5 月 11 日
金融庁

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 32 号）のうち、公布の日（平成 22 年 5 月 19 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている部分（店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、取引情報保存・報告制度の創設）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うための「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」が本日閣議決定されました。本政令は、平成 24 年 5 月 16 日（水）に公布される予定であり、同年 11 月 1 日（木）から施行されます。

なお、本政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い当然必要とされる規定の整理を内容とし、また、国の機関の所掌事務の範囲及び国の機関相互間の関係を定めるものであることから、行政手続法第 4 条第 4 項第 1 号及び第 6 号並びに第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課（内線 3687）

（別紙）金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（PDF : KB）

平成 24 年 7 月 11 日
 金融庁

平成 22 年金融商品取引法等改正（2 年 6 ヶ月以内施行）に係る 内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 22 年金融商品取引法等改正（2 年 6 ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等につきまして、平成 24 年 4 月 27 日（金）から平成 24 年 5 月 28 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、18 の個人及び団体より延べ約 240 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙 1（PDF：K）を御覧ください。

2. 本件の内閣府令等の公布

本件の内閣府令等は、本日公布されました。

3. 施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 32 号）の一部の施行日は、「公布の日（平成 22 年 5 月 19 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 24 年 11 月 1 日（木）です。（当該施行日を定める政令は平成 24 年 5 月 11 日（金）に閣議決定され、平成 24 年 5 月 16 日（水）に公布されました。）

本件の内閣府令等についても、平成 24 年 11 月 1 日（木）から施行されることとなります（ただし、一部の規定については、本日から施行されます。）。

○ 本件で公表する内閣府令・告示

	概要	具体的な内容
1 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令【新設】	[別紙 2 (PDF: K)]	[別紙 3 (PDF: K)]
2 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令等の一部を改正する内閣府令		[別紙 4 (PDF: K)]
3 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件【新設】		[別紙 5 (PDF: K)]

4. 「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

平成 23 年 12 月 27 日（火）から平成 24 年 1 月 26 日（木）にかけて公表し、広く意見の募集を行った「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借

を指定する件の一部を改正する件（案）」については、3の個人及び団体より4件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙6（PDF：K）を御覧ください。

本件の告示については、本日公布され、本日から適用されます。

具体的な内容については別紙7（PDF：K）を御覧ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課（内線 3687）

平成22年金融商品取引法等改正（2年6ヶ月以内施行）に係る 内閣府令等の概要

I 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令

1. 清算集中

清算機関の利用の義務付けに伴い、その対象となる取引を定める（第2条。具体的には、金融庁長官が「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件」において指定する。）。

2. 取引情報の保存及び報告

取引情報保存・報告制度の創設に伴い、以下のとおり規定を整備する。

- (1) 金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存・報告の対象となる取引、記録を作成すべき事項、その保存・報告の方法等について、所要の事項を定める（第3条～第5条）。
- (2) 金融商品取引業者等による取引情報の保存・報告の対象となる取引、記録を作成すべき事項、その保存・報告の方法等について、所要の事項を定める（第6条～第8条）。
- (3) 金融商品取引業者等が、自ら取引情報を保存・報告するのに代えて取引情報蓄積機関・指定外国取引情報蓄積機関へ取引情報を提供する場合の方法等について、所要の事項を定める（第9条）。
- (4) 金融商品取引業者等から（3）の取引情報の提供を受けた取引情報蓄積機関が記録を作成すべき事項、その保存・報告の方法等について、所要の事項を定める（第10条、第11条）。

3. 取引情報蓄積機関

取引情報蓄積機関制度の創設に伴い、以下のとおり規定を整備する。

- (1) 取引情報蓄積機関の指定を申請する際に必要な添付書類を定める（第12条）。
- (2) 取引情報蓄積機関の業務・監督に関し、取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可、取引情報蓄積機関の兼業の承認の申請等の手続等について、所要の事項を定める（第13条～第21条）。

II 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令等の一部を改正する内閣府令

1. 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令及び内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

一定の店頭デリバティブ取引に関する清算機関の利用の義務付け、取引情報保存・報告制度の創設に伴い、所要の規定の整備を行う。

2. 金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正

自主規制法人の定款等の変更の認可等の手続、金融商品取引所の提出書類等について、所要の規定及び様式の整備を行う。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

我が国金融・資本市場を取り巻く環境の変化



我が国市場の国際競争力の強化
及び利用者利便の向上

グローバルな金融・資本市場の混乱を
踏まえた金融システム強化の必要性

利用者が安心して取引できる
適切な規制整備の必要性

「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

「新成長戦略」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現に向け、以下の制度整備を行う。

商品・取引所に関する規制の整備

- 商品^{注1}デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする
- 「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督^{注2}

業者等に関する規制の整備

- 仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備

農林水産大臣・経済産業大臣との連携

- 商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

⇒ 「総合的な取引所」の実現・利用者の利便性の向上

店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

店頭デリバティブ規制の整備

- 国際的な制度整備の要請も踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引における電子取引システムの使用義務付け^{注3}
- ⇒ **取引の公正性・透明性の確保**

適切な不公正取引規制の確保

課徴金制度の見直し

- 課徴金の対象を追加・拡大
 - ・ 外部協力者が、開示会社による虚偽開示書類の提出に加担する行為
 - ・ 金融商品取引業者以外の者が他人の計算で行った不公正取引
- 課徴金の調査において、違反者等に出頭を命ずる権限を追加
- ⇒ **市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止**

インサイダー取引規制の見直し

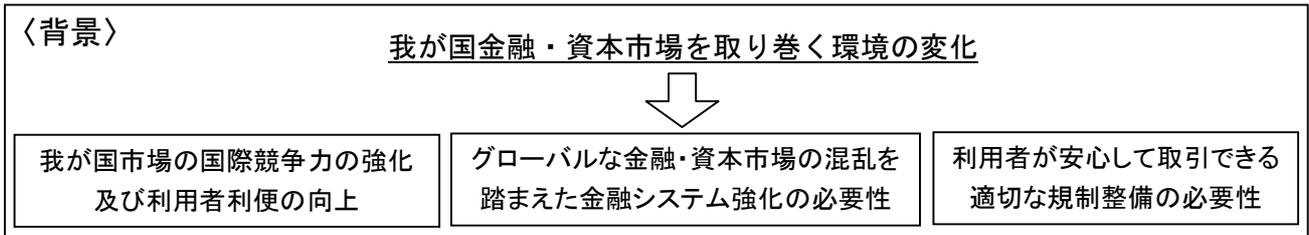
- 企業の組織再編に係る以下の行為についてインサイダー取引規制から適用除外
 - ・ 事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合
 - ・ 合併等の対価としての自己株式の交付
- ⇒ **企業のグループ経営の円滑化**

(注1) 当面、コメ等を除く

(注2) 商品のみを取り扱う取引所については、従来どおり、農林水産大臣・経済産業大臣が監督

(注3) 店頭デリバティブ規制のうち、「清算集中制度」、「取引情報の保存・報告制度」等は整備済(平成22年金商法改正)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要



I 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

1. 商品・取引所に関する規制の整備

- 商品^(注1)を「金融商品」と位置付け、当該商品に係る市場デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする
 - (注1) 当面、コメ等を除く
- 証券・金融と商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき規制し、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督^(注2)
 - (注2) 商品のみを取り扱う取引所については、引き続き、商品先物取引法に基づき規制し、農林水産大臣・経済産業大臣が監督
- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引について、当業者（商社、事業者）等を取引参加者として位置付けられる枠組みを整備

2. 業者等に関する規制の整備

- 取引業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備
 - 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る業務を第一種金融商品取引業に追加
 - 取引業者の行為規制等は、金商法規制を原則としつつ、現行商先法規制等を勘案
 - 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引の清算を金融商品取引清算機関の業務と位置付け

3. 不公正取引に関する規制の整備

- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る不公正取引について、金融商品取引法の既存の市場デリバティブ取引と同様の規制を適用

4. 農林水産大臣・経済産業大臣との連携

- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

II 店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

・ 店頭デリバティブ規制の整備

- 店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の使用義務付け

- 国際的な制度整備の要請も踏まえ、金融商品取引業者等が、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金融商品取引業者等が提供する電子情報処理組織を使用することを義務付け
- 外国から電子情報処理組織を提供する者については、内閣総理大臣の許可により、金融商品取引業者等を相手方とする店頭デリバティブ取引等を可能とする制度を整備

Ⅲ 適切な不公正取引規制の確保

1. 課徴金制度の見直し

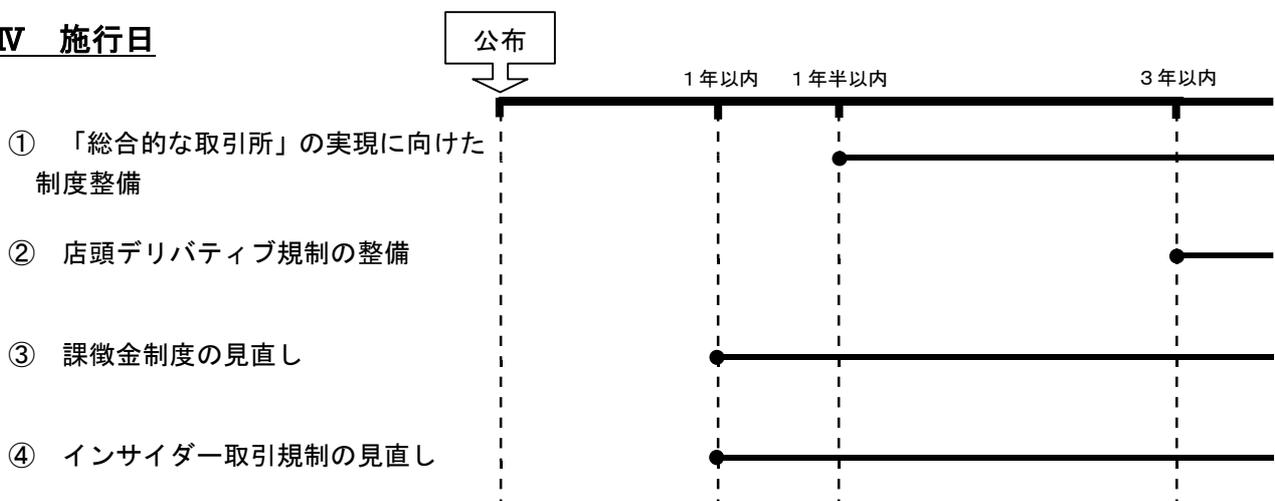
- 虚偽開示書類等の提出等に加担する行為に対する課徴金の適用
 - 外部協力者が、発行者等による虚偽開示書類等の提出等に加担する行為を、課徴金の対象に追加
- 不公正取引に関する課徴金の対象拡大
 - 金融商品取引業者等以外の業者や投資家が、顧客等の他人の計算で行った不公正取引について課徴金の対象に追加
- 課徴金の調査において、違反者等に出頭を命ずる権限を追加
 - 外部協力者に対する課徴金及び不公正取引を行った者に対する課徴金に係る事件の調査権限として、違反者等に対する出頭命令を追加

2. インサイダー取引規制の見直し

企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用除外

- 事業譲渡による保有株式の承継について、インサイダー取引の危険性が低い場合（株式が承継資産の一部（20%未満）の場合等）を適用除外とする
 （注）合併・会社分割についても、事業譲渡と同様の規制とする
- 合併等の対価としての自己株式の交付を、新株発行の場合と同様に適用除外とする

Ⅳ 施行日



金融商品取引法等の一部を改正する 法律案に係る説明資料

平成 24 年 3 月
金融 庁

目次

I. 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備	1
II. 店頭デリバティブ規制の整備	2
III. 課徴金制度の見直し	
1. 虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金の適用	3
2. 課徴金に係る調査権限への出頭命令の追加	3
3. 不公正取引に関する課徴金の対象拡大	4
IV. インサイダー取引規制の見直し	5
V. 施行スケジュール	6

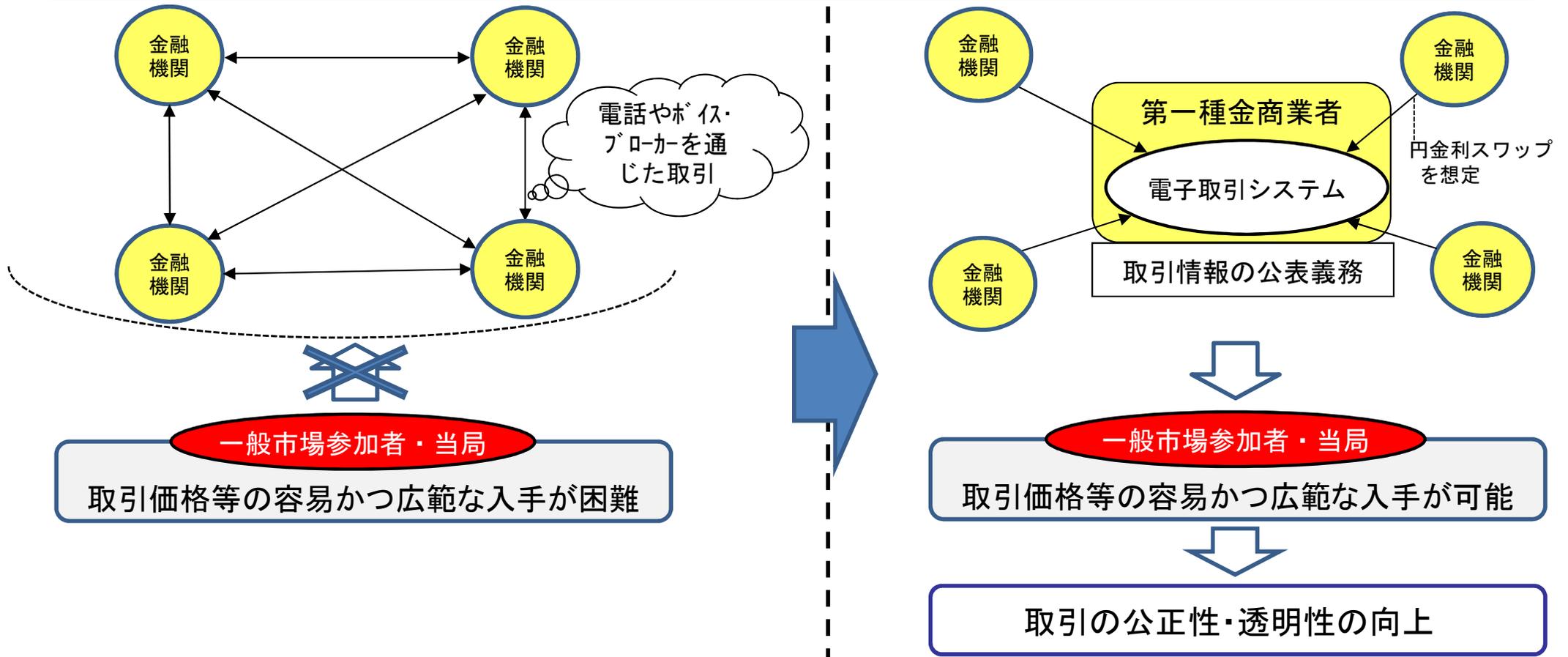
店頭デリバティブ規制の整備

改正の概要

○ G20ピッツバーグ・サミット首脳声明^(注)など国際的な議論も踏まえつつ、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金商業者等に、電子取引システムの使用を義務付けることにより、取引実態の透明性の向上を図る。

(注) G20ピッツバーグ・サミット首脳声明(2009.9.25)のポイント(店頭デリバティブ関係)

- ① 標準化された契約の取引所又は電子情報処理組織を通じた取引 ⇒ 今回改正事項
- ② 標準化された契約の中央清算機関を通じた決済 ⇒ (平成22年改正金商法で整備済)
- ③ 契約の取引情報蓄積機関への報告 ⇒ (平成22年改正金商法で整備済)



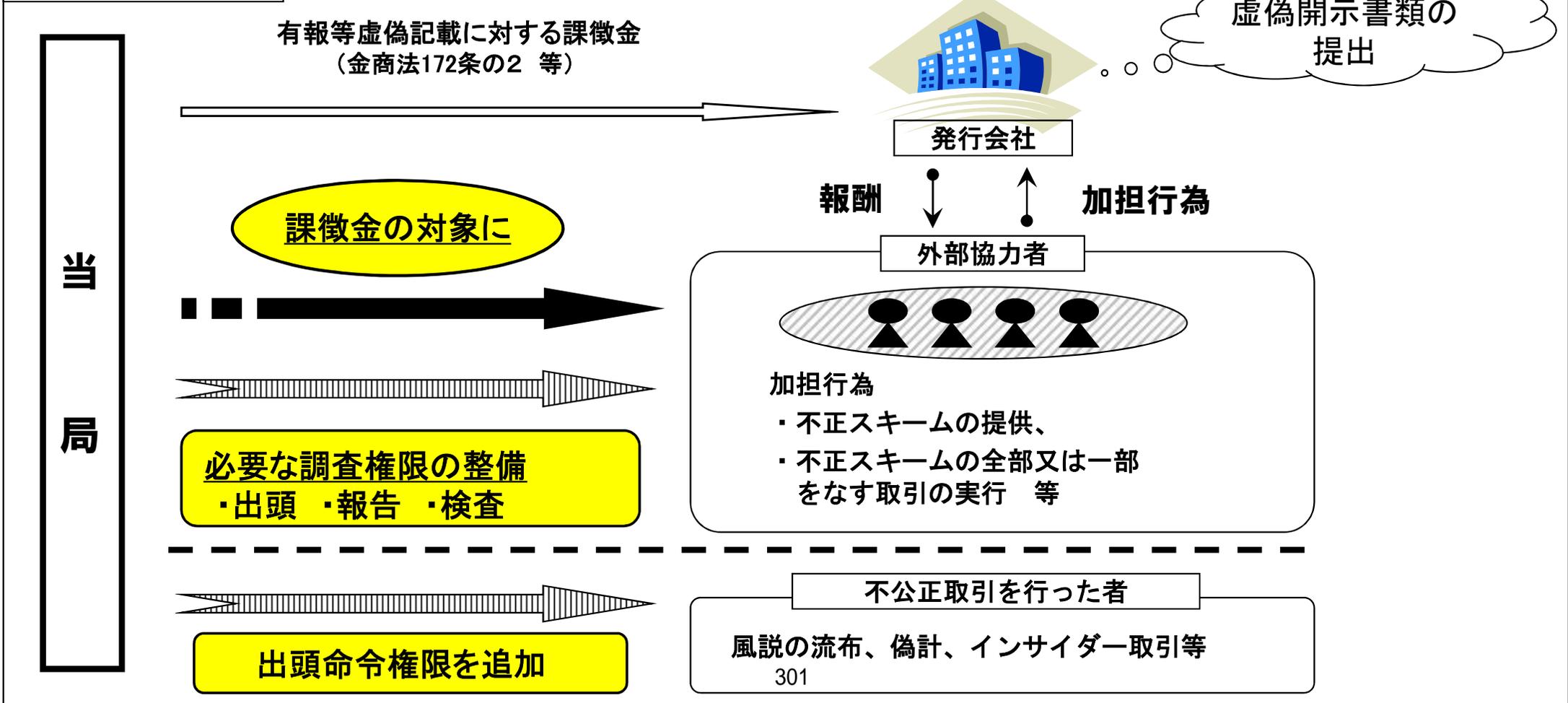
(注) なお、一般の店頭デリバティブ取引は、海外業者との取引が相対的に3割の割合を占めていることにも鑑み、海外の電子取引システムの提供者に対して、国内への参入を容易にする許可制度を整備。

課徴金制度の見直し① 虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金の適用
 ③ 課徴金に係る調査権限への出頭命令の追加

背景

- 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化。虚偽開示書類の提出は刑事罰及び課徴金の対象である一方、外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外。
- 不公正取引等に関する課徴金の調査において、対象者が調査に応じない可能性。

改正の概要



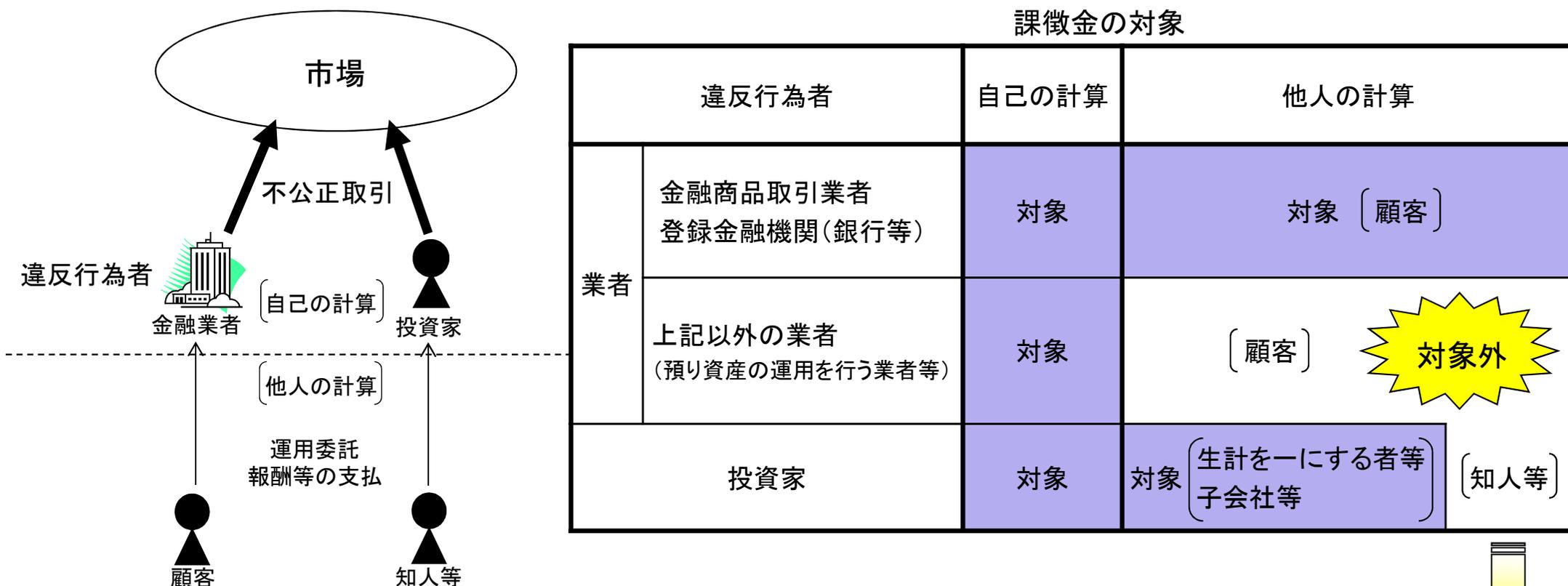
課徴金制度の見直し② 不公正取引に関する課徴金の対象拡大

現行制度

規制・罰則の対象：[誰の計算で行うかにかかわらず] 違反行為を行った者

課徴金の対象：[自己の計算で行う取引] 違反行為を行った者
[他人の計算で行う取引]

- ① 生計を一にする者・子会社等の計算で違反行為を行った者
- ② 顧客の計算で違反行為を行った金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）



改正の概要

○ 金融商品取引業者等以外の者が、他人の計算で行った不公正取引について課徴金の対象を拡大

対象拡大

インサイダー取引規制の見直し

改正の概要

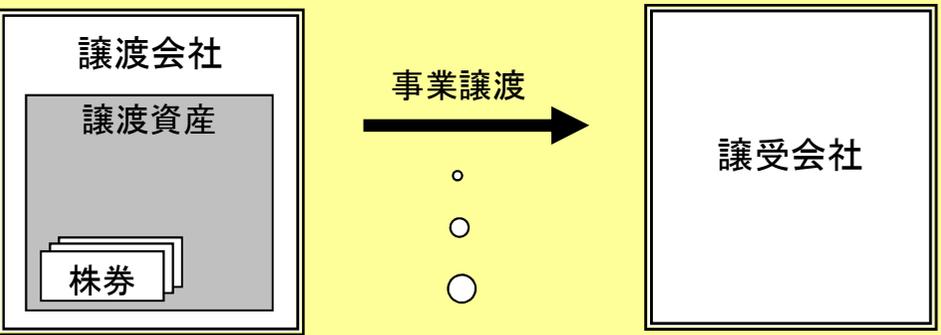
- 企業の組織再編に係る以下の行為についてインサイダー取引規制^(注)から適用除外
 - ・ 事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合
 - ・ 合併等の対価としての自己株式の交付

(注) 上場会社の会社関係者等が、上場会社に関する未公表の重要事実を知りながら、当該上場会社の株券等の売買等を行うことを禁止するもの

組織再編による保有株式の承継

現行
事業譲渡の対象資産に一部でも株式が含まれると、インサイダー取引規制が適用

改正後
インサイダー取引の危険性が低い場合(株式が承継資産の一部(20%未満)の場合等)を適用除外
※ 合併・会社分割については、現在、適用除外となっているが、事業譲渡と同様の規制とする

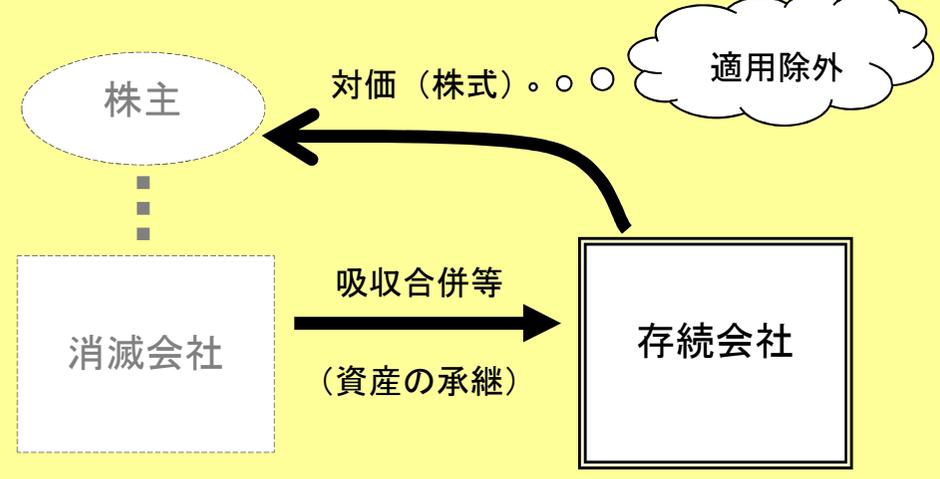


The diagram shows a box on the left labeled '譲渡会社' (Transferor Company) containing '譲渡資産' (Transferor Assets) and '株券' (Shares). An arrow labeled '事業譲渡' (Business Transfer) points to a box on the right labeled '譲受会社' (Transferee Company). Below the arrow are three dots. A cloud at the bottom contains the text 'インサイダー取引の危険性が低い場合を適用除外' (Applying exemption for cases with low risk of insider trading).

組織再編の対価としての自己株式の交付

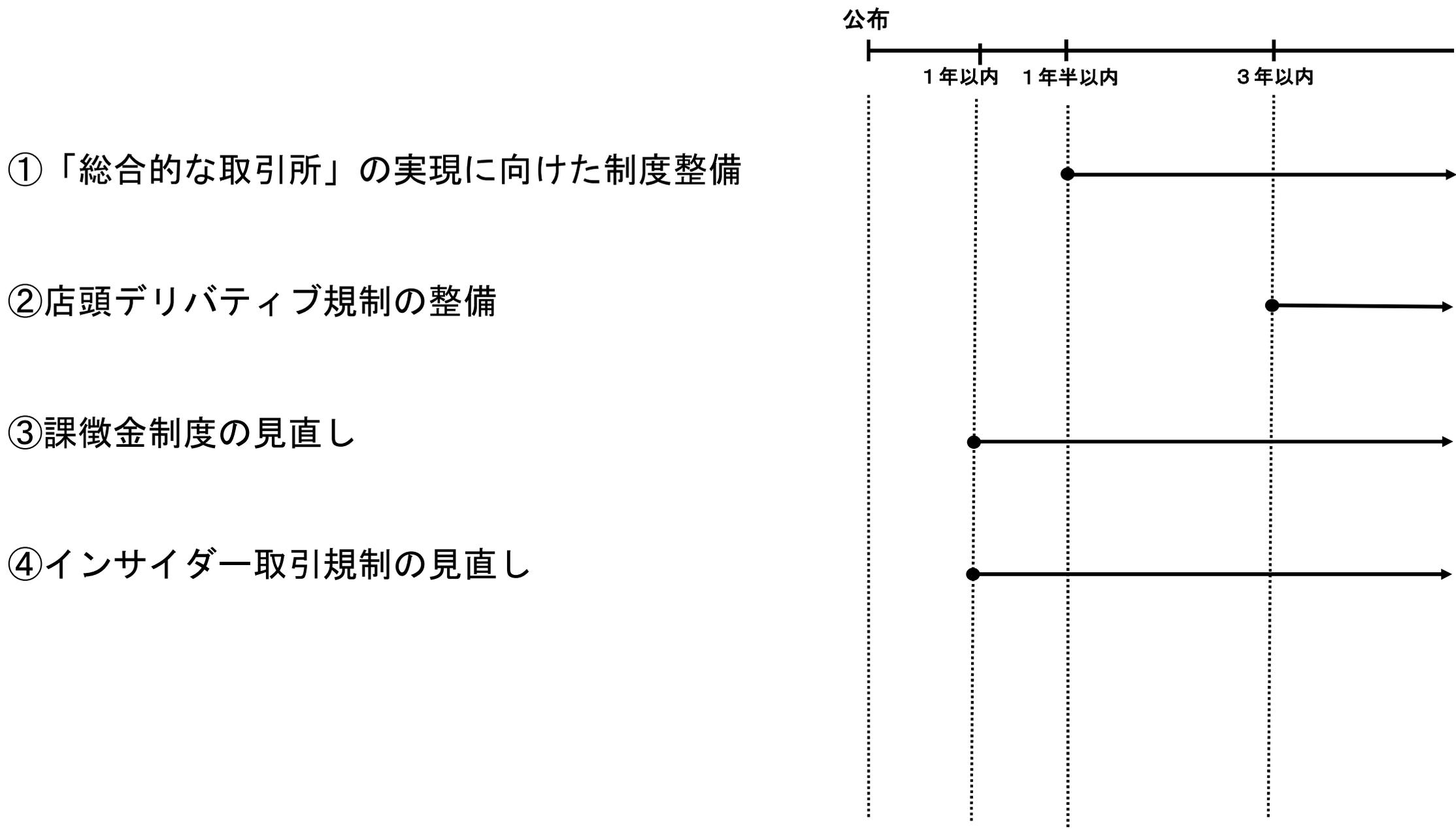
現行
組織再編の対価としての自己株式の交付は、インサイダー取引規制が適用

改正後
組織再編の対価は、承継資産全体の評価等を基に合併交渉等を経て決まるもの。インサイダー取引の危険性が低いため、適用除外
※ 組織再編の対価としての新株発行は、現行制度上、インサイダー取引規制の適用除外



The diagram shows a dashed box on the left labeled '消滅会社' (Dissolving Company) with '株主' (Shareholders) listed above it. An arrow labeled '吸収合併等 (資産の承継)' (Absorption Merger etc. (Asset Inheritance)) points to a box on the right labeled '存続会社' (Surviving Company). A cloud at the top right contains the text '適用除外' (Exemption) and an arrow points from it to the arrow between the companies, with the text '対価(株式)。。。' (Consideration (Shares)...) next to it.

施行スケジュール



金融商品取引法等の一部を改正する 法律（平成25年法律第45号）に係る説明資料

平 成 2 5 年 6 月
金 融 庁

目次

I. 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要	1
II. 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応	2
III. AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し	7
IV. 金融機関の秩序ある処理の枠組み	10
V. 銀行等による資本性資金の供給強化等	14
VI. 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等	17
VII. その他の改正事項	19
VIII. 施行スケジュール	20

I . 金融商品取引法等の一部を改正する 法律の概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

先般の金融危機に
関わる諸問題



市場型金融危機への対応、
金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化

公募増資インサイダー取引事案等 を踏まえた対応

インサイダー取引規制の強化

- ◆ 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入
- ◆ 資産運用業者が「他人の計算」で違反行為を行った場合の課徴金額の引上げ

企業実務等を踏まえた規制の見直し

- ◆ 公開買付け情報を聞いてから相当の期間が経過した場合についてインサイダー取引規制を適用除外 等

AIJ 事案を踏まえた 資産運用規制の見直し

不正行為に対する罰則の強化

- ◆ 投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則の引上げ

その他

- ◆ 年金基金が特定投資家（プロ）になるための要件の限定 等

金融機関の秩序ある処理の枠組み

リーマンショック等、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を与える金融危機を防ぐため、G20 の合意等を踏まえ、金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備

対象

- ◆ 金融業全体（銀行、保険、証券、金融持株会社等）

手続

- ◆ 金融危機対応会議（内閣総理大臣（議長）、内閣官房長官、財務大臣、金融担当大臣、日本銀行総裁、金融庁長官で構成）

措置内容等

- ◆ 預金保険機構の監視等の下、流動性供給等により重要な市場取引等を履行（必要に応じ、資金援助・資本増強）
- ◆ 秩序ある処理に必要な措置（早期解約の制限等）

費用負担

- ◆ 原則として業界の事後負担（例外的に政府補助） 等

銀行等による 資本性資金の供給強化等

銀行等による資本性資金の供給強化

- ◆ 銀行等による議決権保有規制（いわゆる 5%ルール）について、企業再生や地域経済再活性化に資する効果が見込まれる場合に限り、規制を緩和

その他

- ◆ その他銀行等に関する規制（大口信用供与等規制や外国銀行支店規制等）の見直し 等

投資法人の資金調達・ 資本政策手段の多様化等

資金調達・資本政策手段の多様化

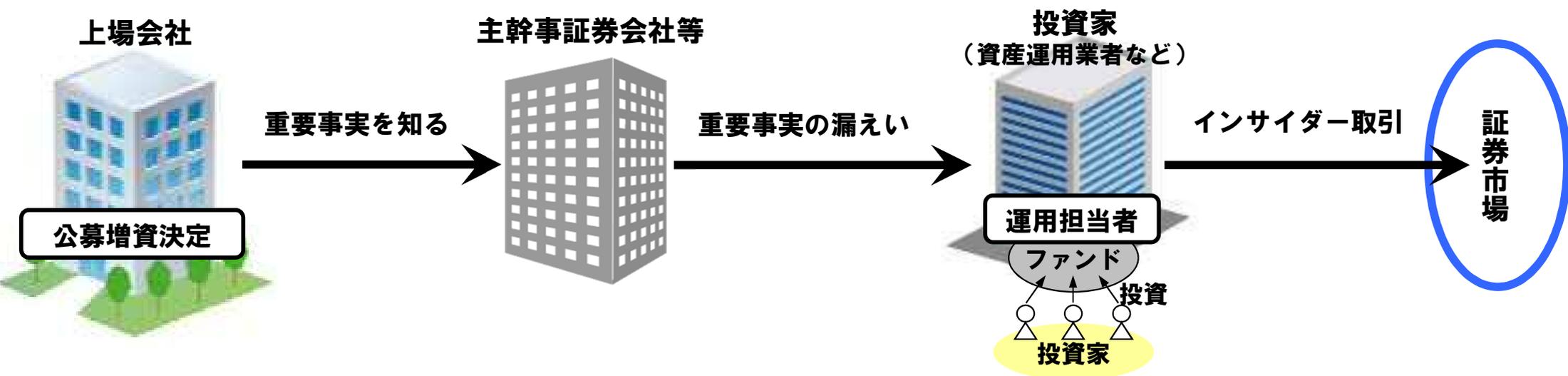
- ◆ 自己投資口の取得、投資主への割当増資の導入

その他

- ◆ 投資法人による海外不動産の取得促進のための措置
- ◆ 投資法人へのインサイダー取引規制の導入
- ◆ 投資信託の運用状況を投資家が理解しやすい形で提供するための措置 等

Ⅱ. 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (「公募増資に関連したインサイダー取引」事案の概要)

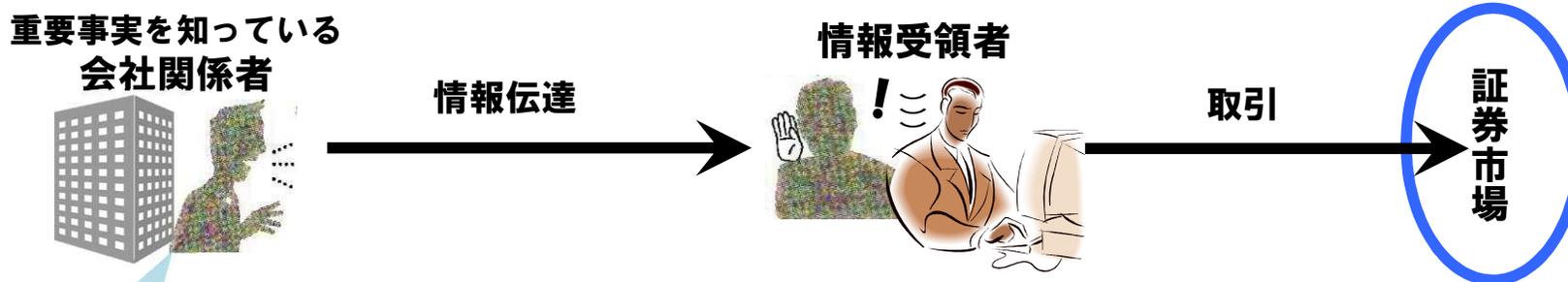


発行会社	公募増資 公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日 (納付命令日)	課徴金額
国際石油開発帝石	平成22年 7月8日	野村證券	(旧)中央三井アセット信託銀行 (現)三井住友信託銀行	平成24年3月21日 (平成24年6月27日)	5万円
日本板硝子	平成22年 8月24日	JPモルガン	あすかアセットマネジメント	平成24年5月29日 (平成24年6月26日)	13万円
みずほフィナンシャルグループ	平成22年 6月25日	野村證券	(旧)中央三井アセット信託銀行 (現)三井住友信託銀行	平成24年5月29日 (平成24年6月27日)	8万円
東京電力	平成22年 9月29日	野村證券	ファースト・ニューヨーク証券 個人	平成24年6月8日 (審判手続終結)	1,468万円 6万円
日本板硝子	平成22年 8月24日	大和証券	ジャパン・アドバイザー合同会社	平成24年6月29日 (平成25年1月8日)	37万円
エルピーダメモリ	平成23年 7月11日	野村證券	ジャパン・アドバイザー合同会社	平成24年11月2日 (平成25年4月16日)	12万円

(注1) 野村證券については、昨年8月3日に同社に対して業務改善命令を³¹⁰発出。

(注2) ジャパン・アドバイザー合同会社については、昨年6月29日に同社に対して投資助言・代理業の登録取消処分を実施。

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入)



基本的考え方

- ・ 情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報漏えいをいかに抑止するかが重要
- ・ 企業の通常の業務・活動に支障が生じないように配慮しつつ、取引に結びつく不正な情報漏えいを規制

規制内容

- ①未公表の重要事実を知っている会社関係者(上場会社や主幹事証券会社の役職員など)が、他人に対し、
 - ②「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、③情報伝達・取引推奨を行うことを禁止
- ⇒ 当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰・課徴金の対象

違反抑止策

	刑事罰	課徴金	注意喚起のための氏名公表
証券会社等の違反の場合	5年以下の懲役 500万円以下の罰金 法人重課5億円	証券会社等に対し、 ・ 取引を行った者からの仲介手数料(3月分) ・ [増資に係る売りさばき業務の違反の場合] (上記の)仲介手数料(3月分)+引受手数料の1/2	違反行為に関わった役職員 (補助的な役割を担った者を除く)
上記以外の違反の場合		・ 取引を行った者の利得の1/2	—

インサイダー取引に係る規制の比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダー取引	○	○	○	○	○
情報伝達行為	×	○ (注1) ※情報受領者が取引を行った 場合に限る	○ (注2)	○ (注2) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り	○ (注3) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り
取引推奨行為	×	△ (注4)	○	○ ※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り	○ ※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り
課徴金等	○	○	○	○	△ (注5)
「他人の計算」の 場合の課徴金額等	報酬額	取引自体の利得の 最大3倍	報酬額+制裁	1億ユーロ or 報酬額の10倍以下	(課徴金等なし)
刑事罰	○ (5年以下の懲役等)	○ (20年以下の自由刑等)	○ (7年以下の自由刑等)	○ (2年以下の自由刑等)	○ (5年以下の自由刑等)

(注1) 発行体若しくは株主に対する信託義務又は情報源等に対する信託義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。

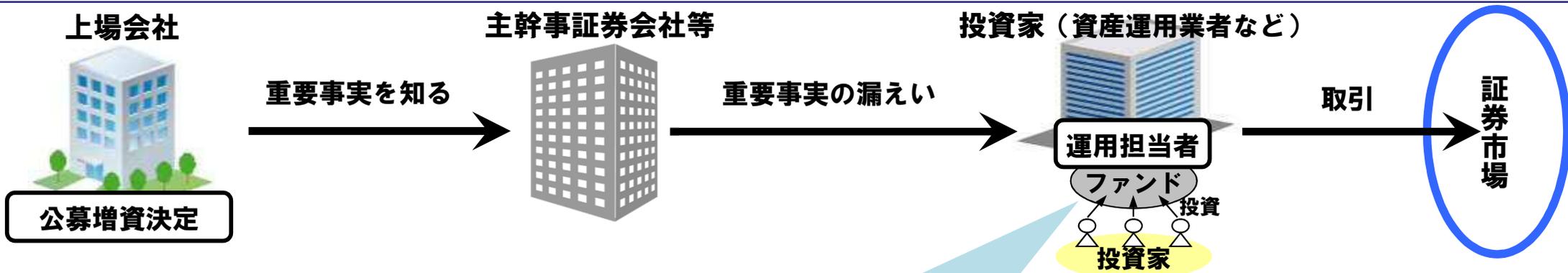
(注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。

(注3) 権限なく行う場合に限る。

(注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。

(注5) 情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置（過料（20万ユーロ以下））のみ。

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (資産運用業者の違反行為に対する課徴金の引上げ)



ポイント

- 〔現 行〕 課徴金額は、「運用報酬(1月分)」を、「運用財産全体に占める違反行為の対象銘柄の割合」で按分した額
- 〔改正後〕 「3ヵ月分の運用報酬全体」を基準として課徴金額を計算
- ⇒ 資産運用業者は、違反行為による運用成績の向上により、運用報酬全体を継続的に得ることが可能

「他人の計算」による取引の課徴金の改正

	現 行
	課徴金
資産運用業者	資産運用業者に対し、 $\text{運用報酬(1月分)} \times \frac{\text{対象銘柄の最大額}}{\text{運用財産の総額}}$
上記以外の者	違反行為の対価



改正後	
課徴金	注意喚起のための氏名公表 ^{※1}
資産運用業者に対し、 運用報酬(3月分)	・違反行為を反復して行った者 ^{※2} ・取引上の立場を利用して重要事実を要求するなどにより、違反行為を行った者
違反行為の対価	

※1 「自己の計算」で違反行為を行った場合も同様
 ※2 相場操縦等の違反行為を行った場合も同様

- ### 【実効性のある課徴金調査等のための制度整備】
- 課徴金調査において、物件提出を命じることを可能とする(⇒ 取引の記録、情報伝達の裏付け証拠を確保)
 - 課徴金調査等に付随して、官公署への照会規定を整備する(⇒ 違反行為者の所在等を確認)

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (近年の金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制の見直し)

インサイダー取引規制の対象者の見直し

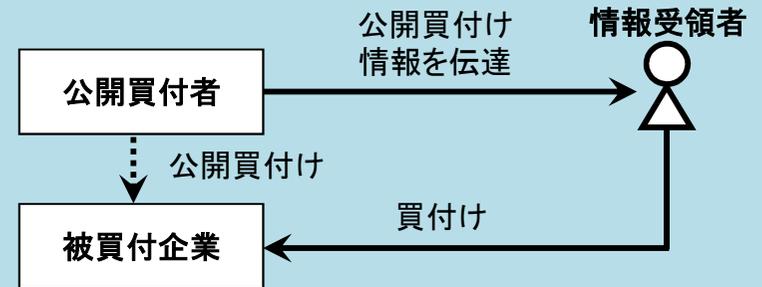


〔現 行〕 被買付企業は、公開買付者との間で特段の契約がない場合には、「内部者」に該当せず
⇒被買付企業からの情報受領者は「第二次情報受領者」として規制対象から漏れてしまう

〔改正後〕 被買付企業は、公開買付者との契約がなくとも、「内部者」に該当することを明確化

※被買付企業は、公開買付者からの事前告知により、予め公開買付け情報を知っていることが一般的

公開買付け情報の伝達を受けた者の適用除外

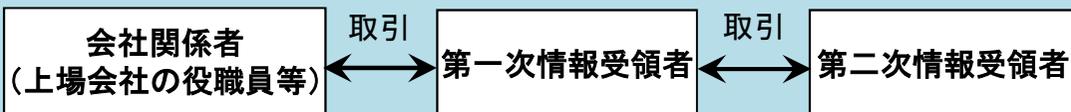


〔現 行〕 公開買付け情報の伝達を受けた情報受領者による被買付企業の株式の買付けは禁止
⇒公開買付者が競合相手による買付けを阻止するために情報を伝達するなど、公正な競争・取引の円滑に支障

〔改正後〕 次の場合には、情報受領者による買付けを可能とする

- ①【情報の周知】 情報受領者が自ら公開買付けを行う際に「公開買付届出書」等に伝達を受けた情報を記載した場合
- ②【情報の陳腐化】 情報受領者が伝達を受けてから6カ月経過した場合

重要事実を知っている者同士の取引の適用除外

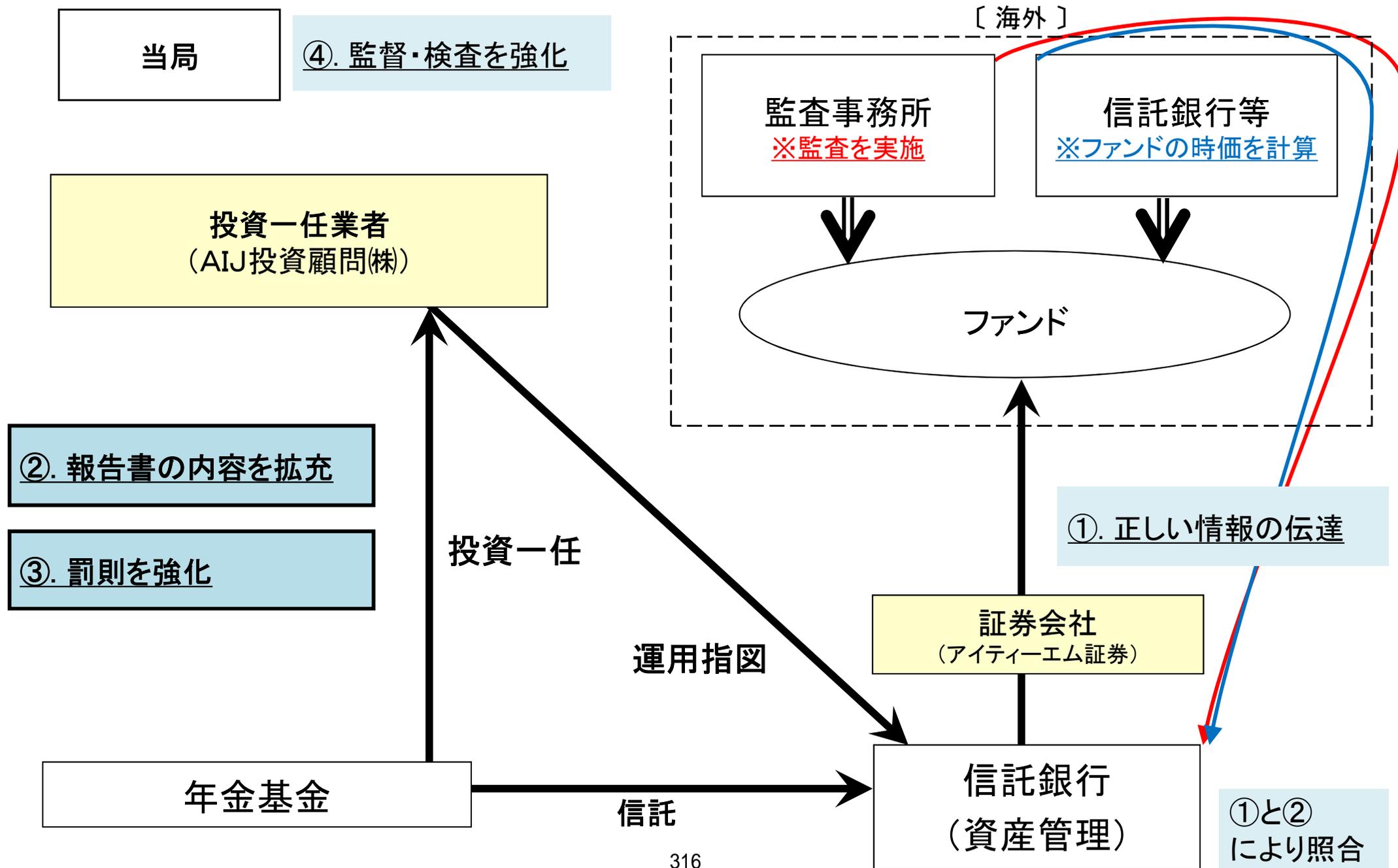


〔現 行〕 重要事実を知っている者同士の取引であっても、
・ 「会社関係者」と「第一次情報受領者」との取引は適用除外されるが、
・ 「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引は適用除外の対象となっていない
⇒「第一次情報受領者」が保有株式を売却する際に実務上の支障

〔改正後〕 「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引について、インサイダー取引規制の適用除外の対象とする

Ⅲ. AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し

AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し



①. **【正しい情報の伝達】** 第三者(国内信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み
(「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど)

- (1) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手
- (2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

⇒ 内閣府令・監督指針の改正
(平成24年12月公布)

②. **【報告書の内容を拡充】** 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み
(運用報告書等の記載内容の充実など)

- (1) 運用報告書等の記載事項の拡充
(法律改正事項は、生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務)
- (2) 運用報告書等の交付頻度の引上げ
(法律改正事項は、信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引き上げ(顧客が年金基金等の場合))
- (3) 厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件の限定
- (4) 投資一任業者等によるチェック体制の整備

⇒ 法律改正事項(下線)については本法律
その他については
内閣府令・監督指針の改正
(平成24年12月公布)

③. **【罰則を強化】** 不正行為に対する牽制の強化
(投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化)

投資一任業者等による

- ① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、② 勧誘の際の虚偽告知及び③ 投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引上げ

⇒ 本法律

④. **【監督・検査を強化】** 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

- (1) 事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充
- (2) 投資一任業者に対する監督の強化
- (3) 投資一任業者に対する検査の強化
- (4) 検査・監督の強化のための体制整備

⇒ 内閣府令・監督指針等の改正
(平成24年12月公布)

AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し（改正の内容）

【罰則を強化】不正行為に対する罰則の強化（③関係）

- 運用報告書等の虚偽記載
現 行;懲役6月以下・罰金50万円以下(法人重課なし)
改正後;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)(注1)
- 勧誘の際の虚偽告知
現 行;懲役1年以下・罰金100万円or300万円以下(法人重課なしor2億円以下)(注2)
改正後;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)(注3)
- 投資一任契約の締結の偽計
現 行;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)
改正後;懲役5年以下・罰金500万円以下(法人重課5億円以下)

【報告書の内容を拡充】顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み（②関係）

- 生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務を定める。
- 顧客が年金基金等の場合について、信託銀行が作成する信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる。
(1年を超えない期間毎⇒四半期毎)
- 厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件を限定する。
(運用体制の整備された厚生年金基金に限定)

(注1) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に引上げ。

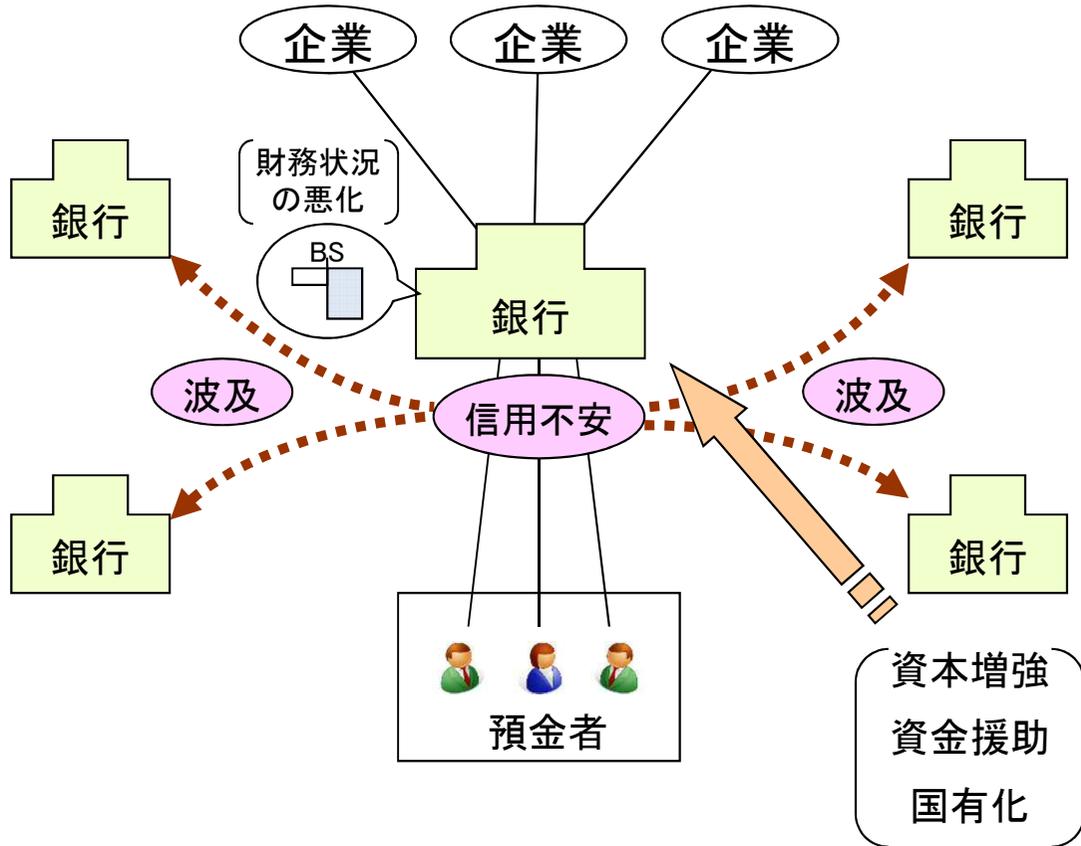
(注2) 現行、投資一任業者・信託銀行等については、罰金300万円以下・法人重課2億円以下。保険については、罰金100万円以下・法人重課なし。

(注3) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に据置き。

IV. 金融機関の秩序ある処理の枠組み

金融危機への対応

日本が経験した不良債権型の金融危機

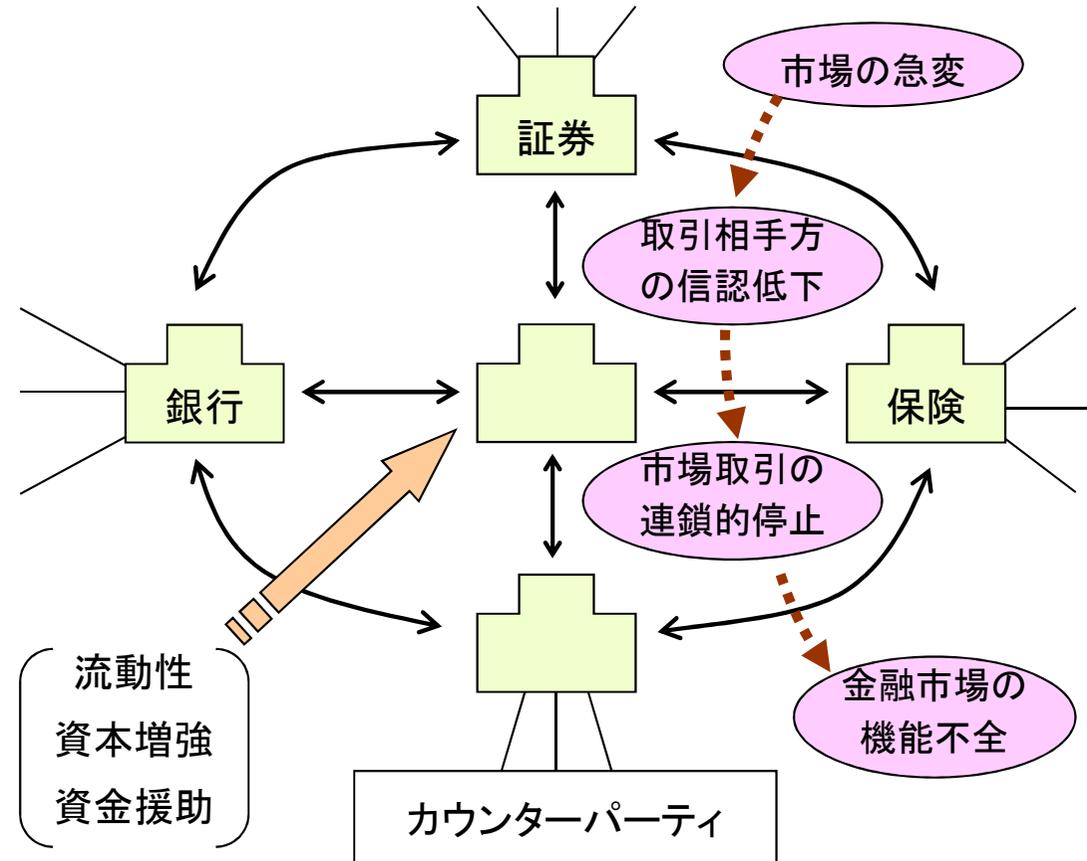


金融危機対応措置

(現行預金保険法第102条)

⇒ 銀行の全債務を保護することにより、預金者等の信用不安を解消・健全な借り手を保護

リーマン・ショックに端を発する市場型の金融危機



市場機能維持のための

新たな危機対応措置

⇒ 重要な市場取引等を履行させることにより、市場参加者間の連鎖を回避し、金融市場の機能不全を防止（金融システムの安定を確保）

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備

- リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されるに至ったことを受けたもの。

こうした国際的な議論の進捗と並行して、諸外国においては、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな包括的な枠組みが整備されている。

- 我が国においても、こうした国際的な流れを踏まえて、市場等を通じて伝播するような危機に対して、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みとして、以下の制度を整備する必要。

(対象となる金融機関)

- ・ 金融業全体 (預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等)

(認定の手續)

- ・ 金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定

(発動要件と措置内容)

- ・ 市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合

⇒ 預金保険機構による監視

⇒ 流動性供給・資金援助等の措置 ※ 債務超過でない場合、必要に応じ、資本増強も可能

→ 金融システムの安定を図るために不可欠な債務等の履行・継続を確保しながら、市場取引等の縮小・解消 → 市場の著しい混乱を回避しつつ、金融機関の秩序ある処理を実現

(注) 措置を発動する場合には、契約上のベイルイン(無担保債権のカット又は株式化)を発動

(資金調達・費用負担)

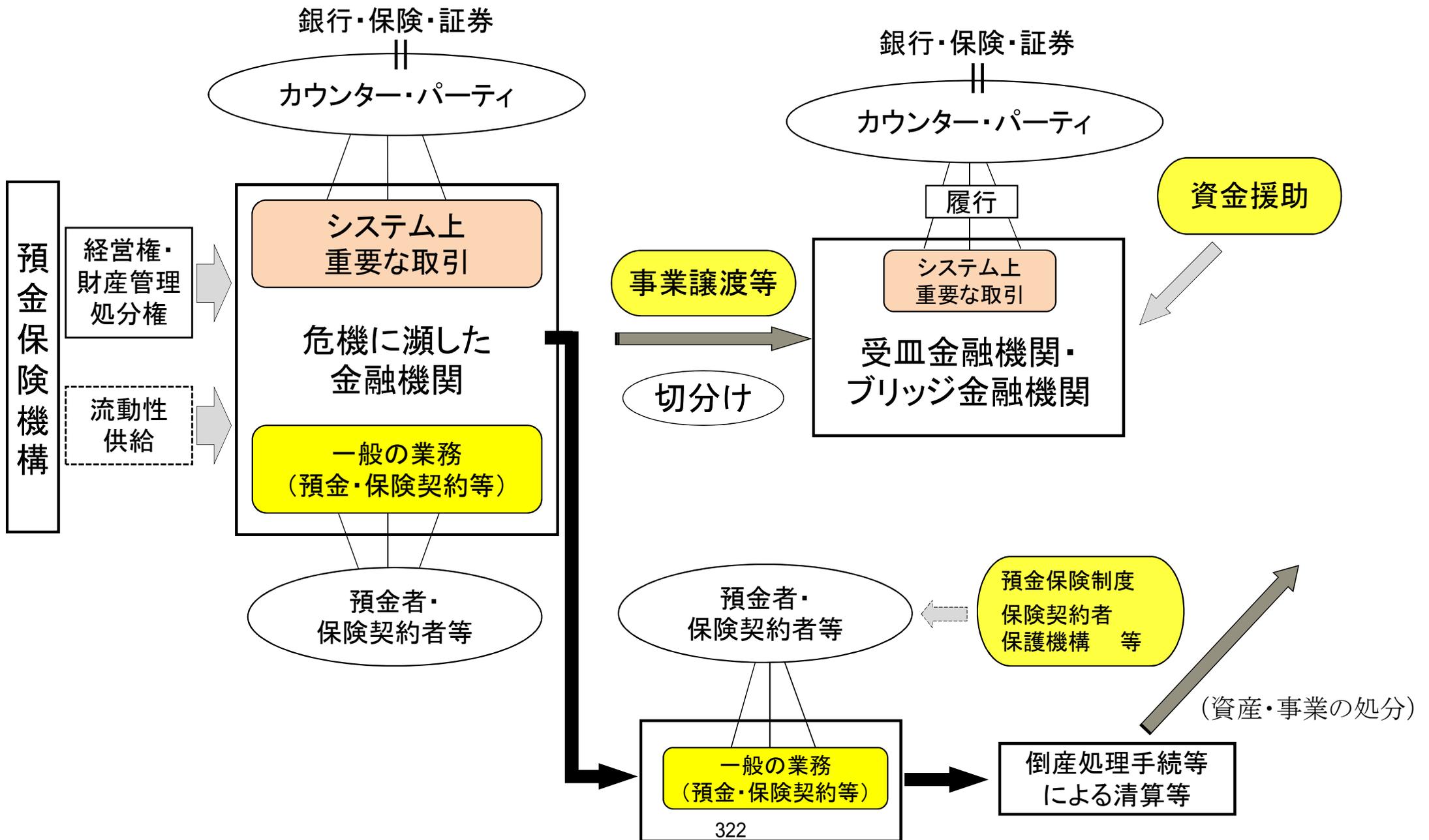
- ・ 預金保険機構による資金調達に政府保証を付す。

万一損失が生じた場合の負担は、金融業界の事後負担を原則。

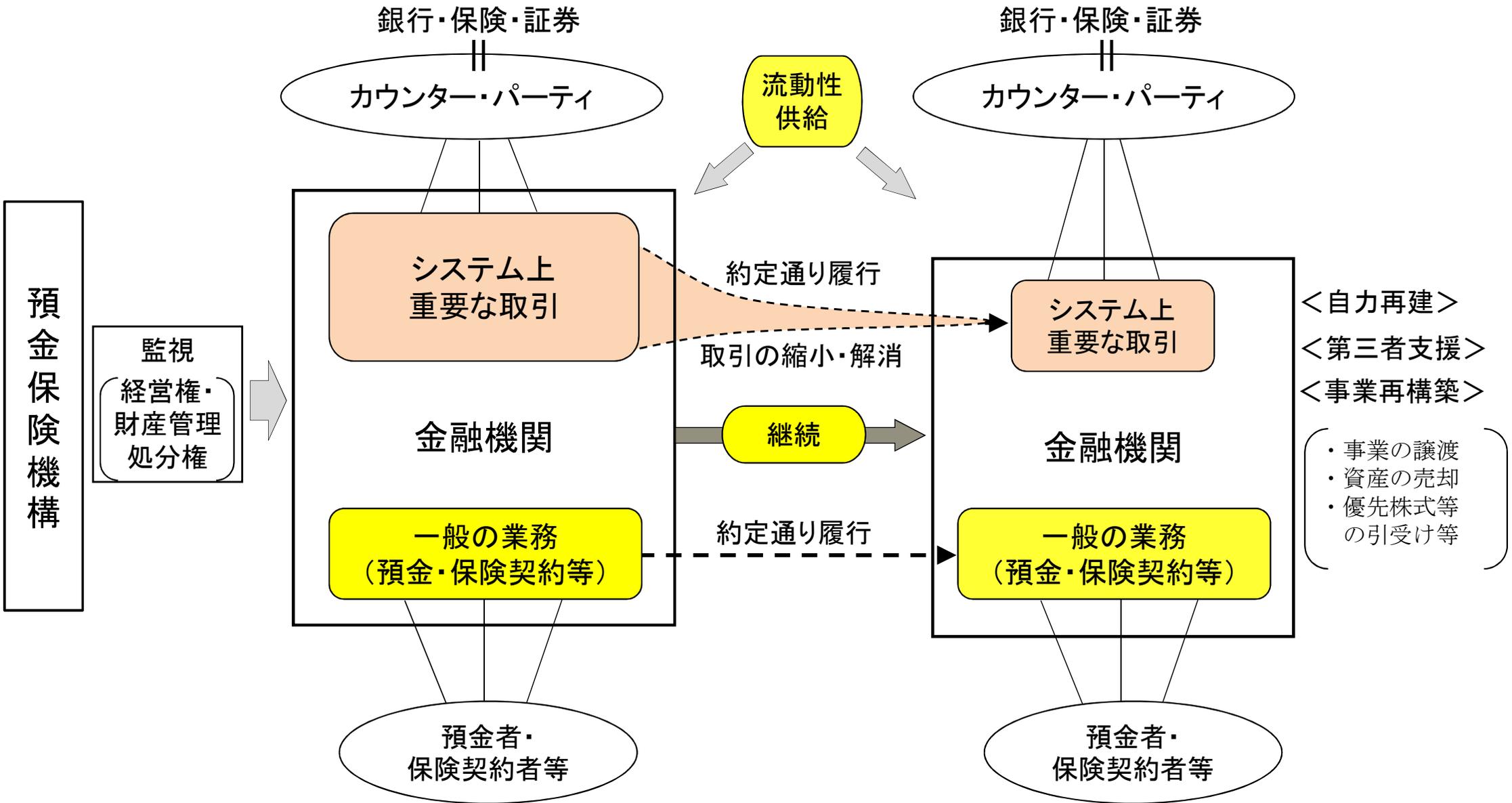
例外的な場合には、政府補助も可能。預金保険機構の危機対応勘定で経理。

金融機関の秩序ある処理(1)

(債務超過等の場合)



金融機関の秩序ある処理(2) (債務超過でないことを前提)

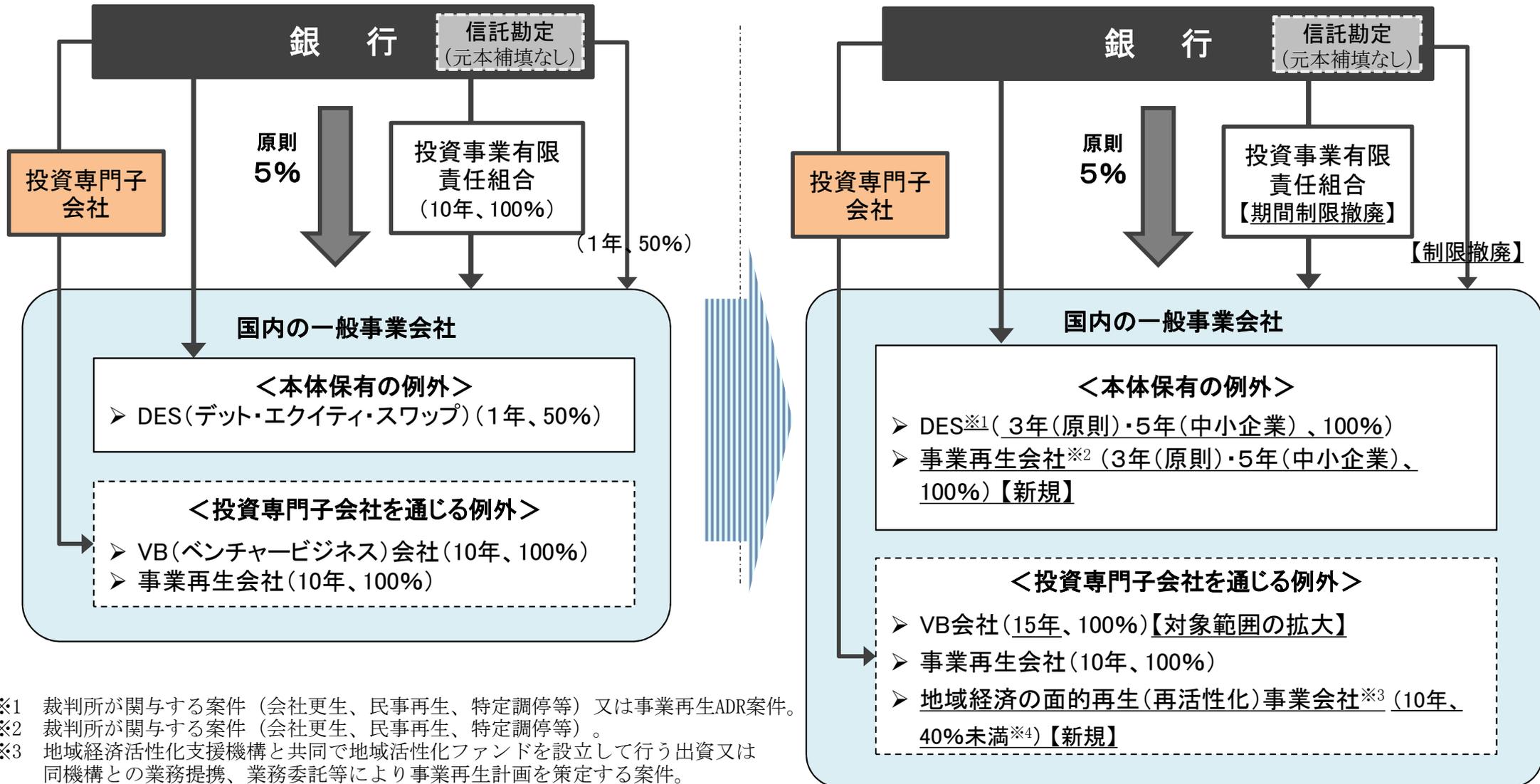


V. 銀行等による資本性資金の供給強化等

銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直し

○ 銀行等とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5% (※) を超えて保有することは原則として禁止されている。
 (※) 銀行持株会社の場合は15%、協同組織金融機関の場合は10%。

⇒ 銀行等の健全性確保の観点から、現行規制の枠組みを基本的に維持しつつ、企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込める場合において、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにする。



※1 裁判所が関与する案件（会社更生、民事再生、特定調停等）又は事業再生ADR案件。
 ※2 裁判所が関与する案件（会社更生、民事再生、特定調停等）。
 ※3 地域経済活性化支援機構と共同で地域活性化ファンドを設立して行う出資又は同機構との業務提携、業務委託等により事業再生計画を策定する案件。
 ※4 連結基準を適用する場合の実質支配力基準に該当しない場合は、50%未満。

外国銀行支店に対する規制の見直し

現状

- 我が国への外国銀行の参入は、リテール・ホールセールに関わらず、支店形態・現地法人形態のいずれの形態も認められており、参入形態の違いによる業務範囲規制は課されていない(国際的に約束)。
- 外国銀行支店に対しては、資本金に対応する規定が存在しない。
- 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(更生特例法)の適用対象外となっており、監督当局には破産・更生手続等の開始の申立権や保全処分¹の申立権がない。
- 資産の国内保有命令違反に対する罰則が低い(100万円以下の過料)。

見直しの内容

<参入時>	<平時の規制・監督>	<危機時・破綻時の対応>
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>免許付与の審査基準を明確化</u> ⇒ 支店形態でのリテール預金の受入れや本店への回金を含む資金の運用等について、<u>信用秩序の維持の観点から審査</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国銀行支店に対し、<u>国内銀行の最低資本金(20億円)に相当する金額の国内積立てを義務付け</u> ○ <u>明確化した免許付与の審査基準を、日常の監督における着眼点として適用</u> ○ <u>預金者に対し、預金保険制度の対象外であることの説明を義務付け</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国銀行支店にも<u>更生特例法を適用</u>(監督当局に破産・更生手続等の開始の申立権や保全処分¹の申立権を付与) ○ <u>資産の国内保有命令違反に対する罰則を引上げ</u>(過料→刑事罰(懲役1年以下・罰金300万円以下、法人重課2億円以下))

大口信用供与等規制の見直し

現状

○ 大口信用供与等規制は、銀行資産の危険分散等の観点から、同一の者(同一のグループ)に対する信用供与等に上限を設ける規制。

⇒ 我が国の規制は、規制の対象範囲を形式的に規律しているほか、国際基準(バーゼル・コア・プリンシプル)と乖離しており、IMFのFSAP(金融セクター評価プログラム)においても規制の強化が求められている。

見直しの内容

1. 規制の実効性確保

名義分割や迂回融資等による規制の潜脱を防止するための規定を設ける。

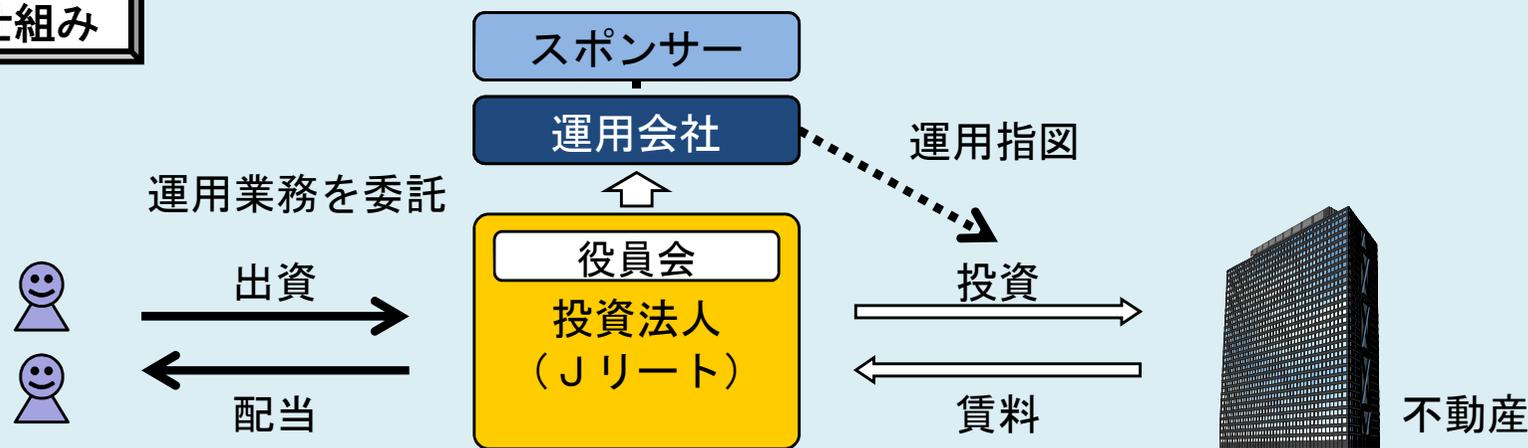
2. その他国際基準に合わせた規制の見直し

	我が国の規制	(参考)国際基準
信用供与等の範囲	銀行間取引(コールローン、預け金等)、コミットメントライン、デリバティブ取引、公募社債等は適用除外 ⇒ <u>原則、規制対象とする</u>	原則、オン・バランス、オフ・バランスの <u>全ての取引が規制対象</u>
信用供与等の限度額(受信者グループ)	銀行(グループ)の自己資本の <u>40%</u> ⇒ <u>25%</u>	銀行(グループ)の自己資本の <u>25%</u>
受信側グループの範囲	受信者及びその子会社・親会社・兄弟会社(議決権50%超の形式的支配関係で判断) ⇒ <u>議決権による支配関係のほか、経済的な相互関連性(実質支配力基準)に基づき判断</u>	議決権による支配関係のほか、 <u>経済的な相互関連性に基づき判断</u>

VI. 投資法人の資金調達・資本政策手段の 多様化等

投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等 (投資法人法制の見直しの概要)

投資法人の基本的な仕組み



改正の内容

○資金調達・資本政策手段の多様化

投資法人について、諸外国に比べ資金調達・資本政策手段の制約が多い

⇒ 自己投資口の取得、投資主への割当増資(ライツ・オフリング)の導入等資金調達・資本政策手段を多様化

○投資法人におけるガバナンスの強化

投資法人の資産運用に対するスポンサー企業からの影響により、投資家の利益が損なわれるおそれ

⇒ 投資法人が利害関係者から投資物件を取得する場合に、投資法人の役員会の事前同意を義務付け

○インサイダー取引規制の導入

投資法人の投資口は、上場されたとしても、株式と異なりインサイダー取引規制の対象外

⇒ 上場投資法人の投資口をインサイダー取引規制の対象化

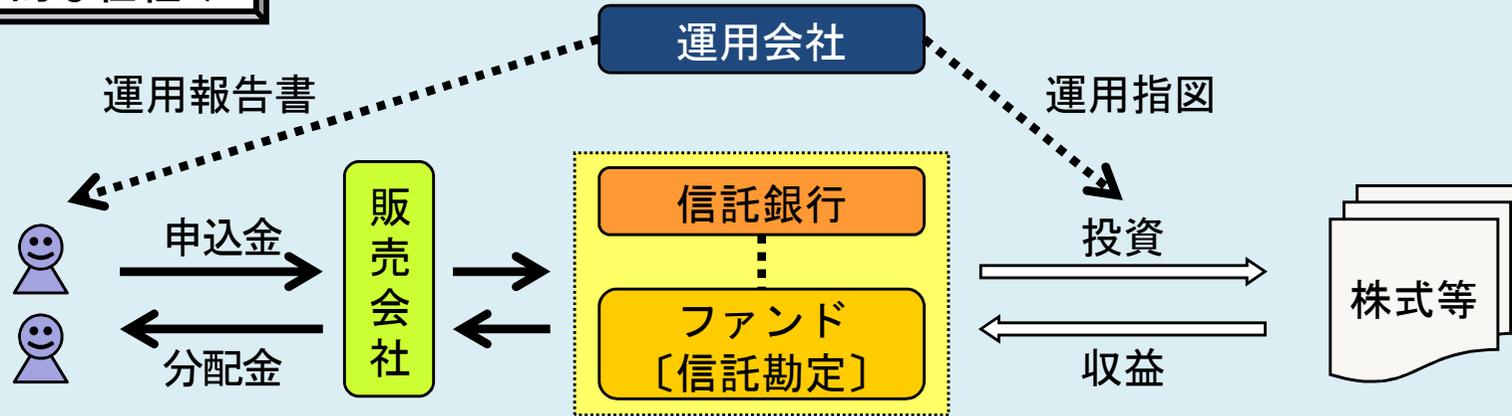
○投資法人による海外不動産の取得を容易にするための措置

投資法人を通じた海外不動産への投資ニーズが存在

⇒ 投資法人が海外不動産を直接取得することに加え、新たに特別目的会社を通じた間接取得を容認

投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等 (投資信託法制の見直しの概要)

投資信託の基本的な仕組み



改正の内容

○小規模投資信託の併合手続の簡素化等

相次ぐ新商品の投入等により、投資信託の小規模化が発生・運用効率が低下

⇒ 併合しても投資家の不利益にならない資産内容の変更に留まる場合に、投資信託の併合に係る書面決議を不要化

○投資家への情報提供の充実等

投資家に対し交付される運用報告書が分厚く理解しづらい

⇒ 各投資家に必ず交付される「交付運用報告書」と、詳しく内容を知りたい投資家からの求めに応じて交付される「運用報告書(本体)」との二段階化

○OMRF等の安定的な運営に資する措置

MR F^(注)等について、米国等では市場急変時に安定的な運営の維持が困難となった経験

⇒ 緊急時に運用会社が行うMR F等への資金支援を容認

(注)個人投資家の証券売買資金の管理等に用いられる投資信託の一種。残存期間の短い公社債等を中心に運用される。

VII. その他の改正事項

その他の改正事項

- **外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し**
銀行等が出資関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を海外において行うことを可能とする。
- **海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し**
銀行等が買収した海外の金融機関等の子会社である一般事業会社について、原則として5年に限り保有を認める。
- **監査役の適格性**
銀行等の監査役について、監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有すること等を要件とする(銀行等の常務に従事する取締役については、同様の規定が既に存在)。
- **会計監査人の解任命令**
銀行が法令・処分等に違反し、又は公益を害する行為をした場合に、銀行等に対し会計監査人の解任を命じることができることとする(取締役、監査役については、既に同様の規定が存在)。
- **報告徴求・立入検査の対象先**
銀行等の業務の再委託先(再々委託先等を含む)を報告徴求・立入検査の対象先に加える(委託先については、既に対象となっている)。
- **協同組織金融機関等の資本準備金等**
協同組織金融機関等の資本準備金等について、銀行と同様、その剰余金への振替えを認め、優先出資の消却を可能とする。
- **公開買付制度の一部緩和**
現行法では、市場内取引や企業グループ内での取引等は原則として公開買付けの対象とされていないところ、これらの取引を二つ以上組み合わせを行った結果、当該一連の取引を公開買付けによることが必要となる場合がある。そのような場合において公開買付けを不要とするための一定の緩和措置を講ずる。
- **大量保有報告制度の一部緩和**
現行法では、保有割合の1%以上減少を提出事由とする変更報告書を提出した場合であって、かつ、保有割合が5%以下である場合に限り、その後の変更報告書の提出義務が免除されているところ、前者の要件を撤廃し変更報告書の提出要件を緩和する。

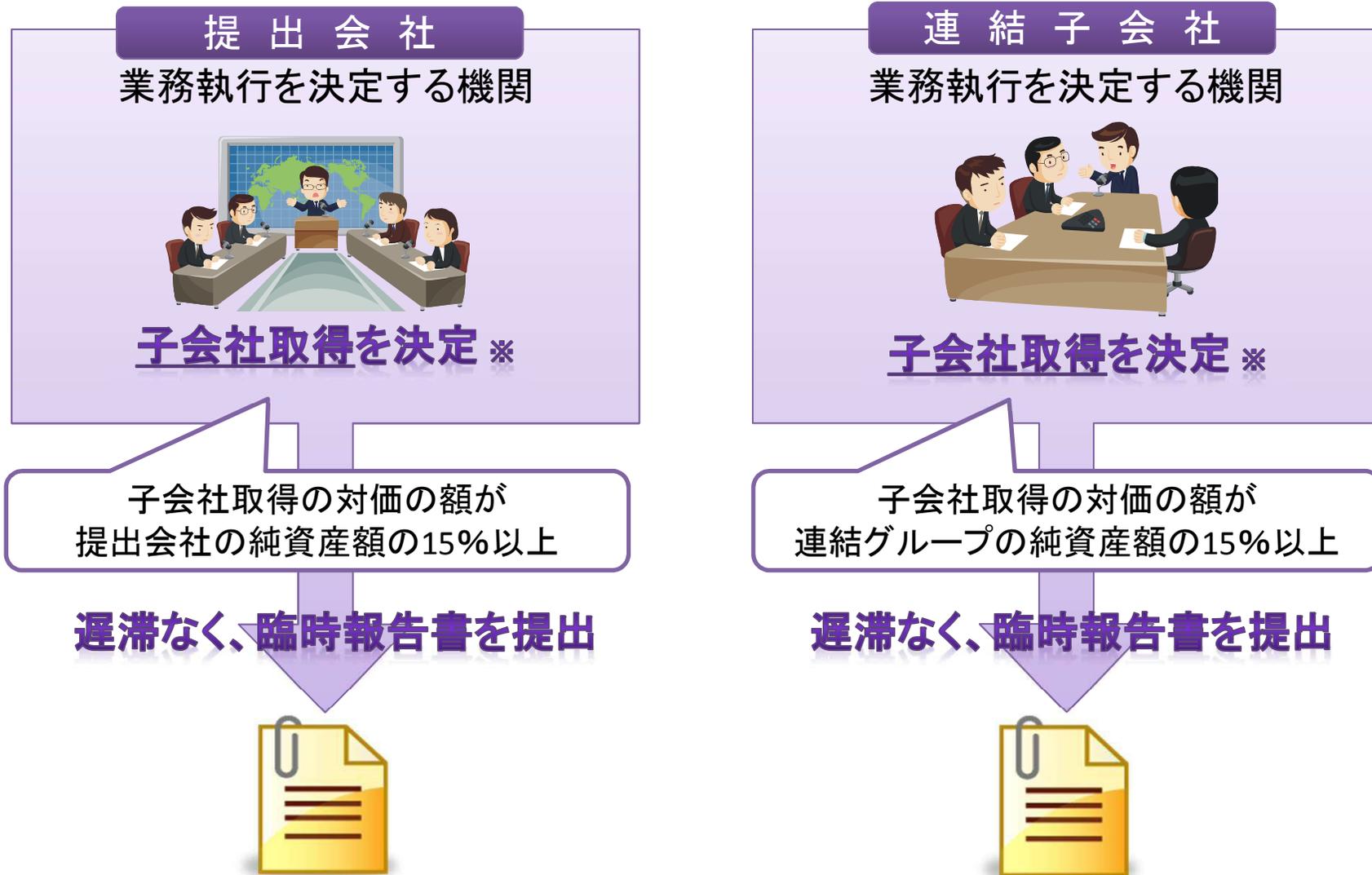
VIII. 実行スケジュール

公布の日から 1 年以内で政令で定める日から施行。

ただし、

- AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直し(罰則強化部分)、大口信用供与規制の見直し(潜脱防止部分)については、20日を経過した日から施行。
- 金融機関の秩序ある処理の枠組み等については、9月以内で政令で定める日から施行。
- 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化、大口信用供与規制の見直し(上記以外)等については、1年6月以内で政令で定める日から施行。

臨時報告書による開示が必要となる子会社の範囲の適正化について



※ 「業務執行を決定する機関」の決定とは、子会社取得の意思決定を委ねられている機関の決定であり、それぞれの会社の職務分掌に応じて判断する必要あり

有価証券報告書等の提出期限の延長承認について 【企業内容等開示ガイドラインの改正】

金融商品取引法

(有価証券報告書の提出)

第24条 有価証券の発行者である会社は、…有価証券報告書…を、内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内(やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内)…に、内閣総理大臣に提出しなければならない。(後略)



企業内容等開示ガイドライン(改正後)

おおむね次の場合に該当するときは、
「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合」に該当

- ①天変地異、大規模なシステムダウン等の発生
- ②民事再生手続開始の申立て等
- ③過去に提出した有価証券報告書等に虚偽の記載が発見され、過年度の連結財務諸表等の訂正が必要であること(その旨を公表している場合に限る。)
- ④連結財務諸表等に虚偽記載の疑義が発見され、監査人がその内容を確認する必要があること(その旨を公表している場合に限る。)
- ⑤外国会社が、本国の法令等により、提出期限までに有価証券報告書等の提出ができないこと

【添付資料】

- やむを得ない理由を証する書面(適時開示資料等)
- 上記③または④に該当する場合には、以下を追加
監査人の意見、代表者の認識、早期提出のために実施する方策

※ 四半期報告書、半期報告書も同様の取扱い

平成 25 年 3 月 29 日
 金融庁

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項(平成 25 年 3 月期版)と 有価証券報告書レビューの実施について

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項

平成 25 年 3 月期以降の有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項等について、以下のとおり整理しました。各提出者におかれては、これらの点に留意して有価証券報告書を作成し、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局(以下「財務局等」といいます。)へ提出願います。

(1) 新たに適用となる開示制度・会計基準等

平成 25 年 3 月期から新たに適用となる開示制度・会計基準等は特段ございません。

なお、平成 24 年 5 月 17 日に公表された「退職給付に関する会計基準」は、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度(以下「翌事業年度」といいます。)の年度末の財務諸表から適用(期首からの早期適用も可能)されることとなっており、多数の会社において翌事業年度からの適用が想定されます。

翌事業年度から「退職給付に関する会計基準」を適用する会社については、既に公表されている会計基準等のうち適用していないものがある場合に求められる「未適用の会計基準等に関する注記」を、重要性の乏しいものを除いて記載する必要があります(財務諸表等規則第 8 条の 3 の 3、連結財務諸表規則第 14 条の 4)。

(2) 最近の課徴金事案及び自主訂正事案を踏まえた留意事項

最近の課徴金事案及び自主訂正事案において、以下の点について不適切な会計処理が認められております。詳細については別紙 1 の内容をご参照願います。

- ・ 売上及び売上原価に関連する会計処理
- ・ 貸倒引当金等の引当金の計上
- ・ 連結子会社等における会計処理

(3) 有価証券報告書レビュー(平成 24 年 3 月期以降)を踏まえた留意事項

平成 24 年 3 月期以降の有価証券報告書を対象とした有価証券報告書レビューについては、現在実施中ですが、そのうち重点テーマ審査と情報等活用審査において、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点が認められています。これらについて、現在までの状況を別紙 2 のとおり取りまとめましたので、ご参照願います。

2. 有価証券報告書レビュー(平成 25 年 3 月期以降)の実施

平成 25 年 3 月期以降の有価証券報告書を対象に、引き続き「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施いたします。

(1) 法令改正関係審査

有価証券報告書の記載事項のうち「役員の状況」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」における社外取締役及び社外監査役に関する記載内容が、平成24年3月30日に改正されています(※)。当該改正点について、平成25年3月31日を決算日とする企業を対象に法令改正関係審査を実施いたします。各提出者におかれては、別添の調査票を作成し、有価証券報告書の提出先の財務局等へ、平成25年7月16日(火)までに提出願います。

なお、提出方法については、各財務局等からの連絡等に従い、自社の状況を正確に記載してご提出下さい。

(※) 関連資料「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等に対するパブリックコメントの結果等について(平成24年3月30日)
<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120330-13.html>

(2) 重点テーマ審査

提出された有価証券報告書のうちから、特定の事項に着目して審査対象を抽出し、提出者に対する質問・ヒアリングを含めた審査を実施いたします。

審査に当たっては、所管の財務局等より該当提出者に対し、具体的な質問事項を送付させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本年度(平成25年3月期以降の有価証券報告書)の重点テーマは

- ・ 企業結合及び事業分離等
- ・ 固定資産の減損
- ・ 連結財務諸表作成手続(子会社管理を含む)
- ・ 金融商品に関する会計処理・開示
- ・ 偶発債務(引当金の計上を含む)

とさせていただきます。

(3) 情報等活用審査

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、所管の財務局等より、具体的な質問事項を送付させていただきますことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(※) ディスクロージャー・ホットライン：開示義務違反等に関する情報受付窓口
http://www.fsa.go.jp/receipt/d_hotline/index.html

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3660、3666)

**有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
(警告書の発出を行った発行会社等)**

○ ご覧いただく場合の留意事項

- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っているおそれがあると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
株式会社エヌ・ブラッド	埼玉県さいたま市南区大字太田窪 1 8 5 9 番地 7	旧所在地：大阪府中央区天満橋京町 2 番 6 号	平成 24 年 10 月
株式会社 NSJ	大阪府中央区今橋一丁目 7 番 19 号	旧所在地：大阪府西区北堀江一丁目 1 番 23 号	平成 24 年 6 月
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒 326 番地 9	旧所在地：山梨県甲府市中小河原町 571 番地	平成 22 年 11 月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋 2-23-11 御成門小田急ビル 9 階	旧商号：アフリカントラスト株式会社、アフリカパートナー株式会社	平成 22 年 10 月

※平成 22 年 6 月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

試験合格者等の活動領域拡大のためのアクションプラン

24年改訂のポイント～主な追加施策～

1. 求人・求職のマッチングの取組みの更なる周知・広報

- ・求人・求職のマッチングサイトである「Career Navi」について、利用企業の更なる拡大に向けた効果的な周知、広報のための方法の検討等を通じて、マッチング機能を向上

2. 組織内会計士の活動領域の拡大のための施策

- ・一般企業に勤務する企業内会計士等の「組織内会計士」の業務に関する調査を目的とする実態調査を実施
- ・組織内会計士のためのネットワーク組織（組織内会計士協議会）への登録を呼びかけ、同組織を拡充
- ・研修会等を通じて監査法人に籍を置く公認会計士に対して転職支援を行うほか、監査経験のある公認会計士に対する企業側の需要を掘り起こすための説明会等を開催

試験合格者の育成等と活動領域拡大に向けた取組み

経緯

- ・21年4月から金融庁、公認会計士協会、経団連、金融4団体で意見交換会を開催
- ・21年7月にアクションプランを策定し、上記関係者が各々取組み（22年、23年、24年に改訂）

取組みの内容

1. 採用者側への周知、採用情報の収集・提供

- ・企業向け説明会 <23年より実施、24年度参加企業数計110社（東京・大阪・名古屋）>
- ・企業向けパンフレットの作成・配付 <約3,500社に送付済>
- ・求人・求職マッチングサイトの創設（協会HP） <22年11月開設、これまでに約1,100人が就職>

2. 合格者の意識改革

- ・合格者等向けパンフレットの作成・配布（企業内会計士の活躍状況の紹介等）

3. 実務従事として認められる内容の周知

- ・確認事例や運用状況をパンフレットや金融庁HPで紹介

4. 実務補習の見直し

- ・一般企業就職者にも考慮したカリキュラム編成⁴（休日開催、e-ラーニングの拡充等）

審議会の経緯

- 2009年6月「中間報告」:
 - ①日本企業によるIFRS任意適用を容認(2010年3月期より)
 - ②強制適用の是非・時期を2012年末を目途に判断
- 2012年7月「中間的論点整理」:
 - ①IFRSの適用のあり方について、影響等を十分勘案しつつ、引き続き検討
 - ②単体や非上場の中小企業には非適用
- 2013年3月より、審議会を再開 → 「当面の方針」(同年6月19日)を取りまとめ

「当面の方針」の基本的考え方

- 単一で高品質な会計基準の策定というグローバルな目標に向けて、国際的に様々な動きが見られる中で、我が国がこれにどのように関わっていくのかという観点から今後数年間が重要
- まずは、IFRSの任意適用の積み上げを図ることが重要
- IFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にない(当面、判断見送り)
(今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及びIFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当)
- 我が国のIFRSに関する意見発信の強化のための取組みなどについては、引き続き、適切に対応していく必要

「当面の方針」の3つの方針

- ①任意適用要件の緩和
→「上場企業」「国際的な財務活動・事業活動を行う企業」の2要件を撤廃
「体制整備が出来ている企業」の要件のみを残し、対象企業の範囲を拡大
- ②IFRSの適用の方法
→ピュアなIFRSに加え、日本の実情に即して修正したIFRSを作成
- ③単体開示の簡素化(開示負担の軽減)
→金商法の単体開示は、できるかぎり会社法の単体開示に揃える

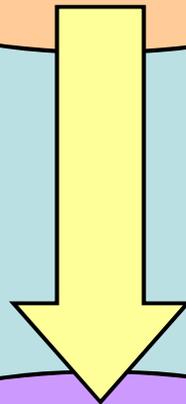
国際会計基準(IFRS)財団の組織について

国際会計基準 (IFRS)財団：民間

評議員会 (Trustees)

22人(うち日本人2人)

- ・ IASBメンバー等の指名
- ・ 資金調達



国際会計基準審議会 (IASB)

16人(うち日本人1人)

- ・ 国際会計基準(IFRS)の作成

- ・ モニタリング
- ・ 評議員の選任の承認

公的監視機関 「モニタリング・ボード」

- メンバー: 金融庁(日本)、
証券取引委員会(米国)、
欧州委員会(欧州)、
証券監督者国際機構 (IOSCO)
- 代表理事会、
 - 新興市場委員会

会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF)

- ・ 基準設定上の論点に関する助言、見解の提供
- ・ 各国・地域のインプットの提供
- ・ メンバーは合計12
- 日本、オーストラリア、中国、香港(AOSSG代表)、
ドイツ、EFRAG、スペイン、英国、ブラジル(GLASS代表)、
カナダ、米国、南アフリカ(PAFAが支援)

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む
業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

I. 前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等¹の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年 9 月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方²」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

II. 同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の 5 つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- ・ 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること
- ・ 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- ・ 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- ・ 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- ・ 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること

¹ 公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

² <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html>

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 法的管轄域内において、例えば (1) 登録制度、(2) 基準の設定、(3) 監査の質に関する検査やレビュー、(4) 調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- ・ 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- ・ 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- ・ 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は (適切な冷却期間を伴った) 監査業務に従事していない者でなければならない。
- ・ 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- ・ 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- ・ 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- ・ 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- ・ 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。
- ・ 検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。
- ・ 監督当局は検査を繰り返し実施しているか。
- ・ 検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。
- ・ 監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。
- ・ 検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。
- ・ 監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。
- ・ 監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。
- ・ 適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則：監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。
- ・ 監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

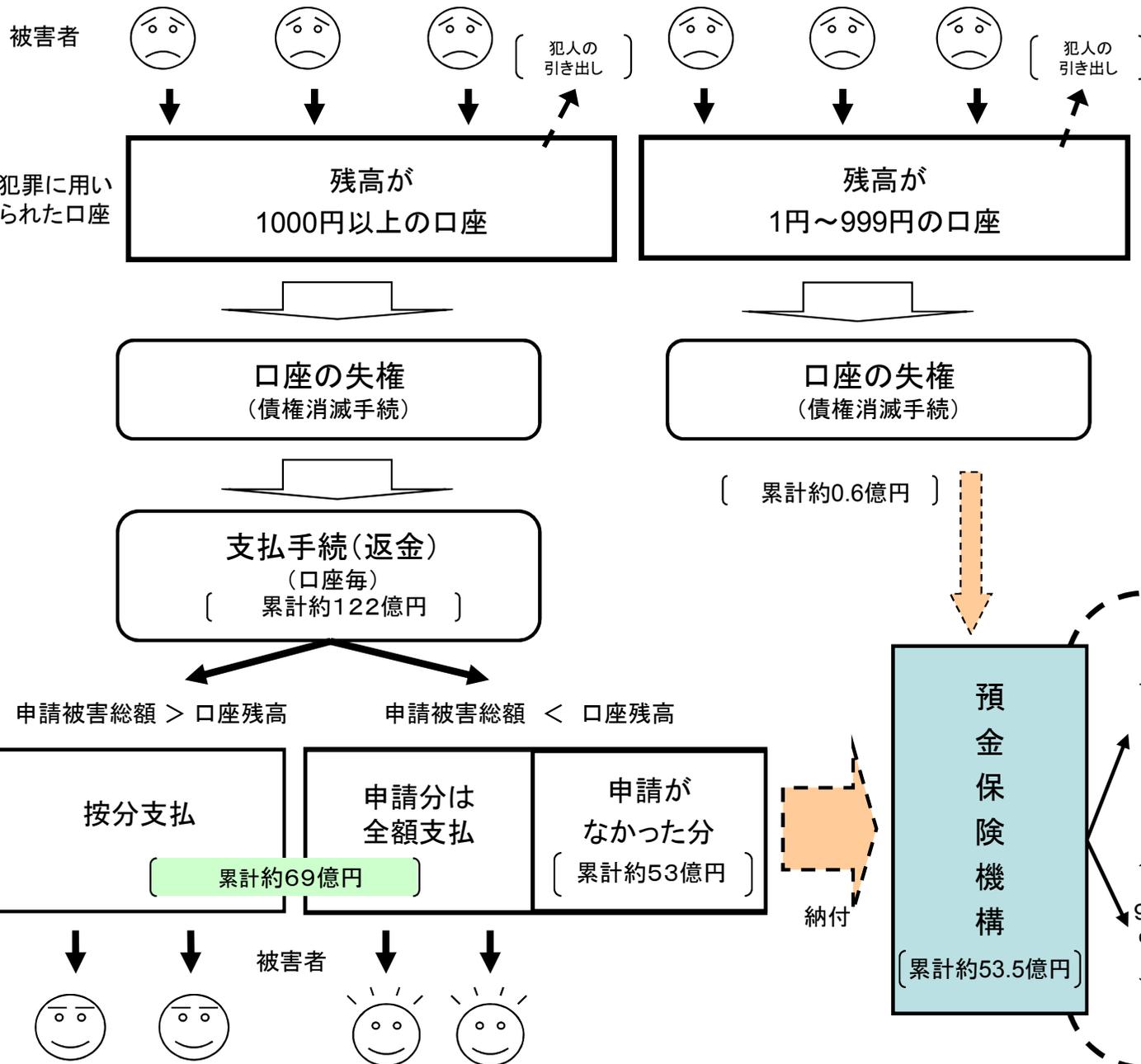
IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR³のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

(以上)

³International Forum of Independent Audit Regulators (監査監督機関国際フォーラム)

振り込め詐欺救済法の制度概要(25年3月末時点)



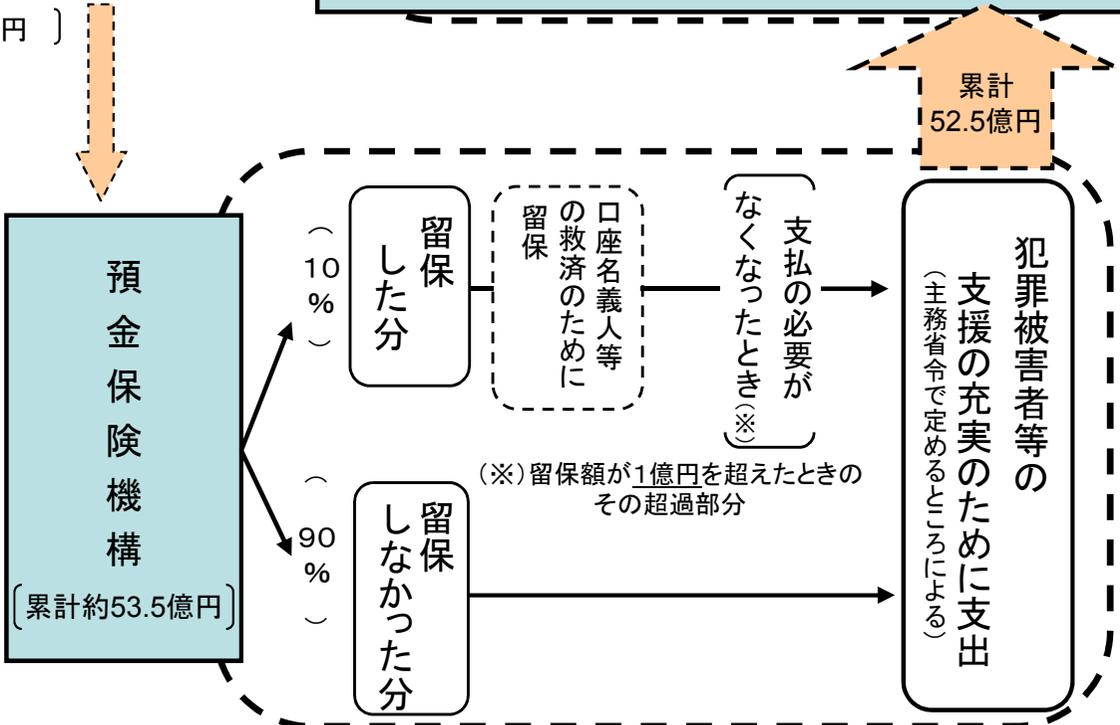
(1) 犯罪被害者等の子供に対する奨学金

- 無利子貸与、返済期間は30年以内。
- 資金は信託財産として運用。運用益と返済金等で持続的に運営。
- 貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は大学院生:10万円/月、大学生:8万円/月、高校生:公立・国立3万円、私立5万円/月。

(2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成

- 犯罪被害者等支援団体の財政基盤は脆弱。
- 「新しい公共」の担い手として育成、発展を図っていく。

「担い手(日本財団)」が(1)(2)の事業を運営



[累計:法施行(20年6月)～25年3月末までの累計額]

預保納付金の具体的使途について（概要）

論
点
の
整
理

○ 預保納付金の具体的使途に関連する論点の整理

(1) 返金率の向上

- ▶救済制度の周知徹底を継続。
- ▶金融機関がより積極的に「被害が疑われる者」へ連絡するための取組みについて検討するよう、業界に対して要請。
- ⇒平成23年3月、全国銀行協会は、事務取扱手続を改正。連絡対象者を選択する標準的な目安の設定や連絡方法の統一化を実施。

(2) 預保納付金の具体的使途（検討の前提）

- ①「留保割合」の考え方
 - ▶預保納付金の納付状況等を踏まえると、大幅に引き下げても制度の円滑な運用に支障はなく、必要額を確保可能。
 - ⇒現行の100%から10%へ引き下げ。
 - ②留保を続けておく「必要がなくなったとき」に関する考え方
 - ▶預保納付金の納付状況等を踏まえつつ、常時一定金額を留保しておくことが適当。
 - ⇒留保金額の累積額が1億円を超えたときには、その1億円を超える部分は、「必要がなくなった」として留保を解く。
- ※誤って失権された預金者等の事後的な救済に備えるため、預保納付金の一定割合を留保しておくこととされている。
 ※一旦留保した預保納付金についても、上記の事後的な救済のための支払の「必要がなくなったとき」には、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。

○ 預保納付金の具体的使途（二本の柱）

(1) 犯罪被害者等の子供に対する奨学金

- ▶犯罪被害者本人が生計を担う者であった場合等は、日常生活に加え十分な額の子供の教育費を支出することは困難な場合も。
 - ⇒預保納付金により、犯罪被害者の子供への奨学金制度を充実。
- ▶子供の教育機会を確保し、事件を契機に社会から「疎外感」を感じることもある子供を社会全体で温かく支えること（社会的包摂）も重要。社会の支えが十分であれば、将来的に子供の社会への貢献意欲が高まることも期待。
- ※奨学金は給付（贈与）ではなく貸与することが適当。就職して返済してもらうことにより、卒業後、自分が社会により支えられたことを思い起こす機会を提供するとともに、就職して自立するようインセンティブの付与を図ることが重要。また、子供が安易にニートの途を選択することのないよう促すという社会的意義も有する。
- ※一定の要件を満たす場合は、奨学金の返済免除又は軽減を行うことも考えられるが、具体的な要件等については、貸与人数や返済率等、今後の実績を踏まえて検討することが適当。
- ※貸与対象は、高校生から大学院生までとし、年間200人～300人程度の申請を想定。貸与金額の上限は、例えば大学生で月額10万円程度、高校生で月額数万円。

(2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成

- ▶犯罪被害者等が必要とする支援の内容は、行政主導の公的な支援ばかりではなく、病院等への付き添いや自宅訪問など多岐にわたる。
 - ⇒被害者支援のノウハウが蓄積されている民間支援団体による迅速かつ柔軟な支援活動が必要。
- ・犯罪被害者等支援団体の財政基盤は脆弱。
- ・NPO法人等として活動しており、政府の推進する「新しい公共」の担い手としても育成、発展を図っていくことが必要。
- ・助成対象としては、基本的に、広く犯罪被害者等を支援する団体を想定しているものの、必ずしもこれに限定しない。
- ・政府で検討が進められている「パーソナル・サポート・サービス」の確立に「支援関係機関」の一つとして寄与。

⇒ 支援活動を充実・強化。

⇒ 奨学金貸与と団体助成の担い手としては、犯罪被害者等支援の知見を有しない預金保険機構ではなく、こうした事業を適正かつ公正に実施可能な団体（例えば以下の要件を満たす団体）に行わせることが適当。

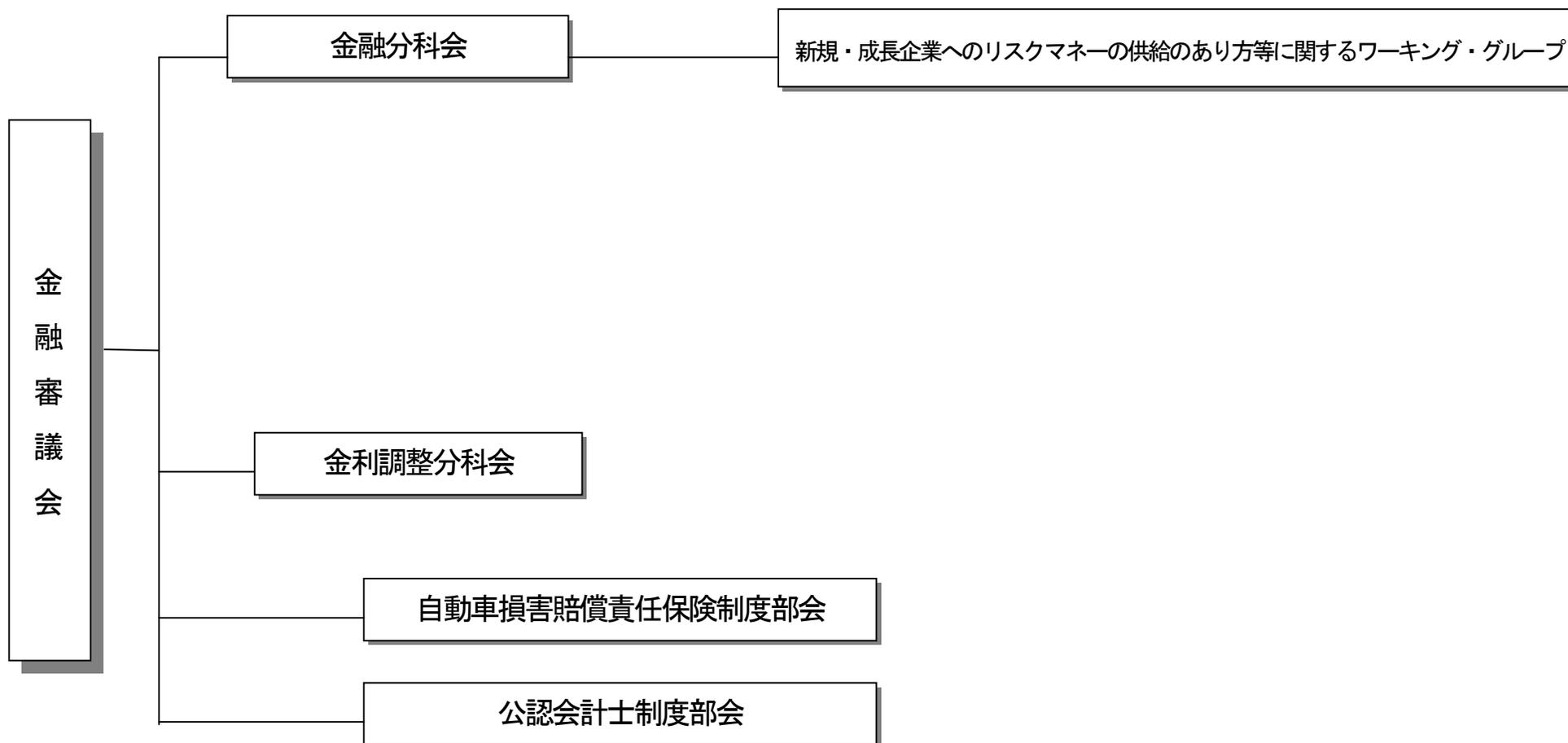
- ①犯罪被害者等支援に関する実績や知見を有すること、②非営利の法人であること、③政治的中立性があり、公平な活動が期待できること、④既存業務との区分経理を行うこと、⑤多額の資金を預かる事業に相応しい運営・管理能力を有すること、⑥団体助成を行うにあたり、自らを助成対象としないこと、⑦外部有識者等による委員会を設置すること、⑧定期的な情報公開を行うこと、⑨資金の貸与につき、法令上の要件を備えること 等

※振り込め詐欺等の被害者に対して追加的に返金するとの案については、預保納付金の由来と整合的であることのみをもって優先して支出すべきであるとは言えず、また、被害者間の公平を考慮すると、一人当たりの返金額は少額となることに加え、返金のために膨大なコストがかかるなど、費用対効果の観点からも適当でない。

※振り込め詐欺等の被害者の訴訟費用等を支援するとの案については、訴訟提起等を行わない被害者には何らメリットがなく、また、得られる損害賠償金等は加害者側が保有する財産次第の面があり、費用対効果の観点から適当ではない。

預
保
納
付
金
の
具
体
的
使
途
に
関
す
る
案

金融審議会の構成



平成24年7月4日

金融審議会
会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 松下 忠洋

金融庁設置法第7条第1項第1号により
下記のとおり諮問する。

記

最近の公募増資に関連したインサイダー取引などを踏まえ、我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保する観点から、情報伝達行為への対応、課徴金額の計算方法その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しを検討すること。

金融審議会金融分科会委員名簿

平成24年7月4日現在

委員	秋池 玲子	ポストン コンサルティング グループ パートナー&マネージング・ディレクター
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	太田 克彦	新日本製鐵(株) 常務取締役
	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野 栄子	D I C (株) 社外取締役
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計15名]

(敬称略・五十音順)

金融審議会委員名簿

平成25年1月25日現在

委員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ パートナー&マネージングディレクター
	大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
	太田 克彦	新日鐵住金株式会社常務取締役
	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野 栄子	D I C株式会社社外取締役
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計17名]

(敬称略・五十音順)

平成 25 年6月5日

金融審議会

会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第7条第1項第1号により、下記のとおり諮問する。

記

経済の持続的な成長を実現していくためには、投資者保護に配慮しつつ、金融仲介機能を活用し、新規・成長企業等に対するリスクマネーの供給の促進を図っていくことが不可欠である。

このような観点から、

- 一 新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方
- 二 事務負担の軽減など新規上場の推進策
- 三 上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し
- 四 その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について検討すること。

金融審議会委員名簿

平成25年5月24日現在

委員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ パートナー&マネージングディレクター
	大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野 栄子	D I C株式会社社外取締役
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島 優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	田邊 栄一	三菱商事株式会社常務執行役員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	吉野 直行	慶応義塾大学経済学部教授

[計17名]

(敬称略・五十音順)

金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関する
ワーキング・グループ委員等名簿

平成24年9月10日現在

座長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	※ 秋池 玲子	ポストンコンサルティンググループパートナー・マネージングディレクター
	井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
	※ 大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	※ 太田 克彦	新日鐵住金(株)常務取締役
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小野 有人	みずほ総合研究所(株)主席研究員
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	※ 川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	小出 篤	学習院大学法学部教授
	※ 田島 優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	松井 智予	上智大学法科大学院准教授
	森 公高	公認会計士（あずさ監査法人）
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
	山手 章	公認会計士（あらた監査法人）
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	※ 家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	和仁 亮裕	弁護士（外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）

オブザーバー 全国銀行協会 全国地方銀行協会 第二地方銀行協会 国際銀行協会 信託協会
 全国信用金庫協会 全国信用組合中央協会 全国労働金庫協会 農林中央金庫
 生命保険協会 日本損害保険協会 日本証券業協会
 法務省 財務省 日本銀行 預金保険機構

（敬称略・五十音順）
 （※印は金融審議会委員）

「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」 メンバー名簿

平成 25 年 6 月 7 日現在

座 長 メ ン バ ー	※洲崎	博史	京都大学大学院法学研究科教授
	阿部	泰久	日本経済団体連合会経済基盤本部長
	※沖野	眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	加藤	広亮	ボストンコンサルティンググループ シニアパートナー & マネージングディレクター
	※川島	千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神戸	孝	FP アソシエイツ&コンサルティング(株) チーフ・エグ ゼクティブディレクター
	後藤	元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	※田島	優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	丹野	美絵子	独立行政法人国民生活センター理事 (社団法人全国消費生活相談員協会前理事長)
	錦野	裕宗	弁護士(中央総合法律事務所)
	水口	啓子	株式会社日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画 部長
	山下	友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※家森	信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
米山	高生	一橋大学大学院商学研究科教授	
オブザーバー	梅崎	輝喜	明治安田生命保険相互会社調査部長
	村田	毅	三井住友海上火災保険株式会社経営企画部部長
	五十嵐	正明	一般社団法人日本少額短期保険協会専務理事
	瀧下	行夫	外国損害保険協会専務理事
	荻野	明廣	株式会社イーグル商会代表取締役 (社団法人日本損害保険代理業協会名誉会長)
	葛石	智	一般社団法人日本保険仲立人協会会長

(敬称略・五十音順)

(※印は金融審議会委員)

「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」メンバー名簿

平成24年7月31日現在

座長	※ 神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	阿部 泰久	日本経済団体連合会経済基盤本部長
	池永 朝昭	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	内田 貴和	三井物産(株)総合資金部長
	※ 大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	※ 神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※ 黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	武田 太老	東京証券取引所自主規制法人常任理事
	※ 田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
	平田 公一	日本証券業協会常務執行役
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	綿貫 治子	ゴールドマン・サックス証券(株)取締役
オブザーバー	名取 俊也	法務省刑事局刑事課長

(敬称略)

(※印は金融審議会委員)

投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ委員等名簿

平成24年3月7日現在

座	長 ※ 神 田 秀 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メ	ン	
バ	ー 井 潟 正 彦	(株)野村資本市場研究所 執行役員
	石 黒 徹	弁護士 (森・濱田松本法律事務所)
	上 柳 敏 郎	弁護士 (東京駿河台法律事務所)
	※ 大 崎 貞 和	(株)野村総合研究所主席研究員
	※ 沖 野 眞 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	沖 本 竜 義	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
	※ 川 波 洋 一	九州大学大学院経済学研究院教授
	※ 神 作 裕 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	草 野 芳 郎	学習院大学法学部法学科教授
	※ 黒 沼 悦 郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	※ 河 野 栄 子	D I C (株) 社外取締役
	小 沼 泰 之	(株)東京証券取引所 執行役員 上場推進部長
	島 田 知 保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長
	清 水 毅	あらた監査法人 代表社員 公認会計士
	※ 田 島 優 子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	※ 永 沢 裕 美 子	FosterForum良質な金融商品を育てる会
	村 木 正 雄	ドイツ証券(株)株式調査部ディレクター 兼シニアアナリスト
オブザーバー	信託協会	全国銀行協会 投資信託協会
	日本証券業協会	不動産証券化協会

(敬称略・五十音順)

(※印は金融審議会委員)

新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する ワーキング・グループ メンバー名簿

平成25年6月26日現在

座長	※ 神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	安達 俊久	日本ベンチャーキャピタル協会会長
	出雲 充	(株) ユーグレナ代表取締役社長
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
	※ 大崎 貞和	(株) 野村総合研究所主席研究員
	岡野 進	(株) 大和総研常務執行役員
	※ 神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※ 黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	静 正樹	(株) 東京証券取引所常務取締役
	武井 一浩	弁護士(西村あさひ法律事務所)
	※ 田邊 栄一	三菱商事(株) 常務執行役員
	※ 永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	※ 原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	平田 公一	日本証券業協会常務執行役
	※ 福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
オブザーバー	前川 雅彦	野村證券(株) 執行役員
	山下 幹夫	モルガン・スタンレーMUFJ証券(株) 取締役
	吉野 和雄	東京ガス(株) 取締役常務執行役員
	坂本 三郎	法務省民事局参事官
	野村 充	日本銀行企画局審議役
	野田 幸男	(株) 三井住友銀行投資銀行統括部部長(全銀協)
	島村 昌征	第二種金融商品取引業協会事務局長

(敬称略)

(※印は金融審議会委員)

平成 24 年 9 月 25 日
金 融 庁

官民ラウンドテーブルの開催

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」を踏まえ、本日、金融庁は、業界団体や政府系金融機関等と官民ラウンドテーブルを開催しました。

官民ラウンドテーブルは、行政運営上の意見交換や懇談の場であり、官民が、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、持続的な対話を行っていくものです。

（参加機関）

全国銀行協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本証券業協会、農林中央金庫、（株）国際協力銀行、（株）日本政策金融公庫、（株）日本政策投資銀行、日本銀行、金融庁

（議事要旨）

本日の会合において、当面、以下の点について、官民双方の実務家がアドホックな作業部会を作り、自由闊達に議論を深めて行くことが合意されました。

◇我が国企業・金融機関の国際展開の拡充

- ✓ 国際展開を促進するため、海外金融規制に関する見直しの働きかけ
- ✓ 金融技術協力を通じたアジア諸国等の金融・資本市場の整備支援

◇中小企業金融の向上

- ✓ 金融機関によるリスクマネー供給力の強化等を通じた創業・新規事業支援の促進

◇高齢化社会に対応した金融サービスの向上

- ✓ 少子高齢化の進展に対応する金融商品の在り方
- ✓ 高齢者ニーズに応える金融商品・サービスの在り方

なお、本日の会合では、議論を喚起する目的から、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」に委員として参加した有識者3名*より、同グループの報告書を踏まえて、我が国金融業の中長期的な在り方について私見を述べて頂きました。

(*) 山田 能伸氏 (ドイツ証券<株>)、小野 有人氏 (みずほ総合研究所<株>)、
大垣 尚司氏 (立命館大学)

(今後の予定)

アドホックな作業部会における検討内容は、半年後を目途に再び開催される官民ラウンドテーブルに報告され、議論された後に公表する予定です。

以 上

平成25年5月13日

金融庁

第2回 官民ラウンドテーブルの開催について

本日、第2回官民ラウンドテーブルが金融庁において開催されました。

官民ラウンドテーブルは、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行っていくものとして、昨年9月に初めて開催されたものです。

(参加機関)

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本証券業協会、農林中央金庫、(株)国際協力銀行、(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行、日本銀行、金融庁

(議事要旨)

① 前回会合において設けられた3つの作業部会では、これまでおよそ半年間にわたり、官民双方の実務家が以下の点について自由闊達な議論を行ってきました。本日、各作業部会が検討結果を報告したところ、別紙の通り、公表することが承認されました。

◇高齢化社会に対応した金融サービスの向上

- ✓ 少子高齢化の進展に対応する金融商品の在り方
- ✓ 高齢者ニーズに応える金融商品・サービスの在り方

◇中小企業金融の向上

- ✓ 金融機関によるリスクマネー供給力の強化等を通じた創業・新規事業支援の促進

◇我が国企業・金融機関の国際展開の拡充

- ✓ 国際展開を促進するため、海外金融規制に関する見直しの働きかけ
- ✓ 金融技術協力を通じたアジア諸国等の金融・資本市場の整備支援

② 今後、各作業部会の検討結果を受けて実行に移された新たな取組みは、官民ラウンドテーブルにおいて、参加機関が相互に紹介し合い、共有することとしています。

③ また、本日の会合においては、新たに、以下の2つのテーマについて作業部会を立ち上げ、官民双方の実務家が議論を深めていくことが合意されました。

◇地域における新産業等の育成と金融の役割

- ✓ 地域の経済成長に資する新たな産業や優れた技術力等を有する企業の育成に関する

事例の収集等を通じ、金融面における課題を抽出・整理

◇資金決済サービスの向上

- ✓ 我が国企業の国際展開を資金決済の面から支援するために求められる、金融機関によるサービスの向上や公的関与の在り方
- ✓ 国内資金決済インフラの発展を踏まえた、企業向け決済・送金サービスの向上

(今後の予定)

上記2つの作業部会の検討結果は、半年後を目途に再び開催される官民ラウンドテーブルに報告され、議論を経て、公表される予定です。

以 上

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成25年1月17日現在)

会 長	落 合 誠 一	中央大学法科大学院教授	
委 員	相 原 康 伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長	
	古 笛 恵 子	弁護士	
	齋 藤 充	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長	
	勝 瑞 保	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務	
	鈴 木 共 子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事	
	鈴 木 雅 己	損害保険料率算出機構専務理事	
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長	
	西 方 正 明	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長	
	広 重 美 希	一般社団法人消費者力開発協会理事	
	福 田 弥 夫	日本大学通信教育部長・日本大学法学部教授	
	堀 田 一 吉	慶應義塾大学商学部教授	
	山 本 眞 弓	弁護士	
	特別委員	北 原 浩 一	NPO法人交通事故後遺障害者家族の会代表
		清 水 涼 子	関西大学大学院会計研究科教授
高 橋 伸 子		生活経済ジャーナリスト	
野 尻 俊 明		流通経済大学法学部教授	
藤 川 謙 二		(社)日本医師会常任理事	
	矢 代 隆 義	一般社団法人日本自動車連盟副会長	

(敬称略・五十音順)

平成25年1月17日
金融庁

第131回・第132回自動車損害賠償責任保険審議会の開催について

1. 平成25年1月9日午前9時30分から第131回自動車損害賠償責任保険審議会、本日午前10時から第132回自動車損害賠償責任保険審議会がそれぞれ開催されました。
2. 第131回自動車損害賠償責任保険審議会において報告された平成24年度料率検証結果による損害率(※)は、次のとおりです。

(単位:%)

契約年度	平成24年度	平成25年度
前回(平成23年4月) 改定時予定損害率	119.4	
平成24年度検証結果 による損害率	120.4	120.3

(※)損害率=(支払保険金/収入純保険料)×100

現行の自動車損害賠償責任保険の基準料率は、平成20年4月の料率変更時に前提とされた、平成25年度に本来の料率水準に戻すための料率変更の枠組みは維持しつつ、損害率の想定以上の悪化を受けて、平成25年に契約者の保険料負担が急激に増加することを緩和する目的から、平成23年4月に引き上げられた料率です。

平成24年度の料率検証結果では、平成24契約年度及び平成25契約年度の損害率は、それぞれ120.4%、120.3%と、平成23年4月の料率変更時に想定していた予定損害率119.4%と大きな乖離は生じておらず、当初の想定どおり、平成25年度には、発生運用益で累計収支の赤字を補てんしきれなくなることが示されました。

これらを踏まえ、今後の料率水準については、平成25年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う本来の料率水準に戻すことが適当との方向性が示されました。

3. 第132回自動車損害賠償責任保険審議会においては、第131回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出がなされた新たな基準料率が、平成25年4月1日から適用されることについて答申がなされました。

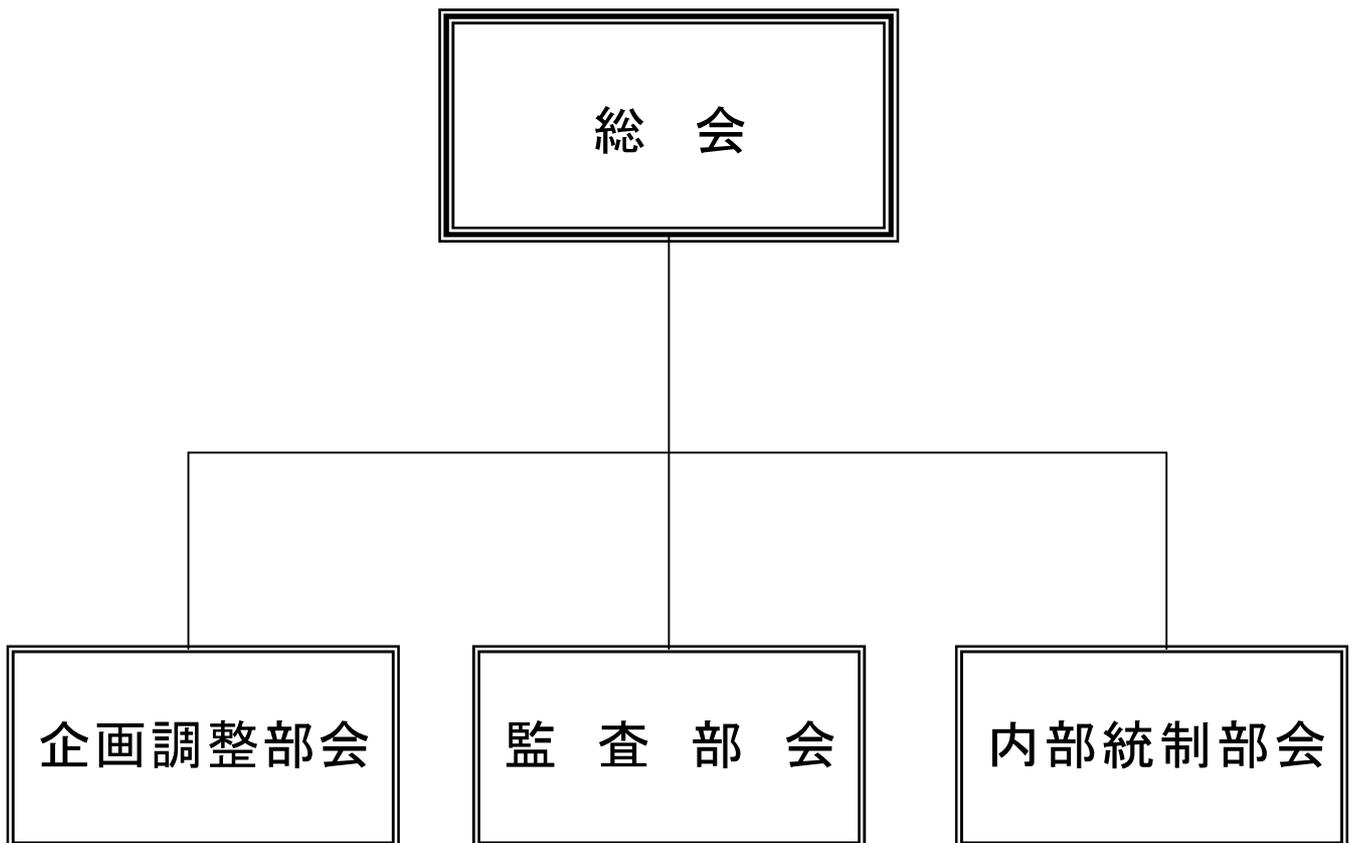
新たな基準料率は、全車種平均で13.5%の引上げとなり、例えば自家用乗用車2年契約で27,840円となります。(現行基準料率は、同24,950円であり、引上げ率は+11.6%)

(参考)議事録及び議事要旨については、後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局保険課(内線3375、3772)

企業会計審議会の組織図



※ 平成25年3月26日付「監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」より抜粋

監査における不正リスク対応基準

第一 職業的懐疑心の強調

- 1 監査人は、経営者等の誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。
- 2 監査人は、職業的懐疑心を発揮して、不正の持つ特性に留意し、不正リスクを評価しなければならない。
- 3 監査人は、職業的懐疑心を発揮して、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施しなければならない。
- 4 監査人は、職業的懐疑心を発揮して、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を看過することがないように、入手した監査証拠を評価しなければならない。
- 5 監査人は、職業的懐疑心を高め、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断し、当該疑義に対応する監査手続を実施しなければならない。

第二 不正リスクに対応した監査の実施

- 1 企業及び当該企業が属する産業における不正事例の理解
監査人は、不正リスクを適切に評価するため、企業及び当該企業が属する産業を取り巻く環境を理解するに当たって、公表されている主な不正事例並びに不正に利用される可能性のある一般的及び当該企業の属する産業特有の取引慣行を理解しなければならない。
- 2 不正リスクに関連する質問
監査人は、経営者、監査役等及び必要な場合には関連するその他の企業構成員に、不正リスクに関連して把握している事実を質問しなければならない。
また、監査人は、経営者に対して、当該企業において想定される不正の要因、態様及び不正への対応策等に関する経営者の考え方を質問し、リスク評価に反映しなければならない。
- 3 不正リスク要因を考慮した監査計画の策定
監査人は、監査計画の策定に当たり、入手した情報が不正リスク要因の存在を示しているかどうか検討し、それらを財務諸表全体及び財務諸表項目の不正リスクの識別及び評価において考慮しなければならない。監査人は、評価した不正リ

スクに応じた全般的な対応と個別の監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。

典型的な不正リスク要因は、付録1に例示されているが、この他にも不正リスク要因が存在することがあることに留意しなければならない。

4 監査チーム内の討議・情報共有

監査人は、監査実施の責任者と監査チームの主要構成員の間において、不正による重要な虚偽の表示が財務諸表のどこにどのように行われる可能性があるのかについて討議を行うとともに、知識や情報を共有しなければならない。

監査実施の責任者は、監査の過程で発見した事業上の合理性に疑問を抱かせる特異な取引など重要な会計及び監査上の問題となる可能性のある事項を、監査実施の責任者及び監査チーム内のより経験のある構成員に報告する必要があることを監査チームの構成員に指示しなければならない。

5 不正リスクに対応する監査人の手続

監査人は、識別した不正リスクに関連する監査要点に対しては、当該監査要点について不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しなければならない。

6 企業が想定しない要素の組み込み

監査人は、財務諸表全体に関連する不正リスクが識別された場合には、実施する監査手続の種類、実施の時期及び範囲の決定に当たって、企業が想定しない要素を監査計画に組み込まなければならない。

7 不正リスクに対応して実施する確認

監査人は、不正リスクに対応する手続として積極的確認を実施する場合において、回答がない又は回答が不十分なときには、代替的な手続により十分かつ適切な監査証拠を入手できるか否かを慎重に判断しなければならない。

監査人は、代替的な手続を実施する場合は、監査要点に適合した証明力のある監査証拠が入手できるかどうかを判断しなければならない。代替的な手続を実施する場合において、監査証拠として企業及び当該企業の子会社等が作成した情報のみを利用するときは、当該情報の信頼性についてより慎重に判断しなければならない。

8 入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価

監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、不正リスクに関連する監査要点に対する十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうかを判断しなければならない。監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手していないと判断した場合は、追加的な監査手続を実施しなければならない。

9 矛盾した監査証拠があった場合等の監査手続の実施

監査人は、監査実施の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正ではないと疑われる場合、又は文言が後から変更されていると疑われる場合、また、矛盾した監査証拠が発見された場合には、監査手続の変更又は追加(例えば、第三者への直接確認、専門家の利用等)が必要であるかを判断しなければならない。

10 不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならない。

なお、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況は、付録2に例示されているが、この他の状況が該当することがあることに留意しなければならない。

11 不正による重要な虚偽の表示の疑義

監査人は、識別した不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。

また、識別した不正リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。

監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義がないと判断したときは、その旨と理由を監査調書に記載しなければならない。

12 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合の監査計画の修正

監査人は、監査計画の策定後、監査の実施過程において不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、当該疑義に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、不正による重要な虚偽の表示の疑義に関する十分な検討を含め、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を立案し監査計画を修正しなければならない。

13 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合の監査手続の実施

監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義に関連する監査要点について十分かつ適切な監査証拠を入手するため、修正した監査計画にしたがい監査手続を実施しなければならない。

14 専門家の業務の利用

監査人は、不正リスクの評価、監査手続の実施、監査証拠の評価及びその他の監査実施の過程において、不正リスクの内容や程度に応じて専門家の技能又は知識を利用する必要があるかどうかを判断しなければならない。

15 不正リスクに対応した審査

監査人は、不正リスクへの対応に関する重要な判断とその結論について、監査事務所の方針と手続に従って、監査の適切な段階で審査を受けなければならない。

16 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合の審査

監査人は、不正による財務諸表の重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、当該疑義に係る監査人の対応について、監査事務所の方針と手続に従って、適切な審査の担当者による審査が完了するまでは意見の表明をしてはならない。

17 監査役等との連携

監査人は、監査の各段階において、不正リスクの内容や程度に応じ、適切に監査役等と協議する等、監査役等との連携を図らなければならない。

監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、速やかに監査役等に報告するとともに、監査を完了するために必要となる監査手続の種類、時期及び範囲についても協議しなければならない。

18 経営者の関与が疑われる不正への対応

監査人は、監査実施の過程において経営者の関与が疑われる不正を発見した場合には、監査役等に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めるとともに、当該不正が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。

19 監査調書

監査人は、不正による財務諸表の重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合、当該疑義の内容、実施した監査手続とその結果、監査人としての結論及びその際になされた職業的専門家としての重要な判断について、監査調書に記載しなければならない。

第三 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理

1 不正リスクに対応した品質管理

監査事務所は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、不正リスクに対応する品質管理の責任者を明確にしなければならない。

2 監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮

監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続に、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価すること、並びに、当該評価の妥当性について、新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な部署又は者により検討することを含めなければならない。

3 不正に関する教育・訓練

監査事務所は、監査実施者の教育・訓練に関する方針及び手続を定め、監査実施者が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるように、監査事務所内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しなければならない。

4 不正リスクに対応した監督及び査閲

監査事務所は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定めなければならない。

5 不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報への対処

監査事務所は、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続において、不正リスクに関連して監査事務所に寄せられた情報を受け付け、関連する監査チームに適時に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、監査チーム外の監査事務所の適切な部署又は者に報告することを求めなければならない。

6 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合等の専門的な見解の問合せ

監査事務所は、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ監査事務所内外の適切な者(例えば、監査事務所の専門的な調査部門等)から専門的な見解を得られるようにするための方針及び手続を定めなければならない。

7 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査

監査事務所は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、修正後の監査計画及び監査手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、監査事務所としての審査が行われるよう、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。

監査事務所は、当該疑義に対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査の担当者(適格者で構成される会議体を含む)を監査事務所として選任しなければならない。

8 監査事務所内における監査実施の責任者の間の引継

監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続において、同一の企業の監査業務を担当する監査実施の責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるように定めなければならない。

9 監査事務所間の引継

監査事務所は、後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続において、後任の監査事務所に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関連する調書の閲覧に応じるように定めなければならない。

監査事務所は、前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続において、前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問するように定めなければならない。

監査事務所は、監査事務所間の引継に関する方針及び手続において、監査チームが実施した引継の状況について監査チーム外の適切な部署又は者に報告することを定めなければならない。

10 不正リスクへの対応状況の定期的な検証

監査事務所は、不正リスクへの対応状況についての定期的な検証により、次に掲げる項目が監査事務所の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめなければならない。

- 監査契約の新規の締結及び更新
- 不正に関する教育・訓練
- 業務の実施（監督及び査閲、監査事務所内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、監査実施の責任者間の引継を含む）
- 監査事務所間の引継

平成24年11月7日

金融庁

「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の設置について

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)は、平成21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により制度化され、22年4月に施行されました。その際、同法附則において、法施行後3年以内に、指定紛争解決機関の業務の遂行状況等を踏まえ、金融ADR制度の在り方等について検討を行うべきことが規定されました(別紙1)。

金融ADR制度は、金融商品・サービスの多様化・複雑化が進む中、金融商品・サービスを巡るトラブルについて、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供することにより、利用者の保護を図るとともに、金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上に資することを目的とするものです。

法施行から約2年半が経過し、現在、8つの指定紛争解決機関が紛争解決等業務に従事していますが、23年度の8機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の申立件数は、各々合計で7,093件(前年度比32%増)及び1,981件(同137%増)となる等、活用実績は順調に伸びており、利用者のトラブル解決に一定の役割を果たしてきています。他方、指定紛争解決機関に対しては、運用面で改善すべき点がある等の指摘もあります。

こうした中、金融ADR制度を、より一層、利用者利便の向上に資するものとするため、上記附則の規定も踏まえ、各指定紛争解決機関の業務の遂行状況の検証や金融ADR制度の在り方等について検討を行う必要があります。

このため、金融庁総務企画局長のもとに、金融ADR制度に関する有識者をメンバーとする「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」(メンバーは別紙2)を設置し、本日議論を開始したところです。

有識者会議においては、今後、検討を重ね、本年度内を目処に議論の取りまとめを行うこととしており、その結果については、取りまとめ次第公表する予定です。

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律【附則】

(平成21年6月24日改正)

(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後

のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛

争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改

正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等

を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八

号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業

態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関に

よる裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要が

あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この

法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認

めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

「金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議」メンバー

- 【座長】 山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授
- 【委員】 石戸谷 豊 弁護士（港共同法律事務所）
- 犬飼 重仁 早稲田大学法学学術院教授
- 井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
- 田中 圭子 NPO 法人日本メディエーションセンター代表理事
- 丹野 美絵子 全国消費生活相談員協会理事長
- 永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
(五十音順・敬称略)

【オブザーバー】

- 指定紛争解決機関（金融 ADR 機関）（8 機関）
 - ・ 全国銀行協会
 - ・ 信託協会
 - ・ 生命保険協会
 - ・ 日本損害保険協会
 - ・ 保険オンブズマン
 - ・ 日本少額短期保険協会
 - ・ 証券・金融商品あっせん相談センター
 - ・ 日本貸金業協会

- 消費者庁

【事務局】

- 金融庁総務企画局企画課

「金融ADR制度の在り方等の検討について」の概要
 【金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議報告】(平成25年3月8日)

金融ADR制度の現状

- 銀行、保険、証券等の業態毎に8つの指定紛争解決機関が設置(指定)。その他業態は、代替措置で対応。
- 23年度の苦情・紛争の申立件数は、為替デリバティブ事案の増加に伴い大きく増加。また、かなりの割合が和解(解決)。
- 【平成23年度の申立実績】
 苦情処理手続: 7,093件 (32%増加)
 紛争解決手続: 1,981件 (137%増加)
 ※()内は、前年度比
- 【平成23年度の解決・和解実績】
 苦情処理手続: 60%解決
 紛争解決手続: 45%和解成立
 ※何れも年度内の終結ベース

現状の評価

- 指定紛争解決機関は、利用者保護に一定の役割を果たしていると評価。
- 機関や制度の周知は、ある程度進んでいるが、なお一層の周知の努力が必要。
- 為替デリバティブ事案の増加により、法人・高額請求事案が相当な割合になっているが、中小企業等の要請に積極的に応えている現状は評価。
 なお、個人・少額請求事案へ支障がないよう留意が必要。
- 【平成23年度の法人・高額事案】
 法人38%、請求金額1千万円超42%
 > 業務運営において、利用者の信頼性向上や納得感等の面から運用上の課題が存在。

運用上の課題

- 機関によって、面談割合に高低があるほか、1日で事情聴取を終了し納得感がないとの指摘。
- 利用者アンケートの対象を和解事案に限定。
- 業界団体の事務局職員が紛争解決委員となることについて、中立・公正性の観点から疑念が生じかねないとの指摘。
- 特別調停案の活用が不十分な機関が存在。
 ※金融機関側に片面的受諾義務のある和解案
- 苦情・紛争の分析結果の加入金融機関へのフィードバックが不十分。
- 銀行窓販(複数の金融業態が関係)に係る申立手続きがわかりにくい。

- 利用者の信頼感・納得感を向上させるとともに、利用者にとってわかり易く、各機関間において整合的な手続の構築が必要。
- 銀行窓販の増加等も踏まえ、関係機関間の連携強化が必要。

対応の方向性

- 紛争の原因等を的確に把握する等の観点から、基本的には面談実施が望ましい。再度の意見陳述の要請には支障がない限り対応すべき。
- 不調事案も含めた利用者アンケートの実施による検証及び改善策の実施。
- 弁護士等との合議制や、利用者アンケート・有識者による事後的な検証及び改善努力等により中立・公正性を担保。
- 特別調停案が必要となる局面において、適切に活用されるような態勢の確保。
- 苦情・紛争の分析結果の加入金融機関へのフィードバックを推進。
- 利用者に対し、より一層丁寧な説明、関係機関の連携を強化。
- 横断的な機関の創設については、既存機関との重複、コスト等の面で課題があり、まずは、関係機関の連携強化等を図りつつ、将来の検討課題とする。
- 上記の点も踏まえた監督指針を策定・公表することにより、利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図る。
- 「金融ADR連絡協議会(仮称)」を設置し、情報・意見交換を行う等、関係機関の連携を強化。

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成25年6月3日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁地方協力課長		村 松 茂
国民生活センター相談情報部長		鈴木 基代
東京都消費生活総合センター所長		佐藤 直樹
日本司法支援センター第一事業部情報提供課長		中井 幹晴
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会事務局次長		板谷 伸彦
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事		唯根 妙子
全国消費生活相談員協会		
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長		渡邊 俊之
信託協会信託相談所長		岡本 康二
生命保険協会生命保険相談室長		酒巻 宏明
日本損害保険協会理事損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長		森 栄二
保険オンブズマン専務理事		瀧下 行夫
日本少額短期保険協会少額短期ほけん相談室室長代行		大野 彰久
証券・金融商品あっせん相談センター副センター長		坂井 竜裕
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長		八木 直人
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長		阿部 吉邦
全国信用組合中央協会しんくみ相談所長		田中 秀夫
全国労働金庫協会コンプライアンス室長		高久 透淳
日本商品先物取引協会自主規制グループ長		中曾根 淳
農林中央金庫総合企画部企画開発室長(農漁協系統金融機関代表)		関口 浩二
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長		山口 真紀子
日本資金決済業協会事務局長		永澤 修
(弁護士会)		
長島・大野・常松法律事務所, 弁護士		井上 聡
西村あさひ法律事務所, 弁護士		森 倫洋
港共同法律事務所, 弁護士		石戸 谷豊
(学識経験者)		
生活経済ジャーナリスト		高橋 伸子
【座長代理】早稲田大学法学学術院教授		犬飼 重仁
東京大学大学院法学政治学研究科教授		神作 裕之
【座長】一橋大学大学院法学研究科教授		山本 和彦
(金融当局)		
金融庁総務企画局企画課長		長谷川 靖
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長		嶋野 彦実
金融庁監督局総務課長		西田 直樹
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐		中村 英晴
厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐		幡野 一成
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産市場整備室長		宮坂 祐介
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長		藤野 克
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官		丸山 昌弘
		[計36名]
(事務局)		
金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長		橋本 文夫
		[合計37名]
		(敬称略、順不同)

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成12年 9月7日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11月8日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成13年 1月16日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4月3日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5月31日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8月7日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10月2日	○「機関間連携のあり方」について
8	11月19日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成14年 1月15日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル(案)」について
10	2月8日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3月27日	○「苦情・紛争解決支援のモデル(案)に寄せられた意見」について
12	4月25日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5月23日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(1)
14	6月17日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(2)
15	7月22日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10月11日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(1)
17	11月5日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(2)
18	12月12日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(3) ○「機関間連携(総論)」について(1)
19	平成15年 2月5日	○「機関間連携(総論)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(1) ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4月21日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(1) ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6月24日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(2) ○「消費者の認知に向けたPR」について
22	9月9日	○「公的機関との連携」について(1) ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11月25日	○「公的機関との連携」について(2) ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について
24	平成16年 3月24日	○「平成15年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5月28日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について

回数	開催日	議題
26	平成 16 年 6 月 24 日	○総合的な ADR の制度基盤の整備の検討状況について ○平成 15 年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9 月 10 日	○ADR 法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成 17 年 1 月 31 日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外の ADR 事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6 月 3 日	○平成 16 年度内の規則及び運用の改善等について ○平成 16 年度中の苦情・紛争事例等について
30	10 月 27 日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ADR）関係法令に係る今後の見通し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成 18 年 6 月 23 日	○金融商品取引法等について ○平成 17 年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12 月 6 日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）の平成 19 年 4 月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成 19 年 6 月 12 日	○ADR 法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成 18 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12 月 7 日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成 20 年 3 月 31 日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融 ADR 手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議
36	5 月 14 日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融 ADR の方向性について
37	6 月 17 日	○平成 19 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について
38	6 月 24 日	○金融 ADR の整備にかかる今後の課題について（続き）
39	12 月 24 日	○業界団体からの報告 ○金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正案について
40	平成 21 年 6 月 19 日	○平成 20 年度における苦情・紛争解決支援について ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の役割について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について

回数	開催日	議題
41	平成 23 年 2 月 14 日	○金融 A D R 制度に関する取組状況等 ○各指定紛争解決機関の業務の実施状況等 ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方及び自由討議
42	12 月 1 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況 ○各指定紛争解決機関の利用者利便性向上に向けた取組状況等
43	平成 24 年 6 月 7 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 23 年度） ○無登録業者等に関する相談・苦情等の状況 ○利用者利便性向上に向けたアンケートの実施状況
44	11 月 22 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度上半期） ○指定紛争解決機関における苦情・紛争事案に係る分析及び金融機関に対するフィードバックの状況 ○金融 A D R 制度のフォローアップに関する有識者会議の設置
45	平成 25 年 6 月 3 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度） ○金融 A D R 制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめ及び指定紛争解決機関向けの監督指針（案） ○金融 A D R 連絡協議会の設置

金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

1. モデルの位置付け

- このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。
- なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

2. モデルの策定の経緯

- 平成12年 9月 7日 協議会設置
- 平成13年 1月17日 モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。
 - 3月 6日 ワーキンググループ設置。
 - 11月19日 モデルの中間試案を検討。
- 平成14年 1月15日 各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。
 - 4月25日 モデルを決定。

3. モデルの概要

① 理念的事項

- 金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。
- 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

② 通則的事項

- 苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。

- 機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。
 - いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。
 - 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。
- ③ 苦情解決支援規則
- 取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行わない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行わない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。
 - 苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。
 - 会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。
 - 紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。
- ④ 紛争解決支援規則
- 紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。
 - 取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行わない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。
 - 提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。

金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備 にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨

平成20年6月24日 金融トラブル連絡調整協議会

金融ADRのあり方

○金融ADRの理念

金融ADRは、金融トラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引適正化のルールの実効性確保の仕組みであり、その充実は、金融取引への消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

金融ADRは、①業界横断的機能、②苦情・紛争解決の一連の手続、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の3要素の実現が重要。

○運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等で蓄積する知識・経験や人材を使うべきであり、民間が金融ADRの運営主体となるべきとの意見が多数。

○中立性・公正性の確保

紛争解決支援に従事する者、相談対応や苦情解決支援に従事する者に、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

金融ADRは、独立採算制の委員会による運営とし、組織の手続の透明性を高めるなど、その独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、業者に対しても中立・公正であることが必要との意見。

○実効性の確保

・自主規制機関化

消費者団体、弁護士会委員から、業法上の自主規制機関化により、柔軟・迅速に拘束力ある自主規制規則を積み上げ、苦情・紛争解決に際し考慮するルールとできる、また、紛争解決を通じ、販売方法等の改善策の検討ができるとの意見。

他方、業法上の自主規制機関化が直ちにADR機能の強化につながるか疑問との意見、業法上の自主規制機関化以外に、例えば、任意団体での申合せや、ADR機能の法制化等により、金融ADRの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員等の多数であり、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見。

・金融ADR機関の認定

金融ADR機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が、認定することとし、中立性・公正性確保のための体制、金融の専門的知見を有する手続実施者の選任体制、実効性ある解決のための手続規則などを要件としてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

・金融ADR機関との契約締結義務付け

業者に、上記認定金融ADR機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

○統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、各金融ADRの組織や運営の水準を引き上げるなど標準化を図り、連携を強化しつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多数。

○今後の方向性

金融ADR機関に一定の水準・要件を確保等するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

業者の、一定の水準・要件を満たす金融ADR機関における手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務を、法的に担保することが必要との意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、自主的取組みの結果、金融ADRの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されてきており、自主的な取組みを強化していくことでよいとの意見が多数。

おわりに

本座長メモが遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ADR改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待。

以 上

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成24年4月1日～平成24年9月30日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	391	1,087	6%	1,478	1,052	426	0	353	434	0	78	0	187	1,052	443	374	194	41	1,052
信託協会	1	5	増減なし	6	3	3	0	2	0	0	1	0	0	3	1	1	0	1	3
生命保険協会	125	214	▲18%	339	238	101	0	106	111	0	3	0	18	238	38	92	79	29	238
日本損害保険協会	823	1,189	▲1%	2,012	1,092	920	0	888	122	0	68	0	14	1,092	205	384	247	256	1,092
保険オンブズマン	64	200	7%	264	207	57	5	147	8	1	42	0	4	207	104	72	20	10	206
日本少額短期保険協会	6	51	▲17%	57	49	8	1	43	0	0	0	0	5	49	30	17	1	1	49
証券・金融商品 あっせん相談センター	91	473	▲14%	564	484	80	0	403	71	0	7	0	3	484	341	95	31	17	484
日本貸金業協会	5	70	▲53%	75	70	5	0	66	1	0	1	0	2	70	65	3	2	0	70
合計	1,506	3,289	▲4%	4,795	3,195	1,600	6	2,008	747	1	200	0	233	3,195	1,227	1,038	574	355	3,194

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成24年4月1日～平成24年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	548	478	13%	1,026	589	437	367	0	186	0	36	0	0	0	589	3	134	304	148	589		
信託協会	1	0	増減なし	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1		
生命保険協会	114	117	▲6%	231	130	101	5	20	101	0	4	0	0	0	130	13	43	53	21	130		
日本損害保険協会	155	211	26%	366	209	157	26	29	139	0	14	0	0	1	209	2	61	104	42	209		
保険オンブズマン	12	13	160%	25	14	11	5	1	8	0	0	0	0	0	14	0	5	4	5	14		
日本少額短期保険協会	1	0	皆減	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1		
証券・金融商品 あっせん相談センター	54	71	▲36%	125	92	33	30	0	49	0	1	0	0	12	92	3	49	35	5	92		
日本貸金業協会	3	5	150%	8	4	4	1	0	1	0	0	0	0	2	4	0	2	1	1	4		
合計	888	895	7%	1,783	1,040	743	436	50	484	0	55	0	0	15	1,040	21	294	502	223	1,040		

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

苦情・紛争事案に係る分析の取組み状況および金融機関に対するフィードバックの取組み状況(1/2)

報告事項		機関名	全国銀行協会	信託協会	生命保険協会	日本損害保険協会
分析の取組み状況	苦情	商品別	●商品別(業務分類別:預金、貸出、証券(窓販)、保険(窓販)等)に分類し、どのような商品に関する苦情が多いかを把握している。また、苦情の状況の取りまとめに当たっては、代表的な苦情を抽出し、具体的にどのような商品での苦情が多いかを把握している。	●業務の種類別(例:金銭信託、年金信託等)に分類して把握している。	●原因分析を行う過程において、苦情となっている商品の傾向も確認している。 ●更に、有識者やお客さまの声、苦情件数の推移等を踏まえ、重要テーマを選定のうえ、具体的な取組みや実務を踏まえた考え方について会員会社へアンケートを実施する等、重点的に対応し、再発防止・未然防止を図っている。 ●特定商品にかかる事案が多い場合には、個別に当該会社に注意喚起・改善勧告を行う仕組みにしている。	●保険種類別(自動車保険、火災保険、傷害保険、新種保険等)に分類し、苦情発生傾向を把握している。
		原因別	●商品別(業務分類別)の苦情の原因(説明態勢、対応姿勢、取引方針等)を分類して示し、どのような原因に起因する苦情が多いかを把握している。また、苦情の状況の取りまとめに当たっては、代表的な苦情を抽出し、具体的にどのような原因で苦情が発生しているかを把握している。	●原因を類型別(例:説明不足、事務ミス、申出人の誤解等)に分類して把握している。	●どのような場面(手続)における苦情かという区分(「新契約」、「収納」、「保全」、「保険金・給付金支払」等)、どのような内容の苦情かという区分(「説明不十分」、「失効・復活」、「解約手続」、「入院等給付金不支払決定」等)、どこから発生しているのかという区分(「営業職員」、「代理店」、「制度・事務」等)によって原因分析を行っている。 ⇒ 別添「ボイス・レポート<全社版>平成24年度 第2四半期受付分」3頁参照 ●更に、有識者やお客さまの声、苦情件数の推移等を踏まえ、重要テーマを選定のうえ、具体的な取組みや実務を踏まえた考え方について会員会社へアンケートを実施する等、重点的に対応し、再発防止・未然防止を図っている。	●苦情局面別(契約募集、契約管理、保険金支払等)および申出内容別(契約引受、接客態度、手続遅延、説明不足、支払内容等)に分類し、苦情発生傾向を把握している。
	紛争	商品別	●全紛争事案を商品別(投資信託、保険窓販、デリバティブ等)に分類し、どのような商品に関する紛争が多いかを把握している。	●業務の種類別(例:金銭信託、年金信託等)および業務内容(例:勧誘、売買取引等)に分類して把握している。	●審理、原因分析を行う過程において、紛争となっている商品の傾向も確認している。 ●特定商品にかかる事案が多い場合には、個別に当該会社に注意喚起・改善勧告を行う仕組みにしている。	●保険種類別(自動車保険、火災保険、傷害保険、新種保険等)に分類し、紛争発生傾向を把握している。
		原因別	●紛争事案を原因別(説明態勢、申立人の属性、投資意向に対する適合性等)に分析、整理している。	●原因を類型別(例:説明不足、事務ミス等)に分類して把握している。	●紛争事案とは苦情段階で解決(納得)できなかった事案であるため、事案(申立)内容別(「契約取消・無効請求」、「銀行等代理店販売の契約無効請求」、「保険金・給付金請求」、「配当金請求」等)に原因分析を行うことにより、再発防止・未然防止を図っている。 なお、「契約取消・無効請求」は、主に契約時の説明不十分を原因とするもの、「保険金・給付金請求」は、主に保険事故(入院等)が約款上の支払事由に該当しないことを原因とするもの、「配当金請求」は、主に契約時の保険設計書記載の配当金額が実際の受取り配当金額より少ないことを原因とするものである。 ⇒ 別添「ボイス・レポート<全社版>平成24年度 第2四半期受付分」7頁参照	●紛争局面別(契約募集、契約管理、保険金支払等)に分類し、紛争発生傾向を把握している。
フィードバックの取組み状況	苦情	・対象 ・頻度 ・方法	●四半期毎に分析結果をディスクロージャー資料として取りまとめ、加入銀行宛に送付。また、同資料をウェブサイトに掲載。 ●特に苦情が多い商品(デリバティブ等)については、随時、関係会合において状況を報告し、注意喚起。 ●加入銀行向け研修会を実施し、苦情の傾向・原因、特に苦情の多い商品について説明し、トラブルの未然防止のための情報を提供。	●当協会加盟会社に対しては、毎月、直近月の取扱い状況(相談・苦情件数、主な相談・苦情の内容)を会議で報告。また、四半期の取扱い状況を年4回、半期の取扱い状況を年2回、年度中の取扱い状況を年1回、会議で報告。 ●当協会非加盟会社に対しては、四半期毎に、取扱い状況を送付。 ●一般消費者向けに、年4回、四半期の取扱い状況をウェブサイトおよび会報誌に掲載するとともに、年1回、年度の取扱い状況・受付件数推移・苦情処理に関する実績報告をウェブサイトおよび会報誌に掲載。	<対象> ●会員生保会社(手続実施基本契約締結会社)全社 <頻度・方法> ●四半期毎(ボイス・レポート<全社版>)および年1回(相談所レポート)公表、各社相談部門担当者の会議において説明(担当者経由で担当役員に報告)、加えて企画部門担当役員の出席する委員会、および理事会においても説明。 ●四半期毎(ボイス・レポート<個社版>)当該会社の相談部門担当者に報告(担当者経由で担当役員に報告)、加えて企画部門担当役員に報告。 ●上記とは別に、「消費者の声」事務局にて最近の苦情状況等を踏まえて「テーマ」を設定の上、同テーマに関する各社取組事例、今後の改善策の集約・分析を年1回実施。同取組事例等は、各社相談部門担当者の会議にて説明(担当者経由で担当役員に報告)し、加えて企画部門担当役員の出席する委員会にて説明し、共有化を図っている。 ⇒ 別添「当会HP:消費者の声事務局の運営」参照	●手続実施基本契約締結先を対象に、四半期に一度、ウェブサイト上で公表した分析結果を送付している。また、会社別の受付件数状況を月3回、保険会社に情報提供している。 ●受付けた苦情のうち、業務改善等のため保険会社において情報共有が必要と考えられる事例については、その概要等を取りまとめ、毎月、契約締結先に情報を送付している。 ●受付けた苦情情報を基に、業界としての業務改善に役立てるための検討スキームを構築し、本年度から実施している。
			●四半期毎に分析結果をディスクロージャー資料として取りまとめ、加入銀行宛に送付。また、同資料をウェブサイトに掲載。 ●特に紛争が多い商品(デリバティブ等)については、随時、関係会合において状況を報告し、注意喚起。 ●加入銀行向け研修会を実施し、紛争となる事案の傾向、特に紛争事案の多い商品を説明するとともに、紛争解決に向けた手続が円滑に進むよう研修を実施。	●当協会加盟会社に対しては、四半期毎に、あっせん委員会の運営状況(申立て・受付件数、終結事案の概要)を会議で報告。また、年1回、年度終了後に、当該年度中の取扱い状況を会議で報告。 ●当協会非加盟会社に対しては、四半期毎に、あっせん委員会の運営状況を送付。 ●一般消費者向けに、年4回、四半期のあっせん委員会の運営状況をウェブサイトおよび会報誌に掲載するとともに、年1回、年度の紛争解決手続等に関する実績報告をウェブサイトおよび会報誌に掲載。	<対象> ●会員生保会社(手続実施基本契約締結会社)全社 <頻度・方法> ●四半期毎(ボイス・レポート<全社版>)および年1回(相談所レポート)公表、各社相談部門担当者の会議において説明(担当者経由で担当役員に報告)、企画部門担当役員の出席する委員会、および理事会においても説明。 ●上記とは別に、各社相談部門・法務部門担当者を対象に、裁定審査会の理解促進および苦情・紛争の再発防止等を目的とした、手続等の説明や紛争事例の紹介など研修会を年2回実施。 ●さらに、外部有識者等により構成される裁定諮問委員会を設置し、意見をいただいている。当該意見についても、各社相談部門担当者の会議において説明(担当者経由で担当役員に報告)し、加えて企画部門担当役員の出席する委員会においても説明している。	●契約締結先を対象に、四半期に一度、ウェブサイト上で公表した分析結果を送付している。また、会社別の受付件数状況を月3回、保険会社に情報提供している。

苦情・紛争事案に係る分析の取組み状況および金融機関に対するフィードバックの取組み状況(2/2)

報告事項		機関名	保険オンブズマン	日本少額短期保険協会	証券・金融商品 あっせん相談センター	日本貸金業協会
分析の取組み状況	苦情	商品別	●商品別の特徴は見受けられないことから、格別の分析は行っていない(手続実施基本契約締結先である外国損害保険会社等の主力である自動車保険、傷害保険が大宗)。	●商品別(家財・賠償、生保・医療、ペット、費用・その他)に分類し、商品別の苦情件数を把握している。特に苦情が増加している商品については、原因等を分析している。	●苦情内容を商品別(株式、債券、投資信託等)に分類し、苦情が発生している商品群(苦情が多い商品)について把握している。	●商品構成・契約内容が比較的単純であることから、商品別に分析は行っておらず、類型別に分析している。
		原因別	●個社ごとに苦情局面別(契約・募集、契約管理等、保険金、その他)に分類しているが、苦情の原因は個社に起因するものが多く、全体での原因別の分析は行っていない。	●原因を発生別(募集行為、管理・保全、保険金支払い等)、および種類別(契約引受、手続遅延・不備、説明不足・誤り、保険金支払可否等)に分類し、どのような原因に関する苦情が多いかについて分析を行っている。	●苦情内容を類型別(勧誘、売買取引、事務処理等)に分類し、さらにそれぞれの類型別に苦情内容(例えば、勧誘事案であれば、説明義務、適合性など)を分析し、どんな苦情が寄せられているのか、苦情の発生要因はどういったことが考えられるのか分析し、把握している。その他、属性別(男女、法人の別)、業態別、年代別などの分類も行っている。	●類型別(契約内容、取立て行為、帳簿の開示、個人情報等)に分類し、月・四半期・半年・年次毎に件数を把握し傾向等を分析している。
	紛争	商品別	●商品別の特徴は見受けられないことから、格別の分析は行っていない(外国損害保険会社等の主力である自動車保険、傷害保険が大宗)。	●紛争については、更に細かく(家財、賠償、生保、医療、ペット、費用、その他)分類し、商品別の紛争件数および内容を分析している。	●紛争内容を商品別(株式、債券、投資信託等)に分類し、紛争となっている商品群(紛争が多い商品)について把握している。	●商品構成・契約内容が比較的単純であることから、商品別に分析は行っておらず、類型別に分析している。
		原因別	●苦情で記載したとおり、原因は個社に起因するものが多く、全体での原因別の分析は行っていない。	●原因を発生別(募集行為、管理・保全、保険金支払い等)、および種類別(契約引受、手続遅延・不備、説明不足・誤り、保険金支払可否等)に分類し、苦情では解決せず、紛争に至った原因に関する分析を行っている。	●紛争内容を類型別(勧誘、売買取引、事務処理等)に分類し、さらにそれぞれの類型別に紛争内容(例えば、勧誘事案であれば、説明義務、適合性など)を分析し、どんな紛争が生じているのか、紛争となった要因はどういったことが考えられるのか分析し、把握している。また、属性別(男女、法人の別)、業態別、年代別などの分類も行っている。 ●その他、紛争解決委員による事例研究を行い、事案の性質等の分析も適宜行っている。	●類型別(契約内容、個人情報等)に分類し、月・四半期・半年・年次毎に件数を把握し傾向等を分析している。
フィードバックの取組み状況	苦情	対象 頻度 方法	●半期に一度、外国損害保険会社等に対して、類型別・会社別の統計(英語版を含む)を送付している。 ●個別事案ごとの個性が強いことから、適宜事案に応じて指導を行っている。	●手続実施基本契約締結先を対象に、半期に一度、分析結果をウェブサイトに掲載したことを通知している。 ●特定事業者において苦情件数が増加した場合においては、当該事業者の経営層に報告するとともに、担当者を変えて情報交換を実施している。	●ウェブサイトにおいて、四半期に一度、苦情発生件数、類型別、商品別の状況についての分析結果を公開している。 ●手続実施基本契約締結先等に対し、毎月、苦情内容を類型別、商品別に分析し、通知している。 ●契約締結先会社の内部管理統括責任者等向けに、四半期に一度程度、研修を実施しており、苦情内容を類型別、商品別、業態別、申出者属性別、年代別に分析し、代表的な苦情事例について説明を行い、苦情発生の現状周知および未然防止への取組みのための啓発を行っている。 ●契約締結先以外の対象事業者(代替措置利用会社)に対しては、業務委託元団体に対し、毎月、寄せられたすべての苦情データを通知している。当該委託元団体において、会員会社に対し、適宜通知している。	●ウェブサイトにおいて、毎月、件数を類型別に公表するほか、四半期、半年および年次毎に典型的な事例を公表している。
	紛争	対象 頻度 方法	●最終した事案について、事案の概要を英訳し、適宜、外国損害保険会社等の経営層に送付している。 ●個別事案ごとの個性が強いことから、適宜事案に応じて指導を行っている。	●契約締結先を対象に、半期に一度、最終事案の概要をウェブサイトに掲載したことを通知している。 ●契約締結先の内部管理責任者を対象にセミナーを開催し、ADRに関する活動報告および紛争事案についてフィードバックを行っており、今後も定期的(半年に一回程度)に同様の報告会を開催する予定。	●ウェブサイトにおいて、四半期に一度、紛争解決手続件数、類型別、商品別の状況についての分析結果を公開している。 ●契約締結先等に対し、毎月、紛争申立件数、類型別、商品別、業態別、属性別に分析し通知している。 ●契約締結先に対し、毎月、紛争解決手続事例を選択し、当該事例の事実関係、紛争解決手続の結果および留意事項を「あっせん事例集」として取りまとめ、通知している。 ●契約締結先会社の内部管理統括責任者等向けに、四半期に一度程度、紛争内容を類型別、商品別、業態別、申出者属性別、年代別に分析し、代表的な紛争事例と併せ、研修会を通じて説明を行っている。 ●契約締結先以外の対象事業者(代替措置利用会社)に対しては、業務委託元団体に対し、毎月、申立のあった紛争解決手続に関する概要データを通知している。当該委託元団体において、会員会社に対し、適宜通知している。	●ウェブサイトにおいて、毎月、新規受付件数を公表するほか、四半期・半年・年次毎に類型別の件数および最終事案の概要を公表している。 ●非協会員を含む手続実施基本契約締結先を対象に、「センターだより」として、最終事案の概要等を四半期毎に送付し、情報提供している。 ●協会員からの要請の都度、当該会員業者に対して、相談・苦情を含めた紛争解決手続等の研修を行っている。

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	391	1,977	▲12%	2,368	2,042	326	0	754	715	0	184	0	389	2,042	769	711	445	117	2,042
信託協会	1	10	増減なし	11	9	2	0	4	1	0	4	0	0	9	2	3	3	1	9
生命保険協会	130	396	▲24%	526	434	92	0	194	202	0	5	0	33	434	77	182	132	43	434
日本損害保険協会	823	2,595	9%	3,418	2,412	1,006	5	1,957	228	0	190	0	32	2,412	554	875	492	491	2,412
保険オンブズマン	64	390	▲8%	454	413	41	6	273	9	2	115	0	8	413	205	145	36	25	411
日本少額短期保険協会	6	97	▲21%	103	98	5	2	76	3	0	0	0	17	98	60	28	9	1	98
証券・金融商品 あっせん相談センター	91	892	▲21%	983	922	61	0	728	161	0	9	0	24	922	652	190	52	28	922
日本貸金業協会	5	117	▲53%	122	117	5	0	108	1	0	3	0	5	117	109	3	2	3	117
合計	1,511	6,474	▲9%	7,985	6,447	1,538	13	4,094	1,320	2	510	0	508	6,447	2,428	2,137	1,171	709	6,445

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)									(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外							計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他							
全国銀行協会	548	805	▲26%	1,353	1,065	288	694	2	298	0	71	0	0	0	1,065	4	197	551	313	1,065	
信託協会	1	1	▲50%	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
生命保険協会	114	208	▲20%	322	250	72	10	45	189	0	6	0	0	0	250	24	73	117	36	250	
日本損害保険協会	155	416	16%	571	385	186	41	61	253	0	26	0	0	4	385	3	112	194	76	385	
保険オンブズマン	12	24	60%	36	29	7	12	1	16	0	0	0	0	0	29	0	12	5	12	29	
日本少額短期保険協会	1	3	▲40%	4	3	1	2	0	1	0	0	0	0	0	3	1	1	0	1	3	
証券・金融商品 あっせん相談センター	54	161	▲35%	215	180	35	72	0	89	0	5	0	0	14	180	5	93	67	15	180	
日本貸金業協会	3	7	増減なし	10	9	1	3	0	2	0	0	0	0	4	9	0	4	3	2	9	
合計	888	1,625	▲18%	2,513	1,922	591	835	109	848	0	108	0	0	22	1,922	37	492	938	455	1,922	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針(案)の概要

I 基本的考え方

指定紛争解決機関には、

- 利用者の立場から利用し易い手続を整備し、中立・公正かつ簡易・迅速なトラブル解決に努めること
- トラブルに関する情報の分析・類型化を行い、その結果を利用者及び金融機関等に提供し、同種のトラブル防止に資することが求められる。

II 監督に係る事務処理上の留意点

監督上のヒアリング、検査部局との連携、行政処分等。

※金融機関向けの監督指針に準拠。

III 指定に係る事務処理上の留意点(指定時の審査基準)

経理的・技術的基礎、役職員の構成、指定申請書の添付書類等。

※「金融ADRガイドライン」と基本的に同内容。同ガイドラインを廃止。

IV 監督上の主な評価項目

1. 紛争解決等業務の運営態勢

(1) 指定紛争解決機関の業務運営態勢

- ・ 業務量の増加等に応じた業務運営態勢の整備。
- ・ 地方在住者や高齢者等への利用者利便の更なる向上。

(2) 職員の監督体制等

- ・ 職員の資質の維持・向上のための教育・研修等。
- ・ 公正かつ適確な紛争解決手続の実施のために必要となる情報・知識を紛争解決委員間で共有する態勢の整備。

(3) 紛争解決委員の選任及び排除等

- ・ 中立性・公正性を確保するため、紛争解決委員の選任・排除等の手続の整備。

2. 紛争解決等業務の適切性等

(1) 相談等を受付けた場合の対応

- ・ 適切な苦情処理手続の案内や他の指定機関の紹介。
- ・ 複数業態の金融機関が関係する案件(銀行窓販等)に対する、より丁寧な対応。

(2) 苦情処理手続における留意事項

- ・ 金融機関における処理手続の進捗状況等の適時・適確な把握。

(3) 紛争解決手続における留意事項

- ・ 面談の充実等による、利用者の手続に対する納得感に配慮。
- ・ 特別調停案が適切に活用されるような態勢整備。

3. 紛争解決等業務の公表・検証・評価

(1) 紛争解決等業務の公表

- ・ トラブル未然防止等の観点から、苦情・紛争の状況等の積極的な公表。

(2) 紛争解決等業務の検証・評価

- ・ 利用者アンケートや外部有識者による事後的な検証・評価を踏まえた改善措置の検討。

4. 苦情・紛争事案に関する分析結果等のフィードバック

紛争解決手続の状況等を適切に分析し、金融機関等へフィードバック。

5. 関係機関との連携

指定機関間や「金融ADR連絡協議会」での情報交換、関係機関との連携により手続の改善につなげるなど、利用者利便の向上への取組。

「金融ADR連絡協議会」について

平成25年4月8日

- 「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（平成25年3月8日）を踏まえ、全ての指定紛争解決機関の実務担当者等により構成される「金融ADR連絡協議会」を設置。
- 定期的かつ実効性のある情報交換や意見交換等を行い、指定紛争解決機関間の実質的な連携を強化。
- 主なテーマは、例えば、個別事案に関するケース・スタディ、業務運営・人材育成方法等に関する情報交換、統合的な手続の構築等に向けた検討、海外の金融ADR等に関する研究等。
- 概ね四半期ごとの開催を基本とする。
- 活動の概要等は、金融トラブル連絡調整協議会に報告。

（以上）

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(25年1月11日閣議決定)・金融分野の主な施策

中小企業・小規模事業者等への支援

◆ 「地域経済活性化支援機構」の設立

事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行う。

◆ 金融機関による中小企業への円滑な資金供給・経営改善支援

- ・ 中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化
- ・ 財務局への「中小企業等金融円滑化相談窓口」(仮称)の設置
- ・ 金融機関による中小企業の経営支援に関する取り組み状況の定期的な公表

◆ 個人保証制度の見直し

中小企業の創業や早期の事業再生の促進、担保・保証に過度に依存しない融資等を促進する観点から、経営者本人保証を限定的にする施策の検討を進める。

◆ 動産・売掛金担保融資(ABL)の活用促進

担保としてあまり活用されてこなかった「在庫」や「売掛金」などを積極的に活用し、資金調達の枠を拡大するため、金融検査マニュアルの運用を明確化し、ABLの活用を促進する。

金融・資本市場の活性化等

◆ アジアNo.1市場の構築

- ・ 「日本総合取引所」の創設に向けた取組の促進
- ・ 投資法人(J-REIT)市場の活性化に向けた環境整備

◆ 金融経済教育の推進

様々な民間団体等が行っている金融経済教育について、より適切な内容となるよう推進を図る。

◆ アジアの金融インフラ整備支援

日本企業の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ(法制度や決済システム等)整備の技術支援を行う。

◆ 日本版ISAの拡充及び金融所得課税の一体化(金融商品間の損益通算範囲の拡大等)

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大し、デフレ脱却を後押しする観点から、日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)を拡充する。

「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)における金融庁関連の施策

日本産業再興プラン 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

◆ 資金調達の多様化(クラウド・ファンディング等)

クラウド・ファンディング等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。

NISA(少額投資非課税制度)の普及促進を通じ、家計からのリスクマネーの供給を強化する。

◆ 個人保証制度の見直し

法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等一定の条件を満たす場合には、経営者の保証を求めないこと等のガイドラインを策定する。

◆ コーポレートガバナンスの強化

企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について検討し、とりまとめる。

証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化に繋がる取組みを働きかける。

日本産業再興プラン 立地競争力の更なる強化

◆ 金融・資本市場の活性化策の検討

「金融・資本市場活性化WG」を設置し、市場活性化策を検討し、本年中に概要を固める。

国際展開戦略 海外市場獲得のための戦略的取組

◆ アジアの金融インフラ整備支援

中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ(法制度や決済システム等)整備の技術支援を促進する。

平成25年度税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成25年1月

金 融 庁



1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(1)

◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

※ISA:Individual Savings Accounts

【現状及び問題点】

- 約1,500兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るため、日本版ISAの活用に期待。
 - ただし、当初導入予定であった制度は、平成26年からの3年間に行われる投資だけを対象とする時限措置となっている(100万円×3年間)。
- ⇒ 幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から日本版ISAの拡充・簡素化を進める必要。特に、老後の備えや教育資金など国民の自助努力(資産形成)を本格的に支援するためには、長期化等が望ましい。

【大綱の概要】

- 毎年100万円までの非課税投資(買付け)を行うことができる期間(投資可能期間)を平成26年1月から平成35年12月までの10年間(現行は3年間)に拡充(ただし、非課税期間については、最長5年間とする。)
- 毎年新たな口座の開設は不要(原則一人一口座)
- 対象商品の拡大については、金融所得課税の一体化の進展等を踏まえつつ今後検討を行う「検討事項」として、与党税制改正大綱に記載

(参考)「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)抜粋

4. 金融資本市場の活性化等

・家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版ISAの拡充及び金融所得課税の一体化(金融商品間の損益通算範囲の拡大等)＜税制＞(金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省)

1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(1)

◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

【大綱の概要】

現行スキーム (未施行)

H26年から

3年間

	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年
H26年	100万投資											
H27年		100万投資										
H28年			100万投資									

【現行スキーム (未施行) の概要】

- 非課税対象 : 上場株式・公募株式投信の配当・譲渡益
- 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
- 非課税投資総額 : 300万円 (100万円×3年間)
- 非課税維持期間 : 最長10年間
- 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
- 口座開設数 : 毎年新たな口座を開設
- 導入時期 : 平成26年1月 (20%本則税率化にあわせて導入)

今回の税制改正 (大綱)

H26年から

10年間

	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
H26年	100万投資									
H27年		100万投資								
H28年			100万投資							
H29年				100万投資						
H30年					100万投資					
H31年						100万投資				
H32年							100万投資			
H33年								100万投資		
H34年									100万投資	
H35年										100万投資

ある年における「非課税投資総額」は、最大で500万円 (年間100万円×5年)

※ ISA口座内で保有していれば、最大5年間は、配当・譲渡益が非課税。
 ※ 5年経過後は、ISAの新たな枠を活用して非課税保有を続けるか、通常の口座に移して、継続保有。

※ 毎年新たなISA口座の開設を不要とし、1人1口座とする。

1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(2)

◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更)

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
- 公社債等と上場株式等とで課税方式に差異。
- ⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

【大綱の概要】

- 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更
(公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化)
- その上で、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大
- デリバティブ取引については、総合的な取引所の実現にも資するとの観点から、「検討事項」として与党税制改正大綱に記載

金融商品に係る課税方式(現状)

新たに、損益通算が認められた範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
債券・公社債投信	(源泉分離→) 申告分離	(非課税→) 申告分離
預貯金	源泉分離	—
デリバティブ取引	申告分離	

総合取引所の
実現にも資する
との観点から、
今後検討

2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(1)

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充①

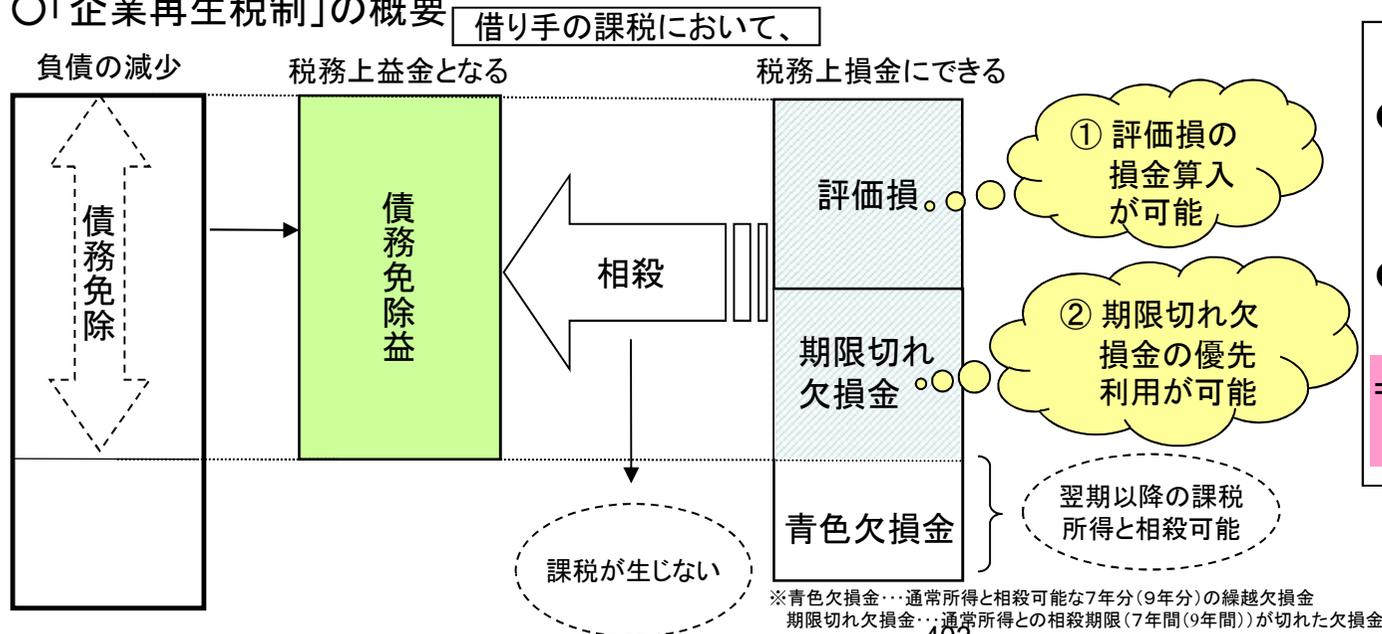
【現状及び問題点】

- 再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう「企業再生税制」が措置。
- ただし、同措置の適用は、「2以上の金融機関による債権放棄が行われている」場合等に限定。
- このため、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも少なくない。

【大綱の概要】

合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンド(※)の債権放棄も対象とする特例を設ける
 (※ 金融庁長官及び経済産業大臣が指定)

○「企業再生税制」の概要



《企業再生税制適用の要件》

- 公表された債務処理の準則(支援協等の準則)に従って計画が策定されていること
- 2以上の金融機関による債権放棄が行われていること

⇒今回、再生ファンドによる債権放棄も追加(特例)

2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(2)

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充②

【現状及び問題点】

- 企業再生税制は、これまで大規模・中堅企業を想定してきたため、評価損の金額が少額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産については、評価損の損金算入が認められていない。
- 中小企業の場合は、少額の評価損の計上ができないことで、再生が進まないケースも。

(例) 運送業におけるトラック



1台あたりの評価損が80万円(<100万円)であると、50台あれば4,000万円が損金計上不可

【大綱の概要】

「企業再生税制」の適用場面において、評価損が1,000万円未満であっても計上を認める

2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(3)

◆「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

【現状及び問題点】

- 経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる。
- 他方、経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税。

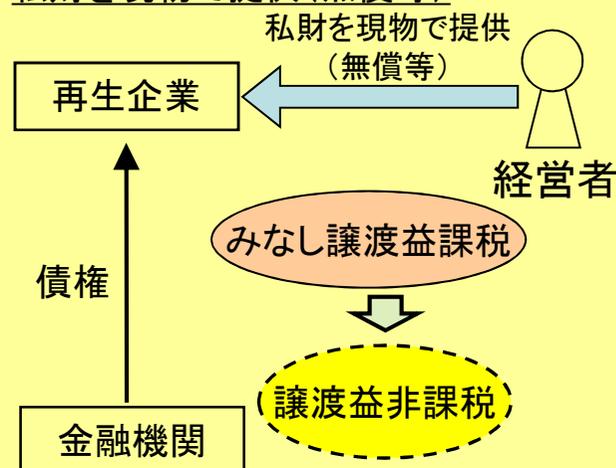
【大綱の概要】

「合理的な再生計画」(注)に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、金融機関に私財提供を行う場合と同様に、譲渡所得を非課税とする

【今回措置されたもの】

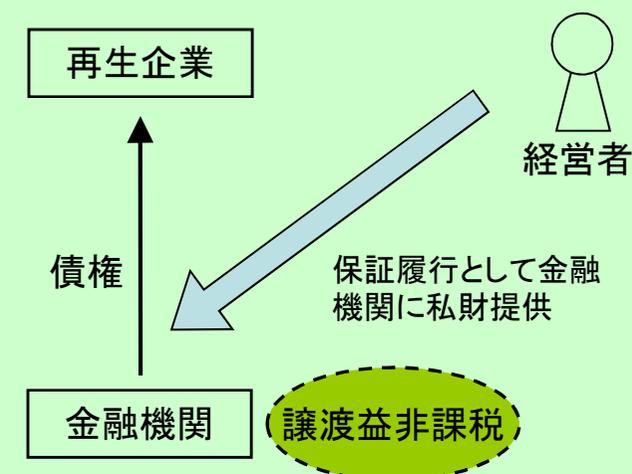
○再生企業に対して私財提供

私財を現物で提供(無償等)



【これまでも認められていたもの】

○金融機関に直接私財提供



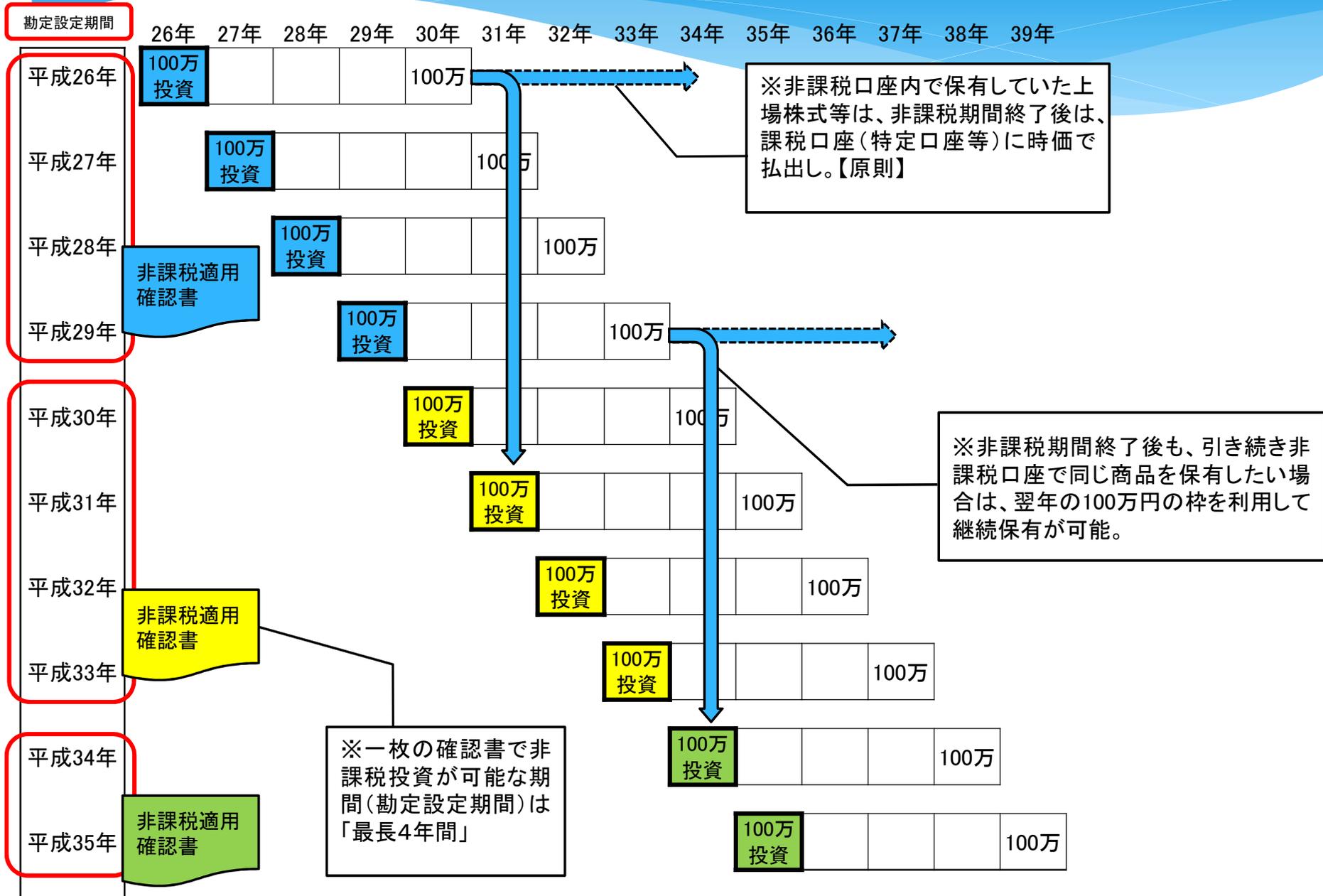
(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

◆NISAの概要

平成26年1月より、**NISA（ニーサ、少額投資非課税資制度）**が始まります。本制度は、平成25年度税制改正において、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図る観点から、大幅な拡充がなされました。「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家のすそ野を拡大するために、様々な環境整備が進められています。

項目	摘要
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限（ロールオーバーも可能）
投資可能期間	10年間（平成26年～平成35年）
非課税期間	投資した年から最長5年間
途中売却	自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座
導入時期	平成26年1月（20%本則税率化にあわせて導入）

◆NISAのイメージ



◆NISAについてのQ&A

Q1 NISAとは何ですか？

A1 NISA(ニーサ、少額投資非課税制度)とは、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置のことをいいます。英国のISA(Individual Savings Account)制度を参考にしているため、「日本版ISA」とも呼ばれていましたが、銀行・証券などの各業界が参加する「日本版ISA推進・連絡協議会」(現「NISA推進・連絡協議会」)が公募を行い、選定委員会において、「NISA」(ニーサ)という愛称が決まりました。具体的には、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に、年間100万円を上限として専用の口座(非課税口座)で新規に取得した上場株式や公募株式投資信託について、その配当と譲渡益が、取得した年から最長で5年間、非課税となります。

Q2 NISAは、どうすれば利用できますか？

A2 本制度は、日本に住む20歳以上(その年1月1日時点)の者等が利用できます。利用するためには、一定期間(勘定設定期間)※ごとに、税務署が交付する「非課税適用確認書(確認書)」が必要です(確認書の申請手続きは、口座を開設したい金融機関で行います。)。申請は、平成25年10月1日から可能ですが、申請には、基準日※における住所を証する書類(住民票の写し等。基準日以降に住所変更のある場合は、住民票の除票の写し等。)が必要ですので、事前にご準備ください。

※確認書の交付が必要な期間及びそれぞれの基準日は、次のとおりです。

	勘定設定期間	基準日
(イ)	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
(ロ)	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
(ハ)	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

◆NISAについてのQ&A

Q3 非課税口座はどこで開設できますか？また、一人で複数の口座を開設することはできますか？

A3 非課税口座は、**銀行や証券会社**等で開設することができます(具体的な取扱いの有無、開設手続きの詳細は、各金融機関にご確認ください。)

ただし、非課税口座は、原則として「**一人一口座(一金融機関)**」しか開設できません。また、口座を開設した後、**他の金融機関に変更することもできません**。したがって、非課税口座の申込み・開設に当たっては、どの金融機関でお取引を行うのか、事前に十分にご検討ください。

なお、異なる勘定設定期間であれば、複数の金融機関に口座を開設することも可能です。

Q4 非課税口座には、どのような商品を受け入れることができますか。

A4 金融機関等を通じて新たに買い付けた上場株式や公募株式投資信託等を非課税口座に受け入れることができます。具体的には、**上場株式、外国上場株式、公募株式投資信託、外国籍公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場REIT(不動産投資信託)**などで、公社債や公社債投資信託は受け入れることができません(金融機関によって取扱商品が異なりますので、詳細については、各金融機関にご確認ください。)

なお、特定口座等で**既に保有している上場株式等を非課税口座に移管することはできません**。

◆NISAについてのQ&A

Q5 譲渡益や配当について、非課税の適用を受けるためにはどのような手続きが必要ですか？

A5 非課税口座で保有する上場株式等を金融機関等を通じて売却した場合の譲渡益について、非課税の適用を受けるためには、お手続きは必要ありません。

一方、**上場株式やETFの配当**について、非課税の適用を受けるためには、配当の受取方法として、「**配当を当該金融機関の口座で受領する方法(株式数比例配分方式)**」を選択している必要がありますので、必要な手続きを各金融機関にご確認ください。

なお、譲渡益・配当ともに、非課税の適用を受けるために、**確定申告を行う必要はありません**。

Q6 非課税口座では、いくらまで買付けを行うことができますか？また、非課税口座で保有する上場株式等の売却に制限はありますか？

A6 非課税口座では、**年間100万円(購入手数料は除きます。)**まで、上場株式等の買付けを行うことができます。ただし、年間100万円未満の買付けしか行わなかった場合でも、**投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません**。

また、非課税口座で保有する上場株式等は、**いつでも自由に売却できます**。ただし、売却の結果、非課税口座で保有する残高は減少しますが、その分の**投資枠の再利用はできません**。

◆NISAについてのQ&A

Q7 非課税口座で保有する上場株式等を売却し、損失が発生した場合、損益通算や損失の繰越控除をすることはできますか？

A7 非課税口座で保有する上場株式等を売却した結果、譲渡損失が生じた場合には、当該損失は**ないものとみなされます**。

したがって、**他の口座(特定口座等)で生じた譲渡益や配当と損益通算を行うことはできません**。また、**当該損失の繰越控除を行うこともできません**。

Q8 非課税期間(最長5年間)が終了した場合、非課税口座で保有していた上場株式等はどうなりますか？

A8 非課税期間が終了すると、非課税口座で保有していた上場株式等は、自動的に**他の口座(特定口座等)に移管**され、移管後に受け取る譲渡益や配当は、課税の対象となります。この場合、移管された上場株式等の取得価額は、移管された時の価格となります。

また、非課税期間が終了する場合でも、一定の手続きの下、**非課税期間が終了する年の翌年の投資枠を利用して、非課税口座で保有し続ける(ロールオーバー)**こともできます(詳細については、各金融機関にご確認ください)。

◆NISAについてのQ&A

【取引例】 非課税口座で以下の取引を行った。

- ① H26.4.1に非課税口座で上場株式A(100株)を80万円で買付け。
- ② このうち上場株式A(50株)を、H26.10.1に60万円で売却。
- ③ 残りの上場株式A(50株)は、非課税期間の終了(H30年末)まで売却しなかったため、H31.1.1に特定口座に移管(払出し時の価格は70万円)。
- ③' 残りの上場株式A(50株)を、H31年分の非課税投資枠に移管(払出し時の価格は70万円)。
- ④ 移管した上場株式A(50株)を、H34.4.1に75万円で売却。

【課税関係等】

- ① 非課税口座には、毎年100万円までの投資枠があるため、H26年分の非課税投資枠は残り20万円(100万円－80万円)となります。なお、H26年中はこれ以上買付けを行わない場合でも、未使用枠(20万円)をH27年以降に繰り越して利用することはできません。
- ② 譲渡益20万円(60万円－40万円)については、非課税となります。なお、売却後であっても、H26年分の非課税投資枠は残り20万円です(売却分の投資枠の再利用はできません。)
- ③ 上場株式A(50株)は、取得価額70万円で特定口座に移管されます。
- ③' 上場株式A(50株)は、H31年分の非課税投資枠に移管され、最長でH35年末までの間、譲渡益・配当が非課税となります。なお、H31年分の非課税投資枠は、残り30万円(100万円－70万円)となります。
- ④
 - ③の場合：譲渡益5万円(75万円－70万円)について、課税されます。
 - ③'の場合：譲渡益5万円(75万円－70万円)について、非課税となります。

地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣するよう働きかける等、集中的に支援を行う。

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

▽地域再生に資する施策

施策名	施策の概要
地域密着型金融の推進	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地でのシンポジウムの開催、広く実践されることが望ましい取組み等に対する顕彰等の施策を実施する。

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた 中小企業の経営支援のための政策パッケージ

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、以下の取組みを強力に進めることとし、関係省庁・関係機関と連携し、早急にその具体化を図る。

さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する。

1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融機関は、自助努力による経営改善や抜本的な事業再生・業種転換・事業承継による経営改善が見込まれる中小企業に対して、必要に応じ、外部専門家や外部機関、中小企業関係団体、他の金融機関、信用保証協会等と連携を図りながらコンサルティング機能を発揮することにより、最大限支援していくことが求められている。

このため、金融庁は、以下の取組みを行うことにより、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促す。

- ① 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリング（「出口戦略ヒアリング」）を実施する。
- ② 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨を監督指針に明記する。

（注）今般の東日本大震災により大きな被害を受けている地域においては、中小企業の置かれている厳しい状況や中小企業のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能の発揮が強く求められている。また、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構も整備されている。こうした点を踏まえ、事業再生に当たっても、被災地の実情を十分に配慮した中長期的・継続的な支援が期待される。

2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、企業再生支援機構（以下、「機構」という。）や中小企業再生支援協

議会（以下、「協議会」という。）を通じて、事業再生を支援する。

このため、内閣府、金融庁、中小企業庁は緊密に連携して以下の施策を実施することにより、両機関の機能及び連携を大幅に強化する。

- (1) 機構においては、以下の取組みを積極的に推し進め、中小企業の事業再生を支援する仕組みを再構築する。
 - ① 中小企業の事業再生支援機能を抜本的に強化するため、専門人材の拡充を図る。
 - ② 下記(3)のとおり、中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）や協議会との円滑な連携を図るため、企画・業務統括機能を強化するとともに、協議会との連携窓口を設置する。
 - ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを行うとともに、協議会では事業再生支援の実施が困難な案件を中心に積極的に取り組む。
 - ④ デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図る。
- (2) 協議会においては、以下の取組みを行うことにより、その機能を抜本的に強化する。
 - ① 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確立する。（標準処理期間を2ヶ月に設定。協議会ごとに計画策定支援の目標件数を設定し、24年度に全体で3千件程度を目指す）
 - ② 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。
 - ③ 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う。
- (3) 機構及び協議会においては、以下の取組みを行うことにより、連携を強化する。
 - ① 機構又は協議会が相談を受けた案件について、他方が対応した方が効果的かつ迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件の仲介等を行う。このため、機構と全国本部は連携して、相互仲介ルールを策定する。
 - ② 事業再生支援機能の向上や上記(2)③の相談機能を実務面から支援するため、機構と全国本部は連携して、中小企業の経営状況の把握・

分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定を行い、それらを協議会とも共有する。

- ③ 機構は、協議会が取り組む案件について、相談・助言機能を提供する。
- ④ 機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材を紹介できる体制の構築を進める。
- ⑤ 機構、協議会及び全国本部との間で、「連携会議」を設置する。

3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

金融機関によるコンサルティング機能の発揮にあたって、経営改善・事業再生支援を行うための環境整備も不可欠となっている。

このため、内閣府、金融庁及び中小企業庁は、以下の施策を実施する。

- (1) 各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、協議会と機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と中小企業基盤整備機構が連携し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立を促進する。
- (3) 公的金融機関による事業再生支援機能を充実させるため、資本金借入金を活用した事業再生支援の強化について検討する。
- (4) 以上に加え、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討する。

金融担当大臣談話**－中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について－****〔中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針〕**

1. 中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」という。）が来年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。金融庁としては、こうしたお問合せに広くお答えするため、今般、円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針について明確に示すことといたしました。今後、あらゆる機会を通じて、このような金融庁の方針の周知徹底が図られるよう努めてまいります。

（金融機関の役割）

金融機関が、個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではありません。

金融庁としては、円滑化法の期限到来後も、貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生じないように、引き続き、日常の検査・監督を通じて金融機関に対し、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促してまいります。

（検査・監督の対応）

こうした金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わることはありません。

なお、金融検査マニュアル等で措置されている、中小企業向け融資に当たり貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件（注）は恒久措置であり、円滑化法の期限到来後も不良債権の定義は変わりません。

（注）「経営改善計画が1年以内に策定できる見込みがある場合」や「5年以内（最長10年以内）に経営再建が達成される経営改善計画がある場合」は、不良債権に該当しません。

その上で、個々の借り手の経営改善に具体的にどのように密着して取り組んでいるのかについては、検査・監督において従来以上に光を当ててまいります。

（借り手の課題解決）

借り手が抱える経営課題は様々であり、また、そうした課題の解決には相応の時間がかかることは十分認識しています。借り手が引き続き課題の解決に向けて努力していくことは重要ですが、全ての借り手に対して来年3月末までに何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。

したがって、金融機関に対しては、自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促してまいります。

（現場への周知徹底）

以上を踏まえ、金融機関に対しては、こうした金融庁の検査・監督の方針を営業の第一線まで周知徹底し実践するとともに、今後も、更には円滑化法の期限到来後においても当金融機関の顧客への対応方針が変わらないことを個々の借り手に説明するよう促してまいります。

〔「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の推進等〕

2. 金融庁においては、円滑化法の最終年度である本年度を初年度として、中小企業の事業再生支援に軸足を移し、貸付条件の変更等にとどまらず、真の意味での経営改善が図られるよう、現在、関係省庁や関係機関と連携し、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（平成24年4月20日公表）に掲げた施策の推進等に取り組んでいるところです。

具体的には、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化をはじめとする中小企業の再生支援に向けた態勢を構築してきており、今後、金融機関においては、借り手の真の意味での経営改善が図られるよう、両機関を積極的に活用することを期待しています。

また、中小企業再生支援協議会においては、事業再生計画の策定支援に加えて、経営課題を抱える事業者からの様々な相談に積極的に応じており、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う相談機能の充実に取り組んでいます。更に、企業再生支援機構による中小企業再生支援協議会や金融機関への支援も強化されています。借り手の方々におかれては、中小企業再生支援協議会や取引先金融機関に、経営課題やその解決策等について積極的にご相談頂くことを期待しています。

以上

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

関係省庁が連携して、以下の施策を推進。

I. 政府全体として円滑化法終了に対応する体制の構築

- 関係省庁が連携した「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議」を設置

II. 金融機関による円滑な資金供給の促進

- 金融検査マニュアル・監督指針に以下を明記し、検査・監督で徹底
 - (円滑化法終了後も)貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること
 - 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること
- 地域経済活性化支援機構法に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨を規定
 - 機構法64条「機構及び金融機関等は、…金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」
- 金融業界は、円滑化法終了後も貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を申合せ
- 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請

III. 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- 金融機関に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促す
 - ⇒ 金融検査マニュアル・監督指針に、中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援していくべき旨を明記し、検査・監督で徹底
 - ⇒ 金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況等を公表
- 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に全国約11,200の認定支援機関(税理士、弁護士等)が計画策定を支援
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、
 - ・ 認定支援機関に対する研修の実施【予備費・補正予算:15億円】
 - ・ 認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算:405億円】
- 年間数千件程度の再生計画策定支援の確実な実施のため、中小企業再生支援協議会の機能強化を図る
 - ⇒ 各都道府県の協議会・全国本部の専門人員の抜本的増員等【補正予算:41億円】

- 企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充

【当初予算政府保証枠:1兆円】

⇒ 直接の事業再生支援に加え、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援のための機能(専門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等)を追加
【補正予算:30億円】

- 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援

⇒ 経営支援型等のセーフティネット貸付【事業規模:5兆円】

⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】

⇒ 政府系金融機関による資本金劣後ローンの拡充【事業規模:0.4兆円】

- 全都道府県に中小企業支援ネットワーク(※)を構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援

⇒ 定期的な情報交換会や研修会による経営改善・事業再生ノウハウの向上、個別の中小企業・小規模事業者の支援の方向性を検討する枠組み(経営サポート会議)の構築等

(※)信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・弁護士・

公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

IV. 個々の借り手への説明・周知等

- 金融機関は、円滑化法終了後も顧客への対応方針が不変であることを個々の中小企業・小規模事業者の説明

- 円滑化法終了後も金融機関や金融当局の対応が不変であること、各種の中小企業・小規模事業者支援策を、商工会、中小企業団体中央会、税理士会、公認会計士協会、中小企業診断協会、行政書士会等を通じ、中小企業・小規模事業者に幅広く説明

- わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した中小企業・小規模事業者に対する広報の実施

- 経済産業省に「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、関係団体、認定支援機関に対し、各種施策の積極的活用を要請

- 金融庁及び中小企業庁等において、中小企業・小規模事業者等に対する説明会、意見交換会等を集中的に実施

- 全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」、全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」(約580カ所)を設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

〔平成 25 年 3 月 22 日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

- 1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）が平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失うに当たり、中小企業・小規模事業者及び住宅ローン債務者の円滑な資金繰りに万全を期すとの観点から、政府全体として関係省庁が連携して継続的にこれらの事業者等の動向を把握していく体制を整備し、恒常的な実態把握と必要な措置についての連携を図るため、中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議（以下、「副大臣等会議」という。）を開催する。
- 2 副大臣等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
 - 議長 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官（政務）
 - 構成員 議長以外の内閣官房副長官
金融関係事項を担当する内閣府副大臣
復興大臣の指名する復興副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
財務大臣の指名する財務副大臣
厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
農林水産大臣の指名する農林水産副大臣
経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）
- 3 副大臣等会議の庶務は、金融庁及び中小企業庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、副大臣等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

中小企業・小規模事業者の皆様へ

資料6-5-6 以下のような点について、**ご相談・ご質問などはございませんか。**



- ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における
金融機関や金融庁・財務局の対応
- ② 借入れや返済について、取引金融機関とのお困りのこと
⇒ 各財務局・財務事務所の「**中小企業等金融円滑化相談窓口**」
- ③ 経営改善や資金繰り支援に関する中小企業支援策について
聞きたい。
⇒ 各経済産業局の「**経営改善・資金繰り相談窓口**」



☆さまざまなお質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います(※)。
☆ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

(※) 財務局・財務事務所では、ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

お問い合わせ先

■ 各財務局・財務事務所の「中小企業等金融円滑化相談窓口」 (受付時間：平日 午前9時～午後4時)

◎北海道財務局	011-729-0177	◎東海財務局	052-687-1887
函館財務事務所	0138-23-8445	岐阜財務事務所	058-247-4113
旭川財務事務所	0166-31-4151	静岡財務事務所	054-251-4321
釧路財務事務所	0154-32-0701	津財務事務所	059-225-7223
帯広財務事務所	0155-25-6381	◎近畿財務局	06-6949-6530
小樽出張所	0134-23-4103	大津財務事務所	077-522-4362
北見出張所	0157-24-4167	京都財務事務所	075-752-1419
◎東北財務局	022-263-9622	神戸財務事務所	078-391-6943
青森財務事務所	017-722-1463	奈良財務事務所	0742-27-3163
盛岡財務事務所	019-625-3353	和歌山財務事務所	073-422-6143
秋田財務事務所	018-866-7117	◎中国財務局	082-221-9331
山形財務事務所	023-625-6295	鳥取財務事務所	0857-26-2338
福島財務事務所	024-535-0320	松江財務事務所	0852-21-5233
◎関東財務局	048-615-1779	岡山財務事務所	086-223-1133
水戸財務事務所	029-221-3195	山口財務事務所	083-923-5085
宇都宮財務事務所	028-346-6302	◎四国財務局	087-812-7803
前橋財務事務所	027-896-2001	徳島財務事務所	088-654-6202
千葉財務事務所	043-251-7214	松山財務事務所	089-941-7185
東京財務事務所	03-5842-7014	高知財務事務所	088-822-4323
横浜財務事務所	045-681-0933	◎九州財務局	096-353-6352
新潟財務事務所	025-281-7504	大分財務事務所	097-532-7107
甲府財務事務所	055-253-2263	宮崎財務事務所	0985-44-2735
長野財務事務所	026-234-5125	鹿児島財務事務所	099-226-6155
◎北陸財務局	076-208-6711	◎福岡財務支局	092-433-8066
富山財務事務所	076-405-6711	佐賀財務事務所	0952-32-7177
福井財務事務所	0776-25-8236	長崎財務事務所	095-825-3177
		◎沖縄総合事務局	098-866-0095

注) 財務事務所においては、理財課等の外線番号を使用している場合がございます。

■ 各経済産業局の「経営改善・資金繰り相談窓口」 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

北海道経済産業局	011-709-1783
東北経済産業局	022-221-4922
関東経済産業局	048-600-0425
中部経済産業局	052-951-2748
近畿経済産業局	06-6966-6024
中国経済産業局	082-224-5661
四国経済産業局	087-811-8529
九州経済産業局	092-482-5448
沖縄総合事務局	098-866-1755

「中小企業電話相談ナビダイヤル」

受付は、午前9時～午後5時(平日のみ) **0570-064-350**

※最寄りの経済産業局中小企業課につながります。

■ 金融庁の相談窓口 (受付時間：平日 午前10時～午後5時)

◎ 金融円滑化ホットライン 0570-067755 / 03-5251-7755 422 金融サービス利用者相談室 0570-016811 / 03-5251-6811

以下の対策で

中小企業・小規模事業者の皆様を支援

I. 金融機関による円滑化法終了前と変わらない対応

- 円滑化法の終了後も、**円滑化法と同等の内容を法律（地域経済活性化支援機構法）**や監督指針・検査マニュアルに明記し、金融機関が法の終了前と変わらず**貸付条件の変更等**や**円滑な資金供給に努めます**。
- **金融業界**（信金・信組・銀行）は、円滑化法終了後も、**これまで同様、貸付条件の変更等**や**円滑な資金供給に努めていく旨を申合せ**。各金融機関は**個々の事業者**に説明。
- **商工会・商工会議所、税理士等**から事業者に対し、**幅広く説明・助言**。
⇒ 金融機関の対応については、全国の財務局・財務事務所に設置した「**中小企業等金融円滑化相談窓口**」までご相談下さい。



II. 事業者の規模や状況に応じた経営改善・資金繰り支援

小規模事業者から地域の中核企業まで様々な中小企業を、以下の施策で経営の立て直しや事業再生を後押し。資金繰りに不安がある中小企業に対しては、資金繰りに万全を期す。

- 規模の小さな中小企業が、経営の立て直しを図る際の計画策定**費用を支援**（費用の2/3(上限200万円)を支援。）
 - 公的機関である**中小企業再生支援協議会**や**地域経済活性化支援機構**が、経営を立て直すための**計画の策定**や**金融機関との調整をお手伝い**。（年数千社）
 - 公的金融機関が、**中小企業の資金繰り**に万全を期す。
 - ☆ 日本公庫と商工中金が、一時的に業況が悪化した先に、経営支援型等のセーフティネット貸付を実施。（事業規模5兆円）
 - ☆ 保証協会が、複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進。（事業規模5兆円）
- ⇒ 上記支援策については、全国の経済産業局などに設置した「**経営改善・資金繰り相談窓口**」（約580箇所）までご相談下さい。



①金融機関の対応



Q 円滑化法の期限到来後は、金融機関は貸付条件の変更等に応じてくれなくなるのでしょうか。

A そのようなことはありません。円滑化法の期限到来後においても、**金融機関は貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること**となっております。

Q 貸付条件の変更等を受けた場合には、直ちに経営課題を解決することが求められるのでしょうか。

A そのようなことはありません。

金融機関は**十分な時間をかけて、借り手の皆様の経営課題の解決に取り組むこと**となっております。

Q 円滑化法の期限到来後は不良債権の定義が変わり、金融機関の融資態度が厳しくなることはないのでしょうか。

A 円滑化法の期限到来後においても、**不良債権の定義は変わらない**ので、金融機関の**融資態度が厳しくなることはありません**。

Q もしも円滑化法の終了を理由に金融機関の対応が厳しくなるようなことがあった場合には、どこに相談すればよいのでしょうか。

A 金融機関の対応に問題があると感じた場合には、**お近くの財務局・財務事務所の相談窓口**にお気軽にご相談下さい。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

- 検査・監督を通じて、金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。
- 金融機関に対し、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を**、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて**実行支援**するよう促します。

② 経営改善支援



Q 経営支援を受けたいのですが、どこに相談に行けばよいでしょうか。

A まずは、**地域の商工会・商工会議所、税理士、取引金融機関**など、日頃からお付き合いのある身近な機関にご相談下さい。

Q 相談に行ったら、どのような支援が受けられるのですか。

A ご相談を受けた機関が、**経営改善に向けたアドバイス**を行います。**金融支援**を前提とした**経営改善計画**の策定を必要とする方には、**中小企業再生支援協議会**や**認定支援機関**(※)を始めとする**専門の機関**が、**計画策定**を支援します。

Q 認定支援機関の支援を受けるには、お金がかかるのではないですか。

A 認定支援機関が行う**計画策定支援**に関しては、**国の支援制度**があります。各**経済産業局**にお問い合わせ下さい。



Q 地域経済活性化支援機構の支援を受けたいと考えています。どこに相談すればよいのでしょうか。

A 最寄の**財務局・財務事務所の相談窓口**にお尋ね下さい。または、**同機構の中小企業経営支援政策推進室**(※)にご相談下さい。

(※)電話番号 03-6266-0380

Q 公的金融機関の資金繰り支援について相談したいのですが。

A 全国の**日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会**で相談を受け付けています。

■1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「**中小企業電話相談ナビダイヤル**」を実施しています。TEL 0570-064-350

※最寄りの経済産業局中小企業課につながります。受付は、午前9時～午後5時(平日のみ)

(※) 認定支援機関とは

- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して**専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関**です。
- 主な認定支援機関は、**国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、弁護士、金融機関**等です。
- 認定支援機関が行う**計画策定支援**や**フォローアップ**に係る費用を国が支援(費用の2/3(上限200万円)を支援)します。

資料6-5-7

借り手のみなさまへ！

借入れなどでお困りのことはありませんか？

ご相談は財務局・財務事務所の相談窓口へ！



① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における
金融機関や金融庁・財務局の対応について、
ご質問・ご相談はございませんか。

② 借入れや返済について、取引金融機関との間で
お困りのことはございませんか。

③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の活用について、
ご相談はございませんか。



☆さまざまなご質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います^(※)。

☆ご相談内容に応じて専門の機関^(**)をご紹介します。
どうぞ遠慮なく、ご相談ください。

(※) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

(**) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、
商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、
地域経済活性化支援機構(企業再生支援機構を改組) 等

⇒ 具体的なお問い合わせ先については、裏面をご覧ください。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

○ 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、
円滑化法の期限到来後においても何ら変わりません。

⇒ 検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、
貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。

○ 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に
立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促します。

※ 詳しくは、下記ウェブサイトもご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/danwa121101.pdf>

主な中小企業支援策

○ 独力では経営改善計画の策定が困難な**小さな中小企業・小規模事業者に対して、全国の認定支援機関**（税理士、中小企業診断士、商工会、地銀・信金・信組等）が**計画策定を支援します**

⇒ 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定に関し、認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算：405億円】

○ 経営改善・事業再生等の取組みを推進しながら、**中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期します**

⇒ **経営支援型セーフティネット貸付【事業規模5兆円】**による資金繰り支援

⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る**借換保証【事業規模5兆円】**による資金繰り支援

○ 全都道府県に**中小企業支援ネットワーク**を構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の**経営改善・事業再生を支援します**

お問い合わせ先

■ 各財務局・財務事務所の相談窓口

（受付時間；平日 午前9時～午後4時）

◎北海道財務局	011-729-0177	◎東海財務局	052-687-1887
函館財務事務所	0138-23-8445	岐阜財務事務所	058-247-4113
旭川財務事務所	0166-31-4151	静岡財務事務所	054-251-4321
釧路財務事務所	0154-32-0701	津財務事務所	059-225-7223
帯広財務事務所	0155-25-6381	◎近畿財務局	06-6949-6530
小樽出張所	0134-23-4103	大津財務事務所	077-522-4362
北見出張所	0157-24-4167	京都財務事務所	075-752-1419
◎東北財務局	022-263-9622	神戸財務事務所	078-391-6943
青森財務事務所	017-722-1463	奈良財務事務所	0742-27-3163
盛岡財務事務所	019-625-3353	和歌山財務事務所	073-422-6143
秋田財務事務所	018-866-7117	◎中国財務局	082-221-9331
山形財務事務所	023-625-6295	鳥取財務事務所	0857-26-2338
福島財務事務所	024-535-0320	松江財務事務所	0852-21-5233
◎関東財務局	048-615-1779	岡山財務事務所	086-223-1133
水戸財務事務所	029-221-3195	山口財務事務所	083-923-5085
宇都宮財務事務所	028-346-6302	◎四国財務局	087-812-7803
前橋財務事務所	027-896-2001	徳島財務事務所	088-654-6202
千葉財務事務所	043-251-7214	松山財務事務所	089-941-7185
東京財務事務所	03-5842-7014	高知財務事務所	088-822-4323
横浜財務事務所	045-681-0933	◎九州財務局	096-353-6352
新潟財務事務所	025-281-7504	大分財務事務所	097-532-7107
甲府財務事務所	055-253-2263	宮崎財務事務所	0985-44-2735
長野財務事務所	026-234-5125	鹿児島財務事務所	099-226-6155
◎北陸財務局	076-208-6711	◎福岡財務支局	092-433-8066
富山財務事務所	076-405-6711	佐賀財務事務所	0952-32-7177
福井財務事務所	0776-25-8236	長崎財務事務所	095-825-3177
		◎沖縄総合事務局	098-866-0095

注）財務事務所においては、理財課等の外線番号を使用している場合がございます。

■ 中小企業再生支援協議会の連絡先

北海道	011-222-2829	滋賀県	077-511-1529
青森県	017-723-1021	京都府	075-212-7937
岩手県	019-604-8750	奈良県	0742-26-6251
宮城県	022-722-3872	大阪府	06-6944-5343
秋田県	018-896-6150	兵庫県	078-303-5852
山形県	023-646-7273	和歌山県	073-402-7788
福島県	024-573-2562	鳥取県	0857-52-6701
新潟県	025-246-0096	島根県	0852-23-0701
茨城県	029-300-2288	岡山県	086-286-9682
栃木県	028-610-4110	広島県	082-511-5780
群馬県	027-255-6505	山口県	083-922-9931
埼玉県	048-836-1330	徳島県	088-626-7121
千葉県	043-201-3331	香川県	087-811-5885
東京都	03-3283-7425	愛媛県	089-915-1102
神奈川県	045-633-5143	高知県	088-802-1520
長野県	026-227-6235	福岡県	092-441-1221
山梨県	055-220-2977	佐賀県	0952-27-1035
静岡県	054-253-5118	長崎県	095-811-5129
愛知県	052-223-6953	熊本県	096-311-1288
岐阜県	058-212-2685	大分県	097-540-6415
三重県	059-228-3370	宮崎県	0985-22-4708
富山県	076-444-5663	鹿児島県	099-805-0268
石川県	076-267-1189	沖縄県	098-868-3760
福井県	0776-33-8293		

■ 地域経済活性化支援機構の連絡先 （企業再生支援機構を改組）

中小企業経営支援政策推進室：03-6266-0380

■ 金融庁の相談窓口（受付時間；平日 午前10時～午後5時）

・金融庁においても、従来より、以下の相談窓口を設置しております。

◎ 金融円滑化ホットライン 0570-067755 / 03-5251-7755

◎ 金融サービス利用者相談室 0570-016811 / 03-5251-6811

※ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成 23 年 7 月 15 日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成 23 年 6 月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ(別紙1参照)

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

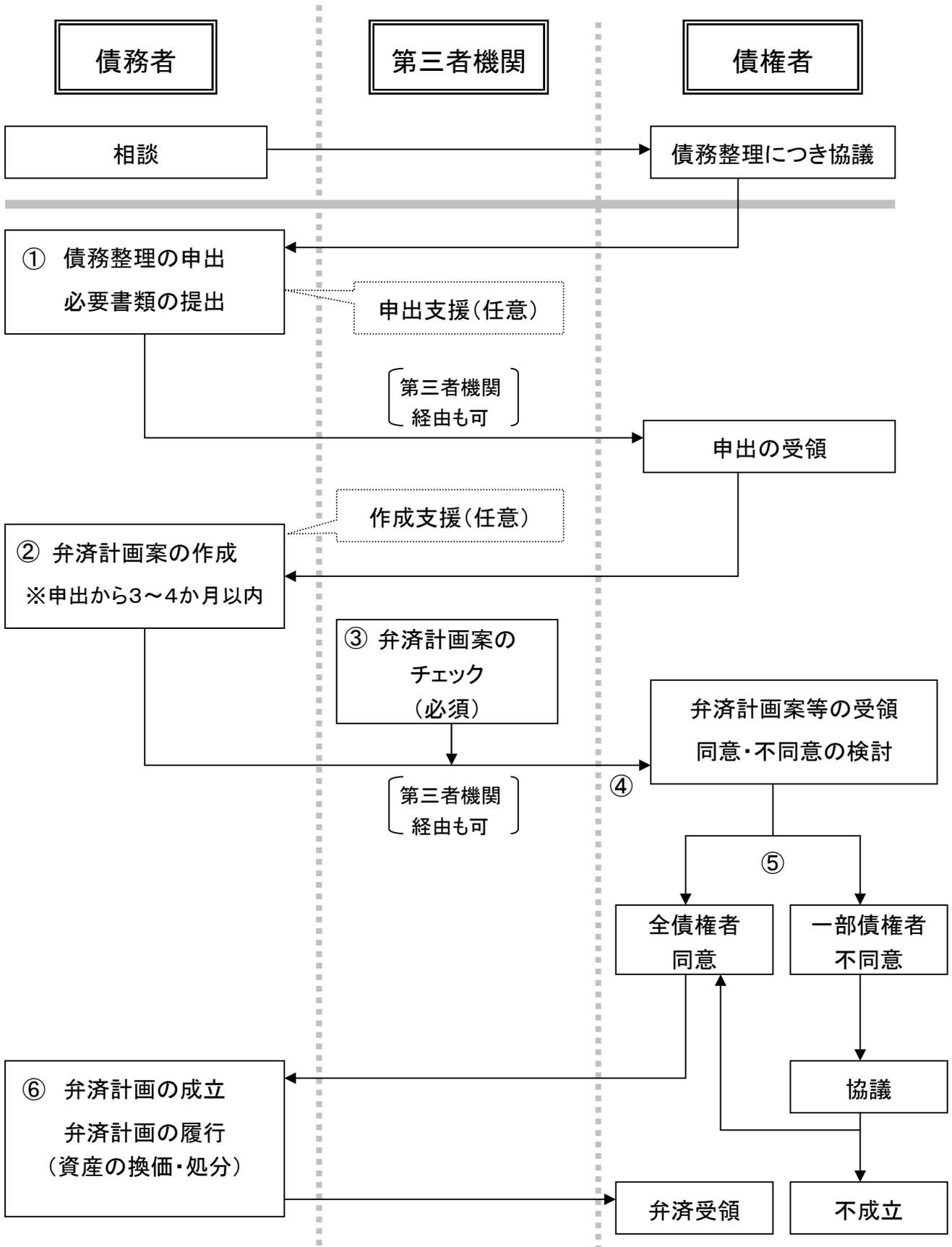
3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

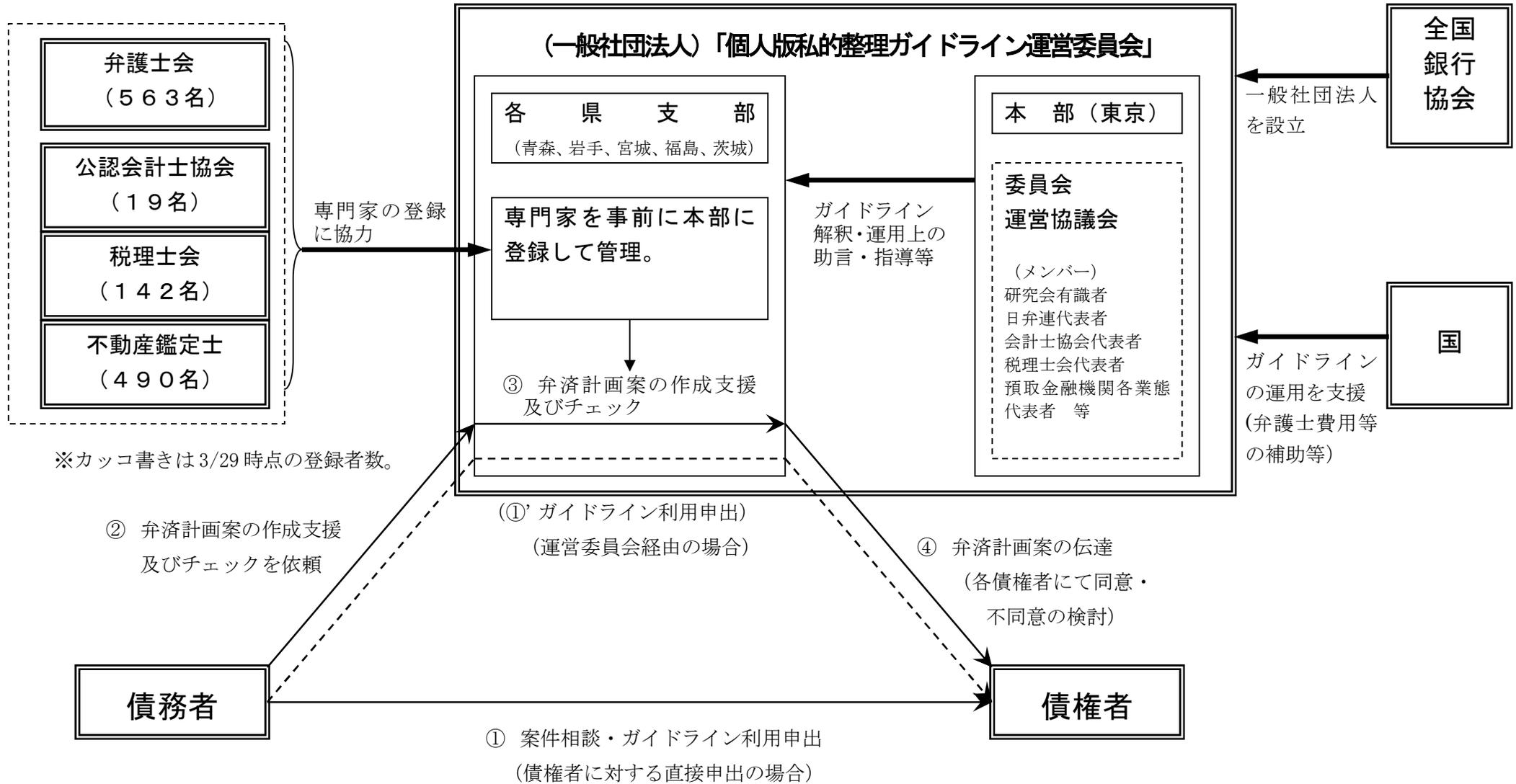
録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

【ガイドライン/手続の流れ(概要)】



個人版私的整理ガイドライン運営委員会について



個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

	荒井 貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤 栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高 雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田 晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井 直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保 壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田 理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田 隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝 卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能 敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村 正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野 寿夫	オリエントコーポレーション 執行役法務部長
	小林 信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤 浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長:	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷 和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野 清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰 仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井 徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部 和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東 一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷 周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	森田 光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田 晃久	全国サービサー協会 副理事長
<オブザーバー>		
	貝塚 正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林 康彦	法務省 民事局参事官
	定塚 由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村 武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登 清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川 靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木 俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市 文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本 貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井 正親	農林水産省 経営局金融調整課長
<事務局>		
事務局長:	高木 伸	全国銀行協会 理事
	石沢 宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 債務者は、通常的生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。)における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7. 弁済計画案の内容

- (1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)

b 財産の状況(財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)

c 債務弁済計画(原則5年以内)

d 資産の換価・処分の方針

e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①口にかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を經由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

- (1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。
- (2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。
- (3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。
- (4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

- (1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成23年8月22日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成23年10月26日

各位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各 位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、津崎、谷川 03-3212-0531

一般社団法人全国銀行協会会長 殿
一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿
一般社団法人第二地方銀行協会会長 殿
一般社団法人信託協会会長 殿
一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿
一般社団法人全国信用組合中央協会会長 殿
社団法人全国労働金庫協会理事長 殿

金融庁監督局長 細 溝 清 史

いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について

今後、東日本大震災の被災者が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、既往債務が負担になって新規の資金調達が困難となる等の問題（いわゆる二重債務問題）を抱える被災者が増加すると予想され、これまで以上に十全な対応を行っていく必要がある。については、被災者支援の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底を図られたい。

記

1. 金融機関によるコンサルティング機能の発揮

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適なソリューション（解決策）の提案・実行支援を行うよう努めること。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進

東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、復興庁、金融庁及び中小企業庁は、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進について」（別添）を取りまとめ、平成 24 年 7 月 17 日に公表した。

これを踏まえ、金融機関は、被災事業者に対し機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構の積極的な活用を検討すること。また、機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断すること。

3. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日 個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会(座長：高木新二郎) 決定。以下「ガイドライン」という。) については、手元に残せる現預金(義捐金等を除く)の上限を500万円を目安に拡張する等、運用の見直しを図っている。また、国は弁護士費用の全額補助を実施している。今後、被災地域の復興計画の進展等に伴い、ガイドラインの利用による被災者の生活再建支援が強く望まれる。

これを踏まえ、金融機関は、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、当該債務者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

以上

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による 被災事業者支援の促進について

平成24年7月17日
復興庁、金融庁、中小企業庁

東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題（被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題）に対応するために設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が業務を開始してから4か月が経過した。

これまでのところ、金融機関による柔軟な条件変更や仮設店舗への入居、復興計画の進展待ち等により、足下では二重債務問題が表面化していないケースが多いと考えられるが、今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在するものと考えられる。

このため、機構は、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、以下の取組みを実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は連携し、機構の取組みを支援する。

1. 支援決定までの期間の短縮化

- 通常180日程度必要とされる案件対応期間を90日程度で完結（小規模事業者ではさらに短縮）する標準業務フローを策定し、それに基づき業務を着実に実施する。
- 迅速な支援決定のため、事業再生に精通した人材の増員を図る。
- 迅速・円滑な債権買取りに資する観点から、金融機関から引当状況の情報が示された場合は、その点も考慮に入れて迅速な処理に努める。

これに関連し、金融庁から金融機関に対して、同機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、同機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断するよう要請する。

2. 信用保証協会の保証付き債権に係る取組み

- 信用保証協会の保証付き債権については、金融機関のみならず信用保証協会に対しても事前に十分な事業再生計画や買取価格について説明・調整を行い、迅速な案件合意に努める。

これに関連し、中小企業庁から全国信用保証協会連合会や各県の信用保証協会に対して、機構から事業再生計画の詳細や買取価格の根拠について説明を受けた後、原則3週間以内に当該計画について結論を出すよう要請する。

- 新規融資に対する保証機能の活用について、早急に実行に移す。

3. フォローアップ

- 上記の取組みの効果について、適宜フォローアップを行い、必要に応じて更なる対応を検討する。

金融機能強化法(震災特例)に基づく国の資本参加の概要

(平成 24 年 9 月 13 日(木)決定)

	東北銀行(岩手県)	きらやか銀行(山形県)
預金残高(24/3末)	7,067億円	1兆1,662億円
貸出金残高(24/3末)	4,954億円	9,265億円

1. 国の資本参加の概要

資本参加額	100億円	300億円(新規100億円)
返済財源の確保	25年以内(49/3末まで)	
優先株式の配当率	前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コスト(当初0.20%)	

※ きらやか銀行に対しては、21/9に200億円の資本参加を実施しており、今回の資本参加額のうち200億円は、既存分と同条件

自己資本比率[Tier1比率]	11.7%程度[9.0%程度](24/9末見通し)	10.4%程度[8.7%程度](25/3末見通し)
-----------------	---------------------------	---------------------------

2. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

<p>各行の取組み方策 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災店等への復興支援担当者(15名)の配置、被災者支援の専門窓口の設置 被災企業の集中的・機動的な再生支援のため、「震災復興推進本部」(本部長:頭取)を設置 本部職員が被災地域に常駐し、集中的な企業訪問等を実施 外部機関との連携による復興支援及びビジネスマッチング等の支援強化 個人被災者の生活再建に資する融資商品の開発・販売 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の活用先に対する資金需要への対応 東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構並びに企業再生支援機構等の積極的な活用 個人版私的整理ガイドラインの積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> 経営統合による営業ネットワーク及びノウハウの融合等を通じ、復興支援態勢を強化 今後の復興需要に対応するため、「新規開拓グループ」の拠点を山形から仙台に移転 当行のノウハウを活用し、仙台銀行の事業再生支援(DDS対応)を強化 仙台銀行と連携し、震災復興融資枠の創設、協調融資、新融資商品の共同開発等を検討 山形・宮城両県での販売先・仕入先の紹介等、ビジネスマッチングを強化 両行地域の特産品などをお互いに紹介する復興応援イベントを企画・開催 東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構等の外部機関との連携を両行が共同で実施 企業再生支援機構等の積極的な活用 個人版私的整理ガイドラインの積極的な活用
----------------------------	--	---



[ホーム](#) > [報道発表資料](#) >

平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎

日本銀行総裁 白川 方明

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課
電話 03-3506-6000(内線3380、2688)
日本銀行本店
電話 03-3277-2369

以上

平成 22 年 3 月 30 日
閣 議 決 定
平成 25 年 6 月 28 日
一 部 改 定

消費者基本計画(抄)

【重点施策】

7. 消費者教育(施策番号:86-2、87、90、92、93、94、95、96、97、98 関係)【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえて策定する消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び消費者教育推進地域協議会設置の取組を推進・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び消費者教育推進地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取り組みを推進 	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	

16. 詐欺的投資勧誘等(施策番号:41、48、49、51、60、60-2、60-3、62、64、66、153-2 関係)【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省】

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 	消費者庁 警察庁 金融庁	
②	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯罪ツール対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯罪ツールの強化 	警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 関係省庁等	
③	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 	消費者庁 金融庁 関係省庁等	
④	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・25 年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応 	消費者庁 関係省庁等	

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
⑤	・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発 ^(注)		消費者庁 関係省庁等	
⑥	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	消費者庁 関係省庁等	
⑦	・医療機関債発行等のガイドラインの改定		厚生労働省	

【具体的施策】

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。
48	金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。	金融庁	引き続き実施します。
60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	一部実施済み（注60）。 継続的に実施・引き続き検討します。
60-2	CO2 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	直ちに検討に着手します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への差止命令の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。	金融庁	引き続き実施します。
63	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。	金融庁 関係省庁等	引き続き検討します。
64	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。また、同法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業が平成24年12月18日より開始されたことを受け、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、当該事業にかかる制度の周知を図ります。	金融庁 財務省	前段について、継続的に実施します。 一部実施済み(注64)。 後段について、引き続き検討します。
65	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。
66	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
イ. 学校における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み(注94)。 継続的に実施します。

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。
109	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	関係省庁等	継続的に実施します。

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46再	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。

イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
115	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。	金融庁	継続的に実施します。
118	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成22年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。	金融庁	継続的に実施します。

金融庁における金融経済教育への取り組み

平成 25 年 6 月末現在

年 月		内 容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイト到新設
		学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催（5～6 月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（6 月までに 7 回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表
		金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月 ～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月 参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
18 年	5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入
		金融経済教育懇談会（第 8 回）を開催し、取り組み状況を報告。
		全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施（19 年 3 月末まで）
	9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを上げることを文書で要請。	
19 年	1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催（参加者 290 名）。

年 月	内 容	
2月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19年5月増刷・配付（17万部）。	
3月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。	
4月～6月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40県）。	
9月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約6万部）。	
9月～20年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9月 参加者173名）、大阪（11月 参加者164名）、東京（12月 参加者96名）、愛知（20年1月 参加者219名）、宮城（3月 参加者152名）で開催。	
10月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取り組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約69万部）及び「はじめての金融ガイド」（約27万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。	
20年	1月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17社32名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
3月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約30万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約4万7千部、高校生向けパソコンソフト、約2千枚）、「はじめての金融ガイド」約30万2千部、借金問題に関する啓発リーフレット約29万7千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるDVD教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20年5月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。	
4月～21年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約18万1千部、借金問題に関する啓発リーフレット約3万3千枚）。	
6月～21年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6月 参加者134名）、金沢（9月 参加者102名）、札幌（11月 参加者172名）、高松（2月 参加者111名）、熊本（3月 参加者159名）で開催。	
21年	4月～22年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約23万2千部）。
22年	1月～3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1月 参加者130名）、東京（2月 参加者97名）、大阪（2月 参加者59名）、広島（2月 参加者104名）、愛知（3月 参加者167名）、宮城（3月 参加者180名）で開催。

年 月		内 容
	4月 ～23年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約17万9千部）。
	11月 ～23年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11月参加者175名）、金沢（11月参加者151名）、高松（12月参加者197名）、東京（1月参加者107名）、札幌（2月参加者128名）、熊本（3月参加者170名）で開催。
	12月 ～23年3月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約52万部）。
23年	4月 ～24年3月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約19万部）。
	5月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10月 ～24年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約33万部）。
	12月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11月～12月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11月参加者124名）、那覇（12月参加者140名）で開催。
24年	1月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1月参加者152名）、大阪（1月参加者134名）で開催。
	11月 ～25年4月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成25年4月までに7回開催）
	11月 ～25年3月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11月参加者175名）、札幌（11月参加者134名）、さいたま（12月参加者108名）、熊本（1月参加者121名）、金沢（3月参加者110名）、福岡（3月参加者149名）開催。
	12月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25年	4月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。（平成25年4月30日）
	6月	金融広報中央委員会で「金融経済教育推進会議」の開催。（平成25年6月7日に第1回が開催。）

資料 6－8－2

金融經濟教育研究会報告書

平成 25 年 4 月 30 日

金融経済教育研究会 名簿

- 鮎瀬 典夫 金融広報中央委員会事務局長
- 石毛 宏 帝京大学経済学部教授
- 伊藤 宏一 千葉商科大学大学院教授、日本FP協会専務理事・CFP
- 翁 百合 (株)日本総合研究所理事
- 鹿毛 雄二 ブラックストーン・グループ・ジャパン(株)特別顧問
- 神戸 孝 FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表・CFP
- 永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会 事務局長
- 吉野 直行 慶応義塾大学経済学部教授（金融研究センター長）

（敬称略・五十音順）

（注）このほか、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、文部科学省、消費者庁から出席。

金融経済教育研究会の審議経過

第1回（平成24年11月8日）

- 研究会設置の趣旨・目的について
- 金融教育をめぐる国内外の状況と課題について
- 金融広報中央委員会のこれまでの取組みについて

第2回（平成24年11月27日）

- 全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会から、これまでの取組みと今後の課題についてヒアリング

第3回（平成24年12月5日）

- 国際銀行協会（IBA）から、イギリスの金融経済教育の現状についてヒアリング
- 日本FP協会から、これまでの取組みと今後の課題についてヒアリング

第4回（平成25年1月29日）

- 関係省庁からのヒアリング
 - ・ 金融サービス利用者相談室における相談事例等（金融庁）
 - ・ 消費者教育推進法の概要（消費者庁）
 - ・ 社会教育における消費者教育・金融経済教育の取組み（文部科学省）
 - ・ 学校教育における金融経済教育の状況（文部科学省）

第5回（平成25年2月27日）

- 報告書・骨子（案）について

第6回（平成25年3月22日）

- 報告書（案）について

第7回（平成25年4月17日）

- 報告書（案）について

金融経済教育研究会報告書

1. はじめに

金融経済教育については、先般の金融危機を踏まえ、利用者側の金融リテラシー¹を向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、OECD や G20 等における国際的な議論において共有されている²等、国民の金融リテラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められている。

このため、金融経済教育の現状をあらためて把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討を行うこととし、平成 24 年(2012 年) 11 月、金融庁金融研究センターに、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」が設置され、平成 25 年(2013 年) 4 月まで計 7 回開催された。本報告書は、今後の金融経済教育の進め方について、知識の習得に加え行動面を重視するとともに、最低限習得すべき金融リテラシーを明確化し、関係者で共有を図るべきといった議論を踏まえ、とりまとめられたものである。

2. 金融経済教育の意義・目的

(1) 生活スキルとしての金融リテラシー

現代社会では、誰しも、ライフステージの各場面において、貯蓄・資産運用、住宅ローン、保険加入等、様々な金融商品を利用し、金融との関わりを持つことは避けられないこととなっている。

こうした中、我が国の現状をみると、多重債務問題の発生や金融資産ゼロ

¹ 本報告書においては、「金融リテラシー」について、OECD 金融教育に関する国際ネットワーク (INFE (International Network on Financial Education)) の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則 (平成 24 年 (2012 年) 6 月)」における定義(「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし(well-being)を達成するために必要な金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」と同様の意味で用いている。なお、OECD によれば、米英では、ほぼ同じ内容について、「金融ケイパビリティ」という用語を用いている。

² OECD/INFE の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」では、金融経済教育の推進にあたり、国のレベルでよく調整された戦略を立てることが、資源と労力の重複を避けつつ効率性を実現するための最善の手段の一つであるとされている。

また、平成 24 年(2012 年) 6 月に開催された G20 ロスカボス・サミット首脳宣言において、「金融教育に関し、我々は、金融教育のための国家戦略に関する OECD/INFE ハイレベル原則を承認し、OECD 及び世界銀行に対し、金融包摂に関するグローバル・パートナーシップ (GPFI) と協力して、金融教育を推進するための更なるツールを提供し、次回サミットに進捗報告書を提出するよう求める」とされている。

世帯の増加³等がみられ、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けることがますます重要となってきている。

このような習慣・知識・判断力をしっかり持って生活する力（生活スキルとしての金融リテラシー）の向上により、リスク・リターンをはじめとする様々な金融商品の特質を理解し、計画的な貯蓄と安定的な資産形成につながる運用を行うとともに、必要に応じ、保険や借入を適切に活用できるようになると考えられる。

（２）健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー

近年の規制緩和等により、従前にも増して多種多様な金融商品の提供が可能となり、金融商品の仕組みとリスクがますます複雑化してきているため、利用者がこれらを正確に理解することはより困難となっている。こうした中、金融機関等に対しては、利用者の知識・経験・財産の状況に応じて、分かりやすい説明に努めること（「適合性の原則」）をはじめ、様々な規制が行われてきているが、利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界がある。また、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、政府の規制を補完するためにも、利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要である。

さらに、需要者側の商品を選別する目が商品の質の改善に重要な役割を果たすということもあげられる。我が国では、自動車や家電等をはじめ、商品やサービスの質が高いが、その背景には、商品・サービスの質に関する消費者の要求水準が高く、供給者がより良い商品を提供することを常に求められていることがあると考えられる。金融分野においても、利用者の金融リテラシーが向上し、利用者の選別の目が確かなものとなってくれば、より良い金融商品が普及していくことが期待される。

（３）我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー

投資にあたっては、理論上、投資対象や時期を分散させて投資を行うことで中長期的に安定的なリターンを得られるとされているが、我が国の約1,500兆円の家計金融資産は、現状その過半が現預金で運用されている。その背景には、我が国において、過去デフレが継続したという経済環境も考えられるが、分散投資や長期投資のメリットについての理解が十分でないこと

³ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（平成24年（2012年）」によれば、金融資産非保有世帯比率（2人以上世帯）は26%。

も要因として考えられる。

しかしながら、デフレ下においても国内外の株・債券等への分散投資を、投資時期も分散させて行うこととすれば、中長期的に家計が金融資産からより良いリターンを安定的に得ることが可能と考えられる⁴。また、こうした家計金融資産の分散・長期投資が、結果として、成長分野への持続的な資金供給に資する効果をもたらし、ひいては国民経済全体の成長に貢献することも期待される⁵。

このように、金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくことにある⁶。

3. 我が国の金融経済教育の現状

金融経済教育は、平成12年（2000年）6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、金融サービスのルールに関する新しい枠組みについての議論の中で、重要な施策の一つとして位置付けられた。

その後、ペイオフ全面解禁前の平成17年（2005年）3月に、金融庁において「金融経済教育懇談会」が設置され、同年6月に「金融経済教育に関する論点整理」がとりまとめられた。当該論点整理の中では、同年7月に新設された「金融サービス利用者相談室」や金融庁主催のシンポジウムの効果的な活用をはじめ、金融庁として直ちに実施すべき7項目が掲げられ、その後、それらの実施が図られてきている⁷。

こうした経緯も踏まえつつ、現状、金融庁をはじめとする関係当局、金融広報中央委員会⁸や各都道府県金融広報委員会、学校や自治体、業界団体や各金融

⁴ 第1回「金融経済教育研究会」の資料2「グローバルな分散投資の意義」を参照。

⁵ 先般とりまとめられた「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年（2013年）1月11日閣議決定）において、「金融経済教育の推進」が盛り込まれている。

⁶ こうした考え方は、平成24年（2012年）8月に成立した「消費者教育推進法」の次の考え方にも沿ったものとなっている。

- ・被害を防止するとともに、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援
- ・自らの行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢等に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会（「消費者市民社会」）の形成に積極的に参画

⁷ 7項目に対する実施状況については、第6回「金融経済教育研究会」の参考資料1を参照。

⁸ 金融経済団体、報道機関、消費者団体等の各代表等、学識経験者、日本銀行副総裁で構成され、金融庁をはじめとする関係当局の局長等、日本銀行理事が参与として参画する組織（事務局は日本銀行情報サービス局内）。

機関、NPO 団体等の多種多様な関係者によって、様々な取組みが行われている⁹。

(1) 金融広報中央委員会における金融経済教育の現状

金融広報中央委員会は、昭和 27 年（1952 年）に貯蓄増強中央委員会として発足し、その後、平成 13 年（2001 年）に現在の名称に変更された。金融広報中央委員会は、業界横断的なネットワークを活用し、各都道府県金融広報委員会や関係団体と連携しながら、これまで金融経済教育を推進してきた。

具体的には、

- ・学校における金融教育を効果的に進めるために、教員、学識経験者、政府と連携しながら、小・中・高等学校の各段階における金融教育のあり方、指導計画例を取りまとめた「金融教育プログラム¹⁰」の作成、
 - ・さらに、平成 24 年（2012 年）9 月には、国民の金融リテラシーの水準を客観的に把握する観点から、知識に加え、金融行動や態度に関する調査項目を加えた、「金融力調査¹¹」の公表、
- を行っているほか、学校段階、社会人・高齢者段階における金融経済教育の推進に向けた様々な取組みを行っている。

(2) 学校段階における金融経済教育の現状

学校段階における金融経済教育は、主として社会科・公民科及び家庭科で実施されてきている。

平成 18 年（2006 年）には、昭和 22 年（1947 年）に制定された教育基本法が全面的に改正され、教育の目標として、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することや、主体的に社会に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと等が規定された。

これを受け、平成 20 年（2008 年）には小・中学校、平成 21 年（2009 年）には高等学校の学習指導要領が改訂され、授業時間に制約がある中、金融経済教育に関する内容の充実が図られた。小学校は平成 23 年度（2011 年度）、中学校は平成 24 年度（2012 年度）から全面実施され、高等学校は平成 25 年度（2013 年度）から年次進行で実施されている。

学習指導要領改訂後の教育内容を教科ごとにみると、社会科・公民科では、現在の経済社会と経済活動のあり方の中で、株式会社の仕組み、直接金融や間接金融などの金融の仕組みや働き、金融の自由化・国際化等、金融に関する環境の変化について教育が行われることとされている。

家庭科では、新学習指導要領に「生涯の生活設計」が新たに盛り込まれ、

⁹ 詳細は、第 6 回「金融経済教育研究会」の参考資料 2 を参照。

¹⁰ 金融教育プログラムにおける年齢層別の金融教育内容については、第 5 回「金融経済教育研究会」の参考資料 1 を参照。

¹¹ 18 歳以上の 10,000 人を対象に、個人のお金や金融に関する知識や行動の特色を把握するために実施。回収できた 3,531 人分を集計・分析。

新しい教科書には、単に預貯金をするだけでなく、運用をするという視点で金融商品を選択することの重要性や、運用にはリスクを伴うため、金融商品の特徴をよく理解した上で、目的や期間によって投資先を分けること等に関する記述がみられる。

このほか、小・中・高等学校の総合学習等の時間において、業界団体の活動や各金融機関のCSR（企業の社会的責任）の活動と連携した、金融経済教育の取組みが行われている。

（3）社会人・高齢者段階における金融経済教育の現状

①業界団体・各金融機関等の取組み

全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会等の業界団体においては、自らが取扱っている預金、株式、投資信託、保険といった個別の金融商品やその社会的意義についての説明、資産運用や投資知識の向上のためのセミナー・出張講座、投資や資産運用について意識の啓発を図るイベント等様々な取組みが行われている。

また、各金融機関においても、セミナーや出張講座等の取組みが行われている。

さらに、日本FP協会においても、学校段階、生活者段階において貯蓄・投資等の分野別に必要な知識・スキルをまとめた「パーソナルファイナンス教育スタンダード¹²」の作成や、家計管理や生活設計に関する各種セミナー等の取組みが行われている。

②自治体（消費生活センター、公民館等）の取組み

消費生活相談、消費者啓発活動、生活に関する情報提供を行うため、各都道府県や市町村に設置されている行政機関である消費生活センターにおいては、多重債務問題への注意喚起、詐欺的商法・犯罪の被害に遭わないための啓発活動を中心とした取組みが行われている。

また、生活に即した教育・学術・文化に関する事業を実施するため、市町村に設置されている教育施設である公民館では、金融・保険・税金、消費者問題といった金融経済教育に関する講座が開催されているものの、育児・保育・しつけ、料理・食品・食生活といった他のテーマに比べれば、講座数、受講者数ともに少ない状況にある¹³。

¹² 詳細は、第5回「金融経済教育研究会」の参考資料2を参照。

¹³ 文部科学省「社会教育調査（平成20年度（2008年度））」によれば、育児・保育・しつけの講座数20,858件、受講者数800,564人、料理・食品・食生活の講座数19,730件、受講者数430,092人に対し、金融・保険・税金の講座数271件、受講者数9,161人、消費者問題の講座数418件、受講者数33,008人となっている。

③確定拠出年金加入者への投資教育

確定拠出年金（Defined Contribution Plan。以下 DC）の企業型は、事業主が実施するものであるが、加入者（従業者）の管理資産についての運用の指図は加入者自身が行い、運用リスクについても加入者が負うこととなる制度であることから、事業主の責務として、加入者に対して、いわゆる投資教育を行う努力義務が規定¹⁴されている。実際には、投資教育は事業主から委託を受けた運営管理機関¹⁵が実施している場合が多く、企業が DC 制度を導入する際の研修のほか、再教育や DC 制度への関心を促す機会として継続研修を実施することが求められている¹⁶。また、DC の個人型は、国民年金基金連合会の責務として、投資教育の努力義務が規定されている。

④市民グループ等の取組み

このほか、各地の様々な市民グループ等において、主婦や金融機関の OB 等のイニシアティブで、金融商品の仕組みやライフプランの立て方等、それぞれの関心にあわせた自主的な学習が行われている。

4. 今後の金融経済教育の進め方

(1) 身に付けるべき金融リテラシー

①金融リテラシーにおける行動面の重視

我が国の金融経済教育は、上述の通り、学校段階、社会人・高齢者段階のいずれにおいても様々な教育活動が行われてきているが、内容的には金融や経済の知識の習得が重視される傾向がみられる。他方、OECD や米英等の諸外国では、近年、知識に加え、健全な家計管理や生活設計の習慣化という行動の改善と適切な金融商品の選択というスキルが重視される傾向にある。

¹⁴ 確定拠出年金法第 22 条第 1 項において、「事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第 25 条第 1 項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

¹⁵ 確定拠出年金において、制度の運営管理を行う専門機関で主に金融機関等が担っている。運営管理機関の業務は、確定拠出年金の加入者への運用方法の提示や、加入者が運用方法を選定する上で必要となる各種情報の提供、加入者の属性や運用実績の管理（口座管理）等である。

¹⁶ 平成 23 年（2011 年）8 月、年金確保支援法において投資教育の継続的実施が明確化され、確定拠出年金法第 22 条第 2 項において、事業主は、企業型年金加入者等が行う運用の指図に資するための必要な措置を講ずるに当たっては継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、有効に活用することができるよう配慮するものとする、とされている。

【海外の動向】

(a) OECD

OECD/INFE の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」においても、金融が持続的かつ健全に発展していくためには、政府による規制のみではなく、利用者側が適切な行動をとることも重要であるとして、知識だけではなく、適切な態度や行動を身に付けることも含めて金融リテラシーと定義されている（脚注 1 参照）。

(b) イギリス

FSA（金融サービス機構（Financial Services Authority）¹⁷）が実施した「英国における金融ケイパビリティ」（平成 18 年（2006 年）3 月）という調査¹⁸において、家計管理や長期的な生活設計の能力の欠如が金融取引を巡るトラブルを招いているとの指摘を行った上で、身に付けるべき金融リテラシーとして以下の 4 つを掲げている。

- ・家計管理（収支を一致させること、収支を記録することの重要性）
- ・長期的な生活設計（緊急事態に備えた資金の確保、中長期的な教育資金・老後資金の確保のため計画を立てる重要性）
- ・金融知識（金利（単利、複利）、分散投資、インフレ、デフレ等の知識の理解の重要性）
- ・適切な金融商品の選択（保険商品、ローン商品、投資商品で適切な商品を選択する能力の重要性）

(c) アメリカ

「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会¹⁹」に関する大統領令（平成 22 年（2010 年）1 月 29 日）において、「金融ケイパビリティとは、知識とスキルとアクセスに基づいて金融資源を効果的に管理する能力である。（中略）金融ケイパビリティは、個人に、情報を選択し、落とし穴を避け、どこに助けを求めにいったらよいかを知り、現状を改善し長期的な金融面での暮らしを改善するための行動を取る力を与える。」とされており、知識・スキルのほか、どこに助けを

¹⁷ 各種金融規制当局が集約されて単一の規制当局として平成 9 年（1997 年）に発足した金融監督機関。

¹⁸ 18 歳以上の 5,300 人を対象。

¹⁹ ブッシュ政権時の平成 20 年（2008 年）1 月に「金融リテラシーに関する大統領諮問委員会」を設置。オバマ政権となった後の平成 22 年（2010 年）1 月に「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会」と名称を変更。金融ケイパビリティに係る政策の勧告を行うことを任務とし、政府関係者、学識経験者、業界団体、NPO 団体の代表者等で構成されている。

求めにいったらよいかというアクセスの重要性が追加されている²⁰。

我が国においても、上述（2.（1））のとおり、「生活スキルとしての金融リテラシー」を身に付けることが金融経済教育の目的の一つであり、金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けること、保険商品、ローン商品、資産形成商品といった金融商品の適切な利用選択に必要な知識・行動についての着眼点等の習得、事前にアドバイス²¹等の外部の知見を求めることの必要性を理解することが重要であると考えられる。

なお、金融広報中央委員会の「金融力調査」（平成24年（2012年）9月）においても、将来への資金的な準備ができていないという回答や、借入や資金の運用に当たって金融機関や金融商品の比較を行わなかったという回答が相当数見られており、同調査からも、行動面を重視した教育の必要性がうかがえる。

②最低限習得すべき金融リテラシーへのフォーカス化

金融経済教育は、上述の通り、多種多様な実施主体によって様々な活動が行われてきているが、学校段階、社会人・高齢者段階とも、金融経済教育に充てることのできる機会・時間には制約があり、効率的・効果的に金融経済教育を推進するためには、推進体制の整備（（4）①で後述）と併せ、まずは最低限習得すべき金融リテラシーにフォーカスしていくことが重要である。

もとより、様々な実施主体が画一的な教育を行う必要はないが、国全体として効率的・効果的に金融経済教育を推進していく上では、最低限身に付けるべき事項についてコンパクトな形でまとめたものを関係者で共有し、これにフォーカスした形で進めていくことは有意義であると考えられる。

一人の社会人として、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で、最も基本となるのが「家計管理」と将来を見据えた「生活設計」の習慣である。また、実際に金融商品を利用するには、取引（契約）を適切に行うために理解すべき事項、時々の金融経済情勢も踏まえて金融商品を適切に選択するために必要な基礎知識、更には、保険、ローン・クレジット、資産形成商

²⁰ 金融分野の専門性・複雑性から、事前の金融経済教育をいかに充実させても、全ての者が自身の判断のみで適切な金融行動を取ることは難しい。このため、必要な場合に、情報・アドバイスへのアクセスを求めることも金融リテラシーの重要な要素とされている。近年、イギリスで予防的アドバイスが重視されていること（後述（3）②（d）参照）も同様の考え方に基づくものと考えられる。

²¹ ここでいう「アドバイス」とは、生活設計等の一般的な相談だけでなく、個別金融商品のリスクについての確認、金融トラブルの解決策の相談、浪費癖を治すカウンセリング等も含むものとして理解されるべきである。

品といったカテゴリーごとの基本的な留意点を身に付けていくことが重要である。加えて、自らの判断のみに頼らず、第三者のアドバイスを求める必要性についても理解しておくことが重要である。

以上から、生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーを整理すると、以下のとおり、(a)家計管理、(b)生活設計、(c)金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、(d)外部の知見の適切な活用、の4分野・15項目となる。

(a) 家計管理

項目1：適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化

それぞれのライフプランを実現していく上での経済的な裏付けを考えていく第一歩が、適切な収支管理の習慣化である。現状の収入や支出をきちんと把握し、計画性のない支出は抑え、収支の改善に努めることといった、適切な収支管理の習慣を身に付けることが全ての前提となる。

(b) 生活設計

項目2：ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解

終身雇用制の下、就職、結婚、出産、住宅取得、退職といったライフスタイルが、標準的な価値観として受け入れられていた以前とは異なり、今日、その価値観が多様化してきていることから、それぞれの将来の夢や希望を実現するため、自らのライフプランと、それに伴って想定される何段階かのライフステージのイメージを明確化することが必要である。

また、それぞれのライフプランを踏まえ、不測の事態に備え保険への加入や貯蓄を行うとともに、教育、住宅取得、老後の生活に必要な資金の確保のためにどの程度の金額が必要かを考え、計画的に、教育資金や住宅資金の借入、貯蓄・資産運用を行う姿勢を身に付けることが必要である。

さらに、「いつ」、「何のために」、「どれぐらい」の資金が必要かを把握し、そのために今ある自らの資産を「いつでも使えるようにしておく資金」、「教育や住宅取得等の目的に備えて貯めておく資金」、「長期運用資金」の3つに分けた上で、それぞれの資金の性格に合わせた商品選択を行うことが、適切な金融商品の利用選択の前提であることを理解する必要がある。

(c) 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択

【金融取引の基本としての素養²²⁾】

項目3：契約にかかる基本的な姿勢の習慣化

我が国の金融取引におけるトラブルの原因の一つは、入手した情報を吟味せず、あるいは、相手に言われるがまま、内容について自身で十分に理解しないまま取引（契約）してしまうこと、また、取引（契約）後も業者等に委ねたままとし、保有する金融商品を巡る状況の悪化等に気が付かないことである。

金融商品にかかる契約を行う際は契約内容を確認し²³⁾、理解できない契約は締結しないこと、契約締結後についても、金融商品を巡る状況を定期的に確認（年間取引報告書等の確認）することの習慣化は、金融分野に限らず、現代の契約社会で生きていく上で当然に身に付けるべき素養である。

項目4：情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化

金融分野は、その専門性・複雑性から、悪質な者による詐欺的行為が発生しやすい分野である。そうした悪質な者が一定数存在することを前提に、金融取引を行う前に、情報の入手先や取引の相手方が信頼できる業者であるかどうかを確認することが重要である。少なくとも登録業者等であるか、自主規制機関に加入している業者であるか否かは、金融庁や自主規制機関のウェブサイト等により確認することが可能である。

項目5：インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解

近年、インターネット取引が急速に普及し、金融分野においても、より簡易で利便性が高い取引が可能となった一方で、知らないうちに暗証番号が盗まれたり、誤発注をしてしまうといった対面取引の場合とは異なる様々な危険が伴うことを理解し、金融取引には安全が確認されていない端末は利用しないこと等に注意することが必要である。

²²⁾ ここに掲げている3項目は、これまで主に消費者教育において行われてきた重要な事項であるが、今後は金融経済教育においても、重要な事項として取り組む必要がある。

²³⁾ 契約内容の中で、解約の可否や解約時のペナルティの発生についても確認することが重要である。

【金融分野共通】

項目 6：金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解

金融商品を利用選択するにあたり、基礎となる金利（単利、複利）²⁴、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターンといった重要な事項を十分に理解することが必要である。とりわけ、「リスク」という用語は、金融商品を利用選択する場面によって異なる意味合いで用いられることから、それぞれの場面でのどのような意味であるかについて、理解できるようにしておくことが重要である²⁵。

また、金融商品を利用選択する場合には、インフレやデフレ、金利や為替の動向、株式市況等の金融経済情勢を十分に考慮することが重要である²⁶。

項目 7：取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解

金融商品を利用選択するにあたり、取引の実質的なコスト（価格）を十分に把握することが重要である。例えば、住宅ローンの場合、金利だけではなく、契約に付随する団体信用保険の保険料等も含めて全体のコスト（価格）として理解する必要がある。また、資産形成商品に投資する場合には、通常の家計が取れるリスクを勘案すれば、長期にわたり安定的に期待できるリターンは数%程度と見込まれ、手数料の水準が家計の得るリターンに及ぼす影響は極めて大きいと考えられることから、商

²⁴ 金融広報中央委員会「金融力調査（平成 24 年（2012 年）9 月）」によれば、単利計算の正答率は 8 割近い水準であるが、複利計算の正答率は 3 割に止まっている。

²⁵ 資産運用の分野では、一般に、「リスク」という用語は、「リターン（金融商品を一定期間保有した結果生じる収益のトータルを元本で割った収益率（マイナスの場合は損失率）の不確実性の度合い）」という意味で用いられている。

例えば、100 万円をある金融商品に投資した場合に、

- ・ 1 年後に 20 万円分の価値の増大をもたらし、合計 120 万円になる可能性もあれば、80 万円になる可能性もある状況、
- ・ 1 年後に最大でも 1 万円分しか価値の増大をもたらさない（合計 101 万円）一方、どんなに悪くても 99 万円は保証されている状況、

がある場合には、前者は后者よりも「リスクが高い」といったように用いられる。

他方、保険の分野では、「リスク」は、死亡、疾病、及び火災等による損失や危険の発生の可能性という意味で用いられている。

さらに、日常においても、「リスク」は、保険の分野と同様、損失や危険の発生の可能性というネガティブな意味で用いられていることから、資産運用の分野での「リスク」という用語の正しい理解を難しくしている。

²⁶ 例えば、ローン商品の場合、今後金利が上昇する場合には、変動金利では将来の金利負担が重くなると見込まれる一方、固定金利は当初金利が変動金利より高い水準に設定されていることから、どちらかを選択するにあたっては、金融経済情勢への理解が必要となる。

品選択にあたり、手数料の水準を十分に意識することが重要である。

【保険商品】

項目 8：自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解

保険商品を利用選択する前に、自分が何のリスク（死亡、疾病、火災、地震、介護等による損失や危険の発生の可能性）に備えるべきかよく整理した上で判断することが重要である。

項目 9：カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

カバーすべき事象に備えて、保険商品を利用選択する場合には、保険以外の社会保障や企業福祉、本人の貯蓄等で賄える金額も勘案の上で、保険商品でどの程度の金額の備えが必要かをよく整理した上で判断することが重要である。

【ローン・クレジット】

項目 10: 住宅ローンを組む際の留意点の理解

- ①無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性
- ②返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性

住宅ローンは、年収を上回る借入額となることが多いことから、自らの返済能力を把握した上で借入額・返済期間を判断・決定し、無理のない返済計画を立てることの重要性について十分に理解しておく必要がある。

また、住宅ローンの返済期間は多くが10～35年程度と長期にわたることから、その間に金融経済情勢の変化によっては金利負担が上昇したり、失業その他による収入減によって返済できなくなる事態があることも理解し、必要な対策（経済状況に応じた金利選択、余裕をもった返済計画等）を講じることが重要である。

項目 11：無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化

各種消費者金融（カードローン等）やクレジットカードは、簡単に現金を手に入れ、現金の持ち合わせがなくてもすぐに商品・サービスを手に入れられる等の利便性が高い一方、必要以上に使いすぎるおそれがあること、カードローン等については金利負担が生じることから、その利用にあたり慎重な姿勢をとることの重要性を十分に理解しておく必要がある。

また、ローンやクレジットの返済を適切に履行しない場合には、信用情報に記録が残り、将来的に、返済を滞った直接の相手方以外の金融機関・

業者からも借入等が難しくなる等、広範かつ重大な影響が生じ得ることを理解することが必要である。

【資産形成商品】

項目 12：人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解

一般に、リターンとリスクはトレードオフの関係にあり、金融商品からより高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解が重要である。

この点を理解することで、例えば、通常より高いリターンが得られるとして、「そうしたリターンは必ず実現します」、「損失は発生しません」といった説明が行われる場合にも疑いを持てるようになる。

逆に、リスクを避けてばかりでは、リターンが得られないことから、それぞれが将来に向けて堅実に資産形成を行う上で、どの程度のリスクをとり、どの程度のリターンを目指すかについて考えていく上でも、上記の点の理解は出発点となる。

項目 13：資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解

個別の金融商品は、それぞれのリスク（リターンの不確実性の度合い）を有するが、複数の異なるリスク特性を持つ金融商品に分散して投資することで、こうしたリスクを軽減させ、安定的なリターンが得られるようにすることは、資産形成について考える上で最初に理解すべき事項である。

また、分散にも、国内株式・債券及び外国株式・債券に分散する「投資対象の分散」、円だけではなくドル等に分散する「通貨の分散」、一時に資金を投入するのではなく時期をずらして投資していく「時期の分散」がある。

なお、「時期の分散」の観点からは、同一の金融商品であっても、長期にわたり、定期的にコツコツと定額で同一の株式や投資信託を購入していけば、取得価格が平準化され、高値づかみを避けることができることから、積立式の資産形成商品を利用することが有力な選択肢の一つであると考えられる。

この関連で、平成 26 年（2014 年）1 月に導入される日本版 ISA（少額投資非課税制度）²⁷についても、こうした積立式資産形成の一つのインセ

²⁷ 満 20 歳以上なら誰でも口座開設できる。年 100 万円を上限に株式・投資信託を購入した場合、5 年間は配当・譲渡益非課税。5 年経過後は、ISA の新たな枠を活用して非課税保有を続けるか、通常の口座に移して継続保有。

ンティブとして活用していくことが望ましいとの意見があった。

項目 14：資産形成における長期運用の効果の理解

元本から生じた利子・配当等を次期の元本に組み入れ、継続的に運用を行うことで、その利子・配当等相当部分に対しても次期の利子がつくという「複利」は資産形成において効果が期待される。

加えて、長期運用には、例えば、外貨建て資産への投資の際に、時期の分散を組み合わせることで、為替リスクの軽減を図りやすいというメリットもある。さらに、金融危機のようなパニック時に底値売りをしてしまい、結果的に損を大きくしてしまう事態を防ぐ効果もあると考えられる²⁸。

(d) 外部の知見の適切な活用

項目 15：金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

金融分野は専門性・複雑性が高く、また、個々人の心理的・感情的な要素にとらわれることがあることから、一定の金融リテラシーを身に付けていても、自分だけの知識・判断で完全に身を守ることは難しい。金融商品を利用選択するにあたり、事前に適切な情報や相談先にアクセスすることができ、アドバイスを求めることの必要性を理解していることは、金融リテラシーの重要な要素である。

③体系的な教育内容のスタンダードの確立

以上述べた、最低限身に付けるべき金融リテラシーについては、学校段階、社会人・高齢者段階のいずれにおいても、無駄や隙間を生じさせないよう、体系的に習得させることが、効率的・効果的な金融経済教育の推進にとって重要である。したがって、多種多様な実施主体が、金融経済教育を推進していく上では、4分野・15項目に集約した最低限習得すべき金融リテラシーと併せ、年齢別・分野別の教育内容について、体系的にとりまとめた、より詳細なスタンダードを確立することは意義があると考えられる。

この点、イギリスでは、学校段階、社会人・高齢者段階のいずれについても、金融経済教育の包括的なスタンダード²⁹がまとめられており、多種多様な

²⁸ 金融危機等との関連では群衆心理といった行動経済学の知見も踏まえ、今後、金融経済教育の内容の充実を図っていくことが重要。

²⁹ イギリスの教育・雇用省が学校段階の教育基準 (Financial Capability through Personal Financial Education) を公表。4段階のレベルに分け、各段階で教えるべき内容 (家計管理、生活設計、金融サービスを利用する際の意思決定の必要性等) を示している。また、イギリス FSA 等が社会人段階の教育基準 (Adult Financial Capability Framework (2nd Edition)) を公表。初級、中級、上級の3段階のレベルに分け、各段階で身に付けるべき、

実施主体による金融経済教育推進の指針となっている。

我が国においても、学校段階のスタンダードについては、金融広報中央委員会の「金融教育プログラム」においてまとめられている。今後、学校における金融経済教育についての指針を示した OECD の「学校における金融教育³⁰」や、日本 FP 協会の「パーソナルファイナンス教育スタンダード」も参考に、社会人・高齢者段階まで含め、各年代別に習得すべき事項を体系化した教育内容のスタンダードを確立していくことが必要である。

その際、学校段階は、小学生、中学生、高校生、大学生の 4 段階、社会人・高齢者段階は、若年社会人、一般社会人、高齢者の 3 段階に分け、以下の内容を盛り込むことが適当と考えられる。なお、大学生については、お金が必要となる機会が増えるとともに、一人暮らしをしながら、アルバイト収入を得たり、クレジットカードやローンを利用する場面が考えられることから、若年社会人と同様の金融リテラシーを身に付けることが望ましい。

(a) 学校段階

学校段階では、社会人になるまでに家計管理、生活設計の重要性を理解させるとともに、金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）について理解させることが必要である。とりわけ高校生、大学生については、社会人に向けた準備段階として、これら重要事項の理解をより徹底させることが必要である。

(b) 社会人・高齢者段階

社会人・高齢者段階では、自ら金融商品の真のリスクを十分に理解させるとともに、上記 4.（1）②で述べた最低限習得すべき金融リテラシーを身に付け、自らの判断で選択できる能力を養うことが重要である。

例えば、運用について、将来に向けて金融資産を増やす必要性の高い若年社会人はある程度のリスクを有する金融商品を組み合わせることが適当と考えられる一方、個々人によって異なるものの、高齢者はより安全性の高い資産を中心とした資産構成とする等、年齢階層で適切な金融行動が異なることを理解させることが重要である。

また、金融経済教育を受ける機会の乏しかった高齢者については、様々なトラブルや詐欺的被害に遭うことが多いことから、あまりにもリターンが大きい等、うまい話には疑いを持ち、より慎重な判断を行うことを徹底

金融知識・理解、金融スキル・能力、金融的責任を示している。

³⁰ OECD が平成 25 年（2013 年）3 月末に出版。

していくことが重要³¹である。

(2) 金融経済教育の対象者

幼児から高齢者までのあらゆる国民が金融経済教育の対象となり得るが、資源には限りがあることから、状況に応じて、取組みの重点をどこに置いていくかについても意識していく必要がある。

現在、学校教育については、上述の通り、学習指導要領の改訂もあり、金融経済教育に関する内容の充実が図られてきており、今後はこうした取組みの定着を図っていくことが重要である。その一方で、社会人・高齢者に対する金融経済教育は、業界団体や各金融機関等で様々な活動が行われているものの、そうした活動でカバーできている層は限られている状況である。

金融資産ゼロ世帯が増加している状況や依然として金融取引を巡り詐欺的な被害に遭う高齢者が多いという事実は、社会人・高齢者段階における金融リテラシーの必要性を示唆するものであり、当面、一般的には教育のチャンネルが限られる社会人・高齢者に、より焦点を当てて金融経済教育を推進していくことが重要である。その際、就職、結婚、出産、住宅取得、退職といったライフスタイルが一般的であった以前とは異なり、ライフスタイルが多様化してきているため、金融経済教育の推進にあたり、こうした点についても考慮した上で、きめ細かな対応が期待される。

上記のほか、とりわけ生活設計において困難が生じることの多い社会的弱者や低所得者層に対しても、金融経済教育が行き渡るよう努めるとともに、多くの情報がインターネット経由で提供されていることに鑑み、ウェブサイトへのアクセスが困難な層についての配慮も必要である。

(3) 各分野の取組み内容³²

① 学校段階における取組みの推進

(a) 小・中・高等学校

上述の通り、学校における金融経済教育は、主に社会科・公民科及び家庭科で行われているが、今後、家計管理や生活設計といった行動面の教育に注力し、生活スキルとしての金融リテラシーの向上に力を入れていく観点から

³¹ 金融広報中央委員会「金融力調査（平成24年（2012年）9月）」によれば、高齢者は、他の年齢層に比べて、お金の備えはできている一方、自らの知識や判断力への評価は高いものの、実際の知識面での正答率は低く、さらに情報収集面でも情報入手不足・関心不足となっている。

³² 本文で記述している取組みのほか、金融広報中央委員会及び各都道府県金融広報委員会が中立公正な立場から実施している学校段階における金融経済教育の支援や社会人・高齢者段階における金融経済教育活動についても、引き続き積極的な取組みが期待される。

は、とりわけ社会に出る前の高校段階において、家庭科における家計管理や生活設計の指導を充実させていくことが必要である。

家庭科においても、学習指導要領、教科書の内容は充実してきているが、授業時間が限られていることや、教員の勤務・研修等の実態を踏まえ、授業で利用しやすいビデオ教材等、教員がより利用しやすい副教材や指導資料の開発・提供、生活設計に対する教員の意識・スキルを高めるための研修・シンポジウムの充実等を図っていくことが必要である。

他方、生活スキルを身に付けるだけでなく、金融の仕組みと働きや金融経済情勢に関する知識を習得することが引き続き重要であることから、社会科・公民科と家庭科の教員で適切な役割分担や連携を図りながら、学校段階における教育の推進を図ることが期待される。

また、業界団体や各金融機関が良質な教材を作成しているにもかかわらず、提供先が一部の学校にとどまっていること等から、良質な教材の有効活用が図られる取組みが必要といった意見もあった。

このほか、学校入学前の幼児についても、学校段階の準備教育を行うことが期待される。

(b) 大学

大学生に対しても、金融経済教育を体系的に行う必要があり、例えば、大学の教養課程において、金融リテラシーを向上させる教育の実施を検討すべきではないかといった意見があった。

② 社会人・高齢者段階における取組みの推進

(a) DC 教育の充実

社会人段階における金融経済教育の場として、DC 教育は極めて有望なチャネルである。その一層の充実に向けて、DC 教育の機会の確保、とりわけ継続研修の実施、受講者にとって過大な時間・労力がかからない形での内容の充実を図るための方策を検討していくことが必要である。今後、導入時研修の内容の充実や継続研修の必要性について、関係者の意識が高まっていけば、より効果のある投資教育の場となり得ると考えられる。

(b) 自治体等における取組みの推進

自治体（消費生活センター、公民館等）においては、上述の通り、金融経済教育への取組みはこれまで限られているが、自治体は、業界団体や個別の金融機関とは異なる公的主体として、各地域の特性に応じた社会人・高齢者に対する金融経済教育のチャネルとして、今後、取組みの充実・強化が期待

される³³。

これまで自治体における取組みが限られている背景には、予算・人員面の制約等のほか、関係機関の連携の不足や消費者教育における金融経済教育の位置付けが不明確であったことが考えられる。このため、平成24年（2012年）8月に成立した「消費者教育推進法」に基づき、今後、政府で策定する「基本方針」に金融経済教育を位置付け、その後、自治体で策定される「推進計画」にも金融経済教育が盛り込まれ、多様な主体の連携による教育が推進されるよう促していくことが有効である。なお、金融経済教育の推進において連携が期待される多様な主体に関して、今後は福祉関係者も視野に入れることが考えられるのではないかとの意見があった。

このほか、市民の自主的な活動は、特定の個人の活動に依存し、継続性に課題があることも少なくない。このため、自治体の取組みにおいては、市民の自主的な活動に対する支援を引き続き行うことが必要といった意見もあった。

(c) 業界団体・各金融機関等による取組み

金融経済教育の推進にあたり、業界団体・各金融機関等は重要な担い手であり、積極的な取組みが引き続き期待される。他方、業界団体・各金融機関等による取組みは、販売推奨との境目が不明確であるといった指摘がある。このため、各種セミナー等の開催においては、上記4.（1）②で述べた最低限習得すべき金融リテラシーの内容を踏まえた金融経済教育として実施するものなのか、あるいは個別商品の販売推奨に主眼を置いたものであるのかを参加者に示した上で、実施することが望まれる。

なお、社会人のみならず、新たに社会人となる大学生を対象とする取組みをはじめ、業界団体・各金融機関等の特色を活かした社会科・公民科教員や家庭科教員を対象としたセミナーの実施・副教材の開発・提供といった取組みが期待される。

(d) 予防的・中立的なアドバイスの提供等

我が国においては、トラブル発生後の相談窓口はそれなりに充実してきているが、本来は、トラブル発生が予防されることが望ましい。そのためには、金融経済教育の推進により、金融リテラシーの向上を通じて、事前にトラブルの発生を防ぐことが必要である。さらに、イギリスでは、生活設計等も含めた予防的なアドバイスの提供が行われており、我が国でも、予防的アドバ

³³ アメリカでは、「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会」が、「金融ケイパビリティのあるコミュニティの創出（平成24年（2012年）3月）」と題する文書を発出し、州・市町村等の自治体や地域社会のリーダーに対して、金融経済教育の推進を求めている。

イスの提供を充実させていくことが望ましいと考えられる。こうした観点からは、金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）に設けられている生活設計診断について、中立的なアドバイスを求める最初のアクセス先として、その周知を図るとともに、必要に応じ、その内容の充実を図る等の検討を行う。さらに、中期的には、ウェブサイトに加え電話や対面による中立的なアドバイスの提供の検討が必要である。この点に関して、例えば、もともとライフプランに即した資金計画やアドバイスの提供をその役割としている中立的なファイナンシャル・プランナーや事後的な相談体制が構築されている消費生活センターの機能を活用して、予防的なアドバイスの提供体制を構築してはどうかといった意見があった。

このほか、そもそも、利用者側に金融経済教育を積極的に学ぶ必要性、インセンティブを喚起する方策について検討することが必要といった意見もあった。

③金融経済教育を担う人材の育成

金融経済教育の推進にあたり、今後、質の高い金融経済教育の提供を行うためには、現場で実際に教育を担う人材を育成することが重要である。このため、学校教員の金融経済教育に対する意識・スキルを高める取組みを進めるとともに、各実施主体で、金融機関で勤務経験のあるOBを活用するなどの工夫を凝らしながら、推進を図ることが重要である。その際、金融リテラシーの4分野・15項目と今後検討される体系的な教育内容のスタンダードを理解し、実際に教える際のスキルを身に付けるとともに、金融経済教育の場において金融商品の販売推奨は行わないこと、アドバイス等の場では利用者の立場に立ち、守秘義務に配慮することのできる人材の育成に努めることが必要である。

④利用者にとって必要な金融商品にかかる情報提供の充実

金融は、業者である供給者側と利用者である需要者側との情報の非対称性が特に強い分野であるため、利用者の金融リテラシーの向上と併せ、当局による業者への規制が引き続き必要である。また、これらに加え、中立的機関による情報提供の充実も必要である。

例えば、投資分野において、中長期的な資産形成により相応しいシンプルな投資商品を普及させていくには、利用者の金融リテラシーの向上を図り、利用者自ら適切な商品を利用選択する素地を作っていくことが必要である。さらに、日本版ISAの導入に併せ、その主力商品である投資信託の重要情報（手数料やリスク・リターン）について、業者にはより分かりやすい開示を求めるとともに、中立的機関による分かりやすい比較情報の提供を検討する必要がある。

(4) 金融経済教育の推進を図る手段

①金融経済教育の推進体制

多種多様な実施主体がいる中で、上記4.(1)②で述べた最低限習得すべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることが必要である。

このため、今後の金融経済教育の推進にあたり、金融庁を中心とする関係当局がより積極的に役割を果たすことが必要である。その際、金融広報中央委員会のネットワークを活用し推進していく場（「金融経済教育推進会議（仮称）」）を設置することが適当である。

今後、まず取り組むべき課題は、本報告書でとりまとめた最低限習得すべき金融リテラシーの4分野・15項目の内容について、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO 団体等の様々な現場で実際に金融経済教育を担う者が利用しやすいものとなるよう、具体化することである。その上で、そうした身に付けるべき事項を、年代別にどのような順序で、どこまで教えるべきかについて整理し、体系化を図ることである。

こうした教育内容の具体化と並行して、金融経済教育にかかる情報提供の体制の整備についても検討を進める。具体的には、金融経済教育に関する情報のインターネット上での最初のアクセス先として、金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）を周知するとともに、同ウェブサイトから関係当局・関係団体等のウェブサイトと相互にリンクを張り、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできる体制を構築する。このウェブサイトの相互リンクの構築にあたっては、例えば、投資信託といった金融商品について、中立的機関による分かりやすい比較情報を提供する等、より具体的・実践的な内容も含むものとするにより、金融商品を選択する際の利用者の利便性の向上が図られるとともに、供給者側により良い金融商品の提供を促す効果も期待される。同時に、ウェブサイトへのアクセスが困難な層への対応としての電話等でのインターネット経由と同等の情報入手が可能な情報窓口の設置や、中立的なアドバイスの提供等についても検討を進める。

さらに、金融経済教育を担う人材の確保・育成のほか、本報告書で指摘された事項についてもその実現に向けた検討を行う。

こうした作業を進めるにあたり、「金融経済教育推進会議（仮称）」を通じて、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要である。

②効果測定の定期的な実施

金融経済教育の推進にあたり、国民の客観的な金融リテラシーの水準について定期的に点検することが重要である。

こうした観点からは、金融広報中央委員会の「金融力調査」が、以下の点について、意義のあるものと高く評価できる。

- ・各国の様々な制度上の差等もあって難しい部分はあるものの、海外比較を念頭に置いた設問となっている。
- ・金利（単利、複利）やインフレなどについての基礎的な知識等を問う設問に加え、自身の将来に対する資金的な備え、自身の金融に関する知識や判断能力について（自己評価）、金融商品や取引に関する意思決定の根拠、金融に関する情報の入手方法に関する設問も含まれており、知識だけではなく、行動、態度に関する調査項目が含まれている。

今後とも、効率的・効果的な金融経済教育の推進のためには、同調査を、必要な見直しを行いつつ、国民への金融経済教育の定着度合を測るために活用していくことが必要である。

5. おわりに

我が国における金融経済教育の取組みは、平成12年（2000年）の金融審議会答申において、金融経済教育の重要性が提言されてから、今年で10余年が経過したところである。

今後、金融や経済に関する知識の習得に加え、家計管理や生活設計、外部の知見の活用といった行動面の教育、また、適切な金融商品の利用選択についての判断力を身に付けさせていくには、相応の時間が必要と考えられることから、国全体として、中長期的な観点から、持続的に金融経済教育の取組みを粘り強く推進していくことが重要である。

また、報告書本文で述べたとおり、金融リテラシーの向上は、生活スキルの向上を通じた個人の生活の改善にとどまらず、需要者側である国民の金融リテラシーの向上によって供給者側に対してより良い金融商品の提供を求めること、また、中長期の分散投資の促進によって成長分野への資金供給の増加、国民経済全体の成長に貢献することが期待され、全体として、より良い金融を実現することにつながる。供給者側の業界団体・各金融機関においても、こうした金融リテラシー向上の意義を踏まえた一層の貢献を求めたい。

平成24年（2012年）は、金融経済教育にとって、OECDやG20等において、その重要性が再認識された年である。

本報告書で指摘された課題に積極的に取り組むことにより、我が国の金融経済教育は、OECD 諸国の中でも相当高度な水準のものになると考えられる。

我が国においても、この報告書を一つの契機として、今後、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することによって、国民の金融リテラシーの向上が図られることが期待される。

金融経済教育研究会・報告書の概要(平成25年4月30日)

【金融経済教育の意義・目的～公正で持続可能な社会の実現～】

生活スキルとしての 金融リテラシー	健全で質の高い金融商品の供給を促す 金融リテラシー	我が国の家計金融資産の有効活用につながる 金融リテラシー
<p>➢現代社会では、金融との関わりを持つことは避けられない状況。</p> <p>➢社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、生活設計の習慣化と金融商品を適切に利用選択する知識・判断力が重要。</p>	<p>➢利用者保護の実現には、政府による規制だけでは限界。また、過度な規制は、金融機関のイノベーションを阻害するおそれ。</p> <p>➢利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待。</p>	<p>➢約1500兆円の家計金融資産の過半は現預金。分散・長期投資のメリットについての理解が十分でないこともその要因。</p> <p>➢家計の中長期の分散投資が促進されれば、成長分野への持続的な資金供給に資する効果。</p>

【金融経済教育の今後の進め方】

学校段階、社会人・高齢者段階でこれまで様々な金融経済教育が行われているが、今後は、以下を踏まえて推進。

1. 身につけるべき金融リテラシー

(1)行動面の重視

知識の習得に加え、健全な家計管理・生活設計の習慣化、金融商品の適切な利用選択に必要な着眼等の習得、必要な場合のアドバイスの活用など行動面を重視。

(2)最低限習得すべき金融リテラシーの共有

金融経済教育の効率的・効果的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー(4分野・15項目(別紙))を関係者で共有。

(3)体系的な教育内容のスタンダードの確立

年齢別・分野別の教育内容について、体系的にとりまとめた、より詳細なスタンダードを確立。

2. 金融経済教育の対象者

- ・学校における取組みの定着とともに、社会人・高齢者に、より焦点を当てて推進。

3. 各分野の取組み内容

(1)学校段階における取組みの推進

①小・中・高等学校

- ・社会科・公民科での教育に加え、家庭科における家計管理・生活設計の教育を充実。

②大学

- ・金融経済教育の推進の検討。

(2)社会人・高齢者段階における取組みの推進

①確定拠出年金加入者への投資教育の充実

- ・継続的な投資教育の実施・内容の充実。

②自治体における取組みの推進

- ・「消費者教育推進法」に基づき、今後政府で策定する「基本方針」に金融経済教育を位置付け。

③業界団体・各金融機関等による取組み

- ・重要な担い手であり、引き続き積極的な取組みを期待。

④予防的・中立的なアドバイスの提供

- ・トラブルの発生を事前に防ぐため、予防的なアドバイスの提供を充実。

(3)金融経済教育を担う人材の育成

質の高い金融経済教育の提供を行うため、現場で教育を担う人材を育成。

(4)金融商品にかかる情報提供の充実

金融商品について、中立的機関による情報提供の充実。

4. 金融経済教育の推進を図る手段

(1)金融経済教育の推進体制

- ・金融庁を中心とする関係当局がより積極的に役割を果たすことが必要。
- ・その際、金融広報中央委員会のネットワークを活用し推進していく場(「金融経済教育推進会議(仮称)」)を設置。
- ・その場では、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行うことにより、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理。

【取組むべき課題】

- ・最低限習得すべき金融リテラシーの具体化。
- ・年代別にどのような順序で教えるべきか整理・体系化。
- ・関係当局・関係団体等のウェブサイトを相互にリンクを張り、利用者が容易かつ網羅的にアクセスできる情報提供体制を構築。

(2)効果測定の定期的な実施

国民への金融経済教育の定着度合を測るため、金融広報中央委員会の「金融力調査」を活用。

(別紙)最低限身に付けるべき金融リテラシーの4分野・15項目

1. 家計管理

項目1 適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化

2. 生活設計

項目2 ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解

3. 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択

【金融取引の基本としての素養】

項目3 契約にかかる基本的な姿勢の習慣化

項目4 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化

項目5 インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解

【金融分野共通】

項目6 金融経済教育において基礎となる重要な事項(金利(単利、複利)、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等)や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解

項目7 取引の実質的なコスト(価格)について把握することの重要性の理解

【保険商品】

項目8 自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解

項目9 カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

【ローン・クレジット】

項目10 住宅ローンを組む際の留意点の理解

①無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性

②返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性

項目11 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化

【資産形成商品】

項目12 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解

項目13 資産形成における分散(運用資産の分散、投資時期の分散)の効果の理解

項目14 資産形成における長期運用の効果の理解

4. 外部の知見の適切な活用

項目15 金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

消費者教育の推進に関する基本方針：抄

(平成25年6月28日 閣議決定)

II 消費者教育の推進の基本的な方向

3 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

(その他の消費生活に関連する教育)

金融経済教育

金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくことにある。

国民一人一人が、金融リテラシーを身に付けるためには、金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けること、保険商品、ローン商品、資産形成商品といった金融商品の適切な利用選択に必要な知識・行動についての着眼点等の習得、事前にアドバイス等の外部の知見を求めることの必要性を理解することが重要である。

これらの金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要である(注)。

(注)

金融庁の「金融経済教育研究会」が、平成25年4月にとりまとめ、公表した「報告書」を踏まえ、同年6月、金融広報中央委員会は、有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画する「金融経済教育推進会議」を設けた。

資料 6-8-4

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」

WEBサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>

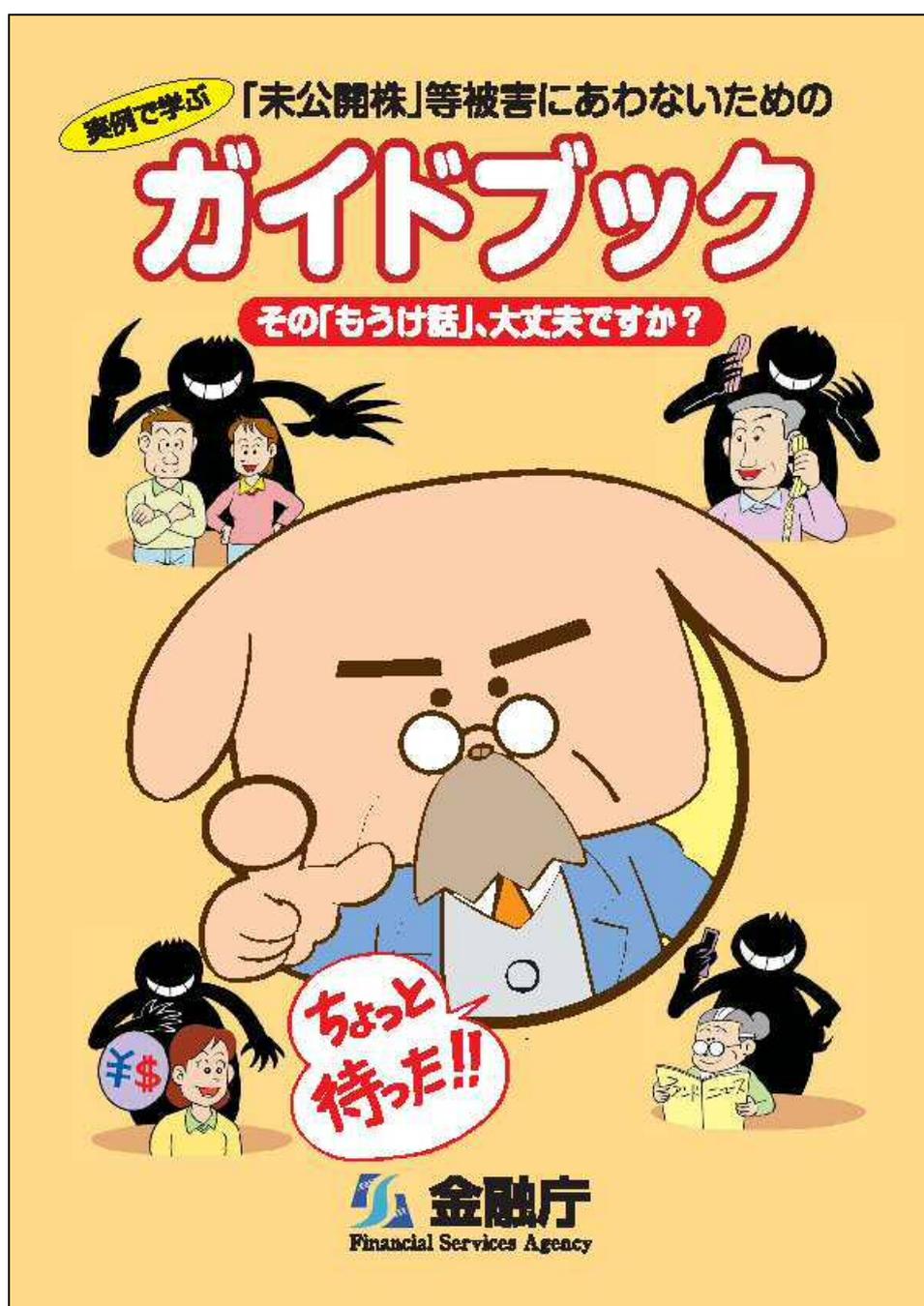


未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」

WEBサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



金融トラブルに巻き込まれない ためのシンポジウム

参加
無料

金融商品取引上のトラブル、
詐欺的な投資勧誘などの被害に遭わないために…

住田 裕子
弁護士



日時 平成24年12月5日(水)
14:00~16:20(開場13:30)

場所 さいたま新都心合同庁舎 1号館 講堂
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

基調講演 金融トラブルに巻き込まれないために
住田 裕子 (すみた・ひろこ) 弁護士

パネルディスカッション



コーディネーター
深野 康彦 (ふかの やすひこ)
有限会社ファイナンシャルリサーチ代表
ファイナンシャルプランナー

パネリスト

住田 裕子 (弁護士)
斉藤 昌宏 (武蔵野銀行 執行役員 事務統括部長)
野口 聡 (埼玉県警察本部生活安全部生活環境第二課 警部)
樋山 昌子 (全国消費生活相談員協会 金融サービス研究会主任研究員、
消費生活相談員)

お申込み方法

**お申込み
締切日** 平成24年11月26日(月)

定員 150名 定員になり次第、締切らせていただきます。予めご了承ください。

参加の可否につきましては、参加証の発送を持って通知にかえさせていただきます。
シンポジウム開催日までに参加証を送付しますので、当日ご持参ください。
※お送りいただいた個人情報は、当シンポジウム開催関係事務以外に使用することはありません。

WEB

<https://www.supportoffice.jp/kinyuusimpo>
内の応募フォームにご入力の上、ご応募ください。

FAX

裏面のFAX申込書に必要事項をご記入いただきシンポジウム参加受付事務局までお送りください。

※FAXお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

ハガキ

ご氏名(ふりがな)、ご住所、電話番号を必ずご記入の上、下記シンポジウム参加受付事務局までお送りください。

※はがき到着時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

お申込に関するお問合せ先

金融トラブルに巻き込まれないための
シンポジウム参加受付事務局
〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急柏木ビル7階
(有限会社ビジョンブリッジ方)
TEL:03-5331-3231 FAX:03-5331-3239
E-mail:kinyuusimpo@supportoffice.jp

内容に関するお問合せ先

関東財務局理財部金融調整官
〒330-9716
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL:048-600-1275 FAX:048-600-1231
E-mail: kanzai-kinchou@kt.lfb-mof.go.jp

※開催会場へのお問合せはご遠慮ください。

主催：金融庁・関東財務局

後援：内閣府・消費者庁・文部科学省・金融広報中央委員会・埼玉県・さいたま市・埼玉県金融広報委員会

プロフィール



住田 裕子 (すみた ひろこ)

昭和26年6月21日、兵庫県加古川市生まれ。東京大学法学部卒業。昭和54年東京地検検事に任官し、以後、大阪等各地の地検検事として転勤を重ね、昭和62年に女性初の法務省民事局付検事として民法・国際私法等の改正を担当。平成2年に全庁女性初の法務大臣秘書官に就任。その後、司法研修所教官等を経て、平成8年弁護士登録し、さまざまな公職や獨協大学特任教授などを歴任。現在、NPO長寿安心会の代表として長寿社会の安全安心な社会づくりと東日本大震災の復興支援のために奮闘中。「住田裕子の老後安心相談所」「住田裕子の離婚相談所」などの著書・論文多数。同業の夫との間に2子あり。



深野 康彦 (ふかの やすひこ)

1962年埼玉県生まれ。大学卒業後、クレジット会社を経て1989年4月に独立系FP会社に入社。以後、金融資産運用設計を中心としたFP業務を研鑽。1996年1月に独立し、現在のファイナンシャルリサーチ(2006年1月設立)は2社目の起業。FP業界暦24年目のベテランFPの1人。新聞、マネー誌や経済誌、各種メールマガジンへ執筆や取材協力、テレビ・ラジオ番組などの出演を通じて、投資の啓蒙や家計管理の重要性を説いている。著書に『図解金融機関にすすめられた商品の中身がわかる本』講談社、「これから生きていくために必要なお金の話を一緒にしよう!」ダイヤモンド社などの多数ほか、新著『会社が傾いても「自分だけは大丈夫」病』講談社。ラジオNIKKEIでは「ファイナンシャルBOX/木曜日」パーソナリティを6年「深野康彦のマネーマジジン」パーソナリティを3年行っていた。

斉藤 昌宏 (さいとう まさひろ)

武蔵野銀行 執行役員 事務統括部長

昭和32年12月28日、埼玉県生まれ。中央大学卒業。昭和55年に株式会社武蔵野銀行入行し、その後、総合企画部経営政策室長、熊谷東支店長、武蔵浦和支店長を経て、平成24年より、執行役員事務統括部長。

樋山 昌子 (ひやま まさこ)

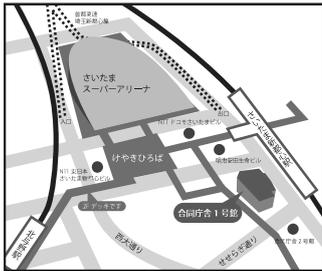
全国消費生活相談員協会 金融サービス研究会主任研究員、消費生活相談員。

昭和61年より 消費者センターの相談員。

平成17年 金融庁「保険会社の利用度満足度向上に向けた懇談会」メンバー。

平成18年 全国消費生活相談員協会 金融サービス研究会編「誰にもわかる医療保険」執筆。

平成21年より 金融広報中央委員会の季刊誌「くらし塾きんゆう塾」の「わたしはダメサレナイ!!」を監修。



会場案内

ご来場は公共交通機関をご利用ください。

さいたま新都心合同庁舎 1号館 講堂

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

最寄駅からのアクセス

●JR 京浜東北線、宇都宮・高崎線「さいたま新都心」駅 ●JR 埼京線「北与野」駅

下車徒歩約5分

下車徒歩10分

(改札出て左、2階通路でそのまま庁舎につながっています)

(改札出て右にある階段で2階通路へ、そのまま庁舎につながっています)

FAX申込書

FAXでお申込みの方は必要事項をご記入の上、上記番号まで本用紙をFAXして下さい。

※FAX お申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。 申込締切：11月26日(月)

◎お申込み頂いた方には、後日参加証をお送りします。当日お越しの際に受付へお持ち下さい。また、定員(150名)になり次第、募集を締め切らせていただきます。

※印項目は必ずご記入下さい。

ふりがな ご氏名※	
ご住所※	〒
電話番号※	FAX 番号
E-mail	
事前質問	<p>● 質問をしたい講師、又はパネリストにチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 住田 裕子 <input type="checkbox"/> 深野 康彦 <input type="checkbox"/> 斉藤 昌宏 <input type="checkbox"/> 野口 聡 <input type="checkbox"/> 樋山 昌子</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

※緊急の際の連絡の為、お電話番号以外に住所、E-mail アドレスのご記入にご協力くださいますようお願い致します。

お申込みの際に収集した個人情報は、本シンポジウムの開催のためにのみ利用・提供し、その他の目的での利用・提供は致しません。

FAX 03-5331-3239

2012年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 五十嵐 勇
(茨城県)
・元教員としての経験を活かし、学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象とした講演活動を行っているほか、非常勤職員として努めていた大学に金融学習グループを立ち上げ、指導等を行なうなど、金融知識の普及に貢献。
2. 磯村 元史
(東京都)
・元金融機関役員としての経験を活かし、「金融経済問題」、「金融商品」、「ライフプラン」などの分野で講演活動を行うほか、少年矯正施設において社会復帰支援の一環として、金融知識啓発の活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
3. 高橋 勲
(神奈川県)
・株式投資や投資信託など投資の基礎知識に関する講演活動を積極的に行っているほか、地元以外でも講演活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
4. 武田 昇
(新潟県)
・FPとしての豊富な知識と経験を活かし、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした講演会等の講演活動に取り組んでいるが、特に高校生を対象とした消費生活講座を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 原 元士
(長野県)
・FPとしての専門知識を活かし、「ライフプラン」、「マネープラン」、「資産運用」、「相続・税金」といった多岐にわたるテーマで講演活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
6. 竹中 公美
津幡 善枝
油谷 喜美枝
(石川県)
・小学生の親子や高齢者等に対し、金融トラブルや金融教育に関する紙芝居や寸劇の上演を行うなど工夫を凝らした講演活動を積極的に取り組んでおり、金融知識の普及に貢献。
7. 前田 芳子
(三重県)
・消費生活相談員、FPとしての知識と経験を活かし、「生活設計」、「金融商品の知識」などをテーマに講演活動等を実施するなど、金融知識の普及に貢献。
8. 杉井 克彦
(大阪府)
・社労士、税理士、FPとしての豊富な経験と知識を活かし、「ライフプラン」、「資産運用」、「金銭教育」といった多岐にわたる分野で講演活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
9. 松本 妙子
(福岡県)
・婦人会などを対象に、生活設計をはじめとする金融分野に関する講演活動において、自身が作成した資料を使用するなど工夫を凝らした講演活動を行っているほか、地元の金融学習グループの発掘・指導を行うなど、金融知識の普及に貢献。
10. 実松 小夜美
(佐賀県)
・消費生活相談員としての経験を活かし、金融商品に関するトラブル事例を盛り込む等の工夫を凝らした講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
11. 鯉川 美加
(佐賀県)
・消費生活相談員、FPとしての豊富な知識を活かし、高校生から高齢者まで、幅広い年齢層を対象にした、「消費者トラブル」、「金融取引の基礎知識」など身近なテーマを中心とした講演活動を通じて、金融知識の普及に貢献。

12. 羽田 稲子
(長崎県)
- ・消費生活相談員、FPとしての豊富な経験を活かし、「年金」、「相続」、「金融トラブル」など幅広く講演活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
13. 金澤 裕子
(熊本県)
- ・高校生から高齢者まで、幅広い層を対象に、金融トラブルに関する講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
14. 徳村 美佳
(熊本県)
- ・高校生や大学生などを対象に、金銭教育について講演を積極的に実施するなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 富山県立高岡商業高等学校
(富山県)
 - ・生徒主体の模擬株式会社の運営や金融機関を含む地元企業でのインターシップなどにより、企業活動の実態、経済の仕組み、金融の動きについて理解を深めるなど、実践的な金融経済教育に取り組んでいる。

2. 愛媛県立津島高等学校
(愛媛県)
 - ・「生きる力を育成する金融教育の推進」という重点目標を掲げ、金融教育に視点をおいた教科指導の実践や、インターシップの実施等を通じて、幅広く金融教育に取り組んでいる。

3. 鹿児島県立川内商工高等学校
(鹿児島県)
 - ・「ライフプランニング」等の教科指導のほか、小学生に職業体験、消費体験などをさせるという全国でも数少ない「キッズビジネスタウン」の運営を生徒に行わせるといった金融教育に取り組んでいる。

金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
24/7/5	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	25年2月17日	第7回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
24/8/13	日本証券業協会	24年9月29日～ 11月23日	平成24年度「投資の日」記念イベント
24/10/29	日本証券業協会	24年12月25日～ 25年1月8日	金融経済教育フォーラム
25/3/28	公益財団法人生命保険文化センター	25年5月15日～ 9月9日	第51回中学生作文コンクール
25/5/10	金融広報中央委員会	25年8月24日 ～25年12月15日	2013年度「親子のためのおかね学習フェスタ」
25/5/13	金融広報中央委員会	25年7月29日	2013年度「教員のための金融教育セミナー」
25/5/13	(社)投資信託協会	25年5月18日	投信フォーラム2013(新潟)
25/5/16	金融広報中央委員会	25年5月20日 ～26年3月20日	第46回「おかねの作文」コンクール(中学生向け)
25/5/16	金融広報中央委員会	25年5月20日 ～26年3月20日	第11回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
25/5/16	金融広報中央委員会	25年5月20日 ～26年3月20日	第10回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール
25/5/16	(株)日本経済新聞社	25年5月～ 26年1月	第14回日経STOCKリーグ
25/6/17	(社)投資信託協会	25年7月27日	投信フォーラム2013(佐賀)
25/6/19	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	25年6月1日～ 10月31日	小学生『夢をかなえる』作文全国コンクール
25/6/24	日本証券業協会	25年7月25日 ～8月17日	教員向け金融経済夏期セミナー
25/6/24	全国公民科・社会科教育研究会	25年7月30日 ～8月1日	証券・経済セミナー